

環境福祉経済委員会記録

環境福祉経済委員会

委員長 笹井 琢

- 1 日 時 令和4年6月17日(金) 開会： 10時00分 閉会： 15時38分
水道局、病院局、福祉保健部
令和4年6月20日(月) 開会： 10時00分 閉会： 16時04分
環境部、経済部、建設部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、木村 信秀、笹井 琢、田邊 学、仲山 哲男、西崎 孝一、
林 節子、早稲田真弓
- 4 事務局職員 市川 恵美、起本一生
- 5 説明員
吉本副市長
水道局 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、中島料金担当課長
病院局 桑田病院事業管理者、西村病院局管理部長、田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長、小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長、植本大和総合病院事務部次長兼業務課長、川崎病院局経営企画課長、田中光総合病院医事課長、佐古光総合病院総務課長、大濱光総合病院經理担当課長、原田介護老人保健施設業務係長
福祉保健部 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、田中健康政策担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、岡村福祉総務課長、奥田地域福祉担当課長、安池高齢者支援課地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長、中本介護老人保健施設民営化準備室長、温品子ども家庭課長、和久子ども相談担当課長、山野井子ども家庭課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長、都野健康増進課健康対策担当参与兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室参与
環境部 森重環境部長、周田環境政策課長、小山環境事業課長兼深山浄苑長、邊見下水道課長、山口下水道技術担当課長
経済部 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、弥益有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長、萬治商工観光課長、坪根公共交通政策課長
建設部 酒向建設部長、松並建設部次長兼都市政策課長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山本道路河川課長、山本開発指導担当課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道1社、市議会モニター、市民2名

1 陳情要望

(1) シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）について意見書の提出を求める陳情

朗 読：書記 ～別紙

意見陳述

○道祖本俊秀氏

皆さん、おはようございます。道祖本と申します。

令和4年の5月30日の定時総会で、前任の藤井さんから引き継いだばかりでございますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

それから、本日は、私どもからの陳情につきまして、意見陳述の時間を設けていただきまして誠にありがとうございます。感謝をいたしております。

また、陳情書の提出時点では、令和3年度の実績がまだ確定をしておりませんでしたので、2年度の実績になってございますけれども、3年度もほぼ同じ数値ということになりますので、そういう文脈で御理解をいただければというふうに思います。

座って説明をさせていただいてよろしいでしょうか。失礼します。

御承知のように、我が国の消費税制度は、課税売上に係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税を引くということになっております。この差分が消費税額ということでございます。

令和元年10月1日からの消費税率の引上げに合わせて、軽減税率制度が導入をされましたので、8%、10%という複数税率となつてまいりました。

正確な納税徴税事務のためには、令和5年の10月1日から、この複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としまして、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度ということが導入をされるということになってまいりました。

インボイス制度が導入をされるまでは、全ての取引において、仕入税額控除が認められておりますので、センターから仮に支払う配分金、仕事に対する対価ですけれども、消費税が内税として含まれておりますが、これに関する消費税も、仕入税額控除ができていますということでございます。

問題になりますのは来年の10月からでございます。税務署に申請をして登録された課税事業者、適格請求書等発行事業者というそうですけれども、この課税事業者のみが交付できるインボイスを介在させた取引だけが仕入税額控除の対象になるということです。

ところが、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者、これは消費税の免税対象です。消費税の納税の免税対象です。税務署に申告、登録をしませんので、課

税事業者にはならずインボイスを発行することができないということになります。

これをシルバーに当てはめてみますと、会員は基本的に請負委任の形で働きますので、形式的には個人事業主というふうになります。平均的な会員のセンターでの収入ですけれども、こちらが、年間で大体25万円から30万円程度というふうになります。年間課税売上高が1,000万円以上になる会員というのはほとんどいないというふうに推測をされまして、ほぼ全ての会員さんが免税事業者であろうというふうに思っています。ですから、会員さんがあえて税務署に申請をして、課税事業者にならない限り、インボイスを介在した取引ができないというふうになります。

ここであえてというふうに申しましたのは、会員が課税事業者になるということは、本来ならば、免除されるはずの消費税を納税することになってしまって、手取り収入が減ってしまう。加えて、納税事務手続が課せられる。二重の負担が発生をするということになります。会員さんにとってはデメリットしかないということになります。

それで、先ほどいいましたように、課税売上高が1,000万円以下の事業者、正当な権利として、消費税納税が免除がされておりますので、会員に課税事業者への登録を強制をするというわけにもいかないというふうになってまいります。

一般的には、仕入税額控除を行うために、取引相手を課税事業者に限るという選択が可能ですけれども、シルバー人材センターでは、免税事業者である会員としか取引ができないというふうになります。

このような結果としまして、令和5年10月からは、会員さんとの取引について、インボイスが介在をしないので、会員に支払う配分金に含まれる消費税分、仕入控除ができなくなってしまう。センターはその分、新たな経費負担が発生をするということになります。

その制度が現行のまま導入をされますと、開始から6年間というのは、段階的な仕入税額控除が認められておりますけれども、経過措置が終わりますのが、平成11年10月からですけれども、センターは消費税分を納税する必要が出てくるというふうになります。

当センターの配分金の支払い実績というのは、大体1億三千二、三百万円というのが例年でございますので、ざっくりですけれども計算をしますと、センターが納税する消費税というのは、年間で1,200万円にも上ってしまうという非常に巨額な消費税になってまいります。

ただ、当センターは公益法人でございますので、法人法で運営は収支相償というものが強く求められておりますので、新たに生じるこの巨額な消費税負担を賄う財源がございません。一部事務費用を自前財源の確保です。事務の効率化と

かそういったもので賄うということも考えられますけれども、1,200万円全てを賄うということは到底不可能であろうというふうに思っています。

その納税をするためには、料金値上げをして発注者に御負担をいただくか、会員に支払う配分金を減らしてしまうか、引き下げて支払うか、それか両方のミックスかという方法しかないわけでございます。

料金の急激な値上げになりますので、昨今の不安定な国際状況による値上げラッシュなどの経済不安、当然相まっていまして、発注者のシルバー離れを引き起こしてしまう、仕事が大幅に減少するおそれがございます。

一方、会員の配分金の引下げですけれども、これは免税事業者には納税免除が権利として認められているにもかかわらず、年額で換算をしますとほぼ1か月の配分金に相当する額が減額になってしまうというふうになっていきます。そうしますと、会員のモチベーションの低下ですとか、退会者の増加、これは、もうシルバーの衰退につながるのではないかと大変危惧をしておるところでございます。

人生100年時代を迎えまして、国を挙げて、生涯現役社会の実現が求められている中で、地域社会で仕事をしたいと考えている高齢者にとりまして、組織的に就業などの提供を行っているセンターの役割はますます重要であるというふうに思っています。高齢者自身にとっても、退職後の充実した生活を実現させるための有力な選択肢であろうというふうに思っています。働くことを通じて、地域社会への活性化、フレイル予防による医療費、介護給付費の削減にも寄与をしておるといふふうに思っております。

こうした高齢者の生活そのものと言える生きがい就業に対しまして、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、高齢者のやる気や生きがいをそぎ、引いては、地域社会の活力低下をもたらすものというふうに懸念をしています。

ただし、このインボイス制度が導入された後でも、幾つかの取引です。例えば、古物営業ですとか質屋さん、それから、農協、漁協などでは、インボイスを介在させない仕入税額控除ができる適用除外というものが設けられています。シルバーの会員さんが、まさに納税義務が免除されておりますので、これらの取引と同様に、一定の要件を満たした帳簿の保管などの簡便な方法で仕入税額控除が行えるようにしていただくか、それ以外の方法というのはいろいろあるのかもしれないけれども、国において、何らかの方法でこの新たな税負担に対処できる処置を取っていただけるように要望する次第でございます。

そうしたことで、少額な会員の収入がさらに減少することなく、シルバーセンターの安定的な事業運営も可能になってくるというふうに思っています。

現在は、この制度がシルバー事業に及ぼします深刻な影響につきましては、全

国シルバー人材センター事業協会、それから、各都道府県のシルバー人材センター連合会、それから、傘下の各シルバー人材センター、草の根運動というものを行ってございまして、3月時点で既に、道県、政令指定都市、市、町、村の150議会による陳情による意見書が採択されてございます。県内では、12月議会で周南市、3月議会では下関、防府、萩、下松、山陽小野田、美祢、長門、8議会で採択がされております。

この6月議会におきましては、当センター、山口市、柳井市、それから、県連合会が県議会へ陳情をさせていただき予定になっております。

添付させていただきました意見書案でございますけれども、この国への提出につきまして、よろしくお取り計らいをいただきますようお願いをする次第でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

2 水道局関係分

(1) その他（所管事務調査）

①令和3年度光市水道事業決算見込みについて

説 明：中西業務課長 ～資料なし

質 疑

○大田委員

本会議において市長が報告された山口県産業団地整備事業で、令和8年まで造成工事をやるという報告をされて、それに対する、給排水設備及び道路の整備を光市で執り行うというような報告じゃったと思います。

そこでお聞きしたいんですが、新たな産業団地への水道水を供給する場合、十分な水量や水圧は確保できるのかどうかお聞きしたいと思うのですが。

○藤井工務課長

おはようございます。

産業団地への十分な水量、水圧の確保ができるのかという御質問でございますが、現時点におきましては、新たな産業団地への水道水を供給するための配水管の布設ルートや口径、また今後整備していく施設の規模が確定していない状況にありますので、具体的には申し上げることはできませんが、隣接する周防工業団地、大和工業団地で平均的に現在使用されている水量の合計、日量150m³という数字を参考にしますと、仮に同程度の水量を使用されても十分な水量、水圧

を確保できるものと考えております。

以上です。

○大田委員

今現在が日に150m³の水量を送っているのですが、新しい工業団地をやっても、水圧なんかは確保できるんじゃないかという答弁じゃったと思うんです。それは、大体300m³になるんですが、産業団地より下流側の既存の水道流水に対しての影響というのは考えておられますか。

○藤井工務課長

下流側の水道利用者に対する影響につきましては、水量や水圧が低下するような形での整備計画を行うことはございませんし、仮に水量、水圧が低下するほど水を使うユーザー、給水申請があった場合についても、受水槽などの設備をお願いすることになりますので、既存の水道利用者に対する影響もないと考えております。

以上です。

○大田委員

受水槽やら使うから影響ないだろうという考えだったと思います。影響ないようお願いしたいと思いますが、その新しい産業団地整備事業において、給排水設備、道路の整備等でたしか3億円程度を見込まれておるようにお聞きしておるんですが、そのときの水道管布設に係る費用の負担は、水道局が負担するのでしょうか、それとも、市長部局が負担されるのでしょうか、お聞きしたいと思うんですが。

○中西業務課長

費用負担に関するお問合せでございますが、当該事業の実施主体は山口県と光市でございまして、水道局につきましては、産業団地内外の水道管の布設、これに伴う設計、施工管理等を光市より受託するという形式を取ることが想定されます。

過去に実施しました例では、ひかりソフトパーク整備事業、このときにつきましても同じ形式取っておりまして、水道管布設に係る経費は光市より負担していただいております。今回も同様となるということでございます。

以上でございます。

○大田委員

今までは光市当局が負担をしておるといので、これに準ずるんじゃないかなろうかという答弁じゃったと思います。あんまり負担のならないようお願いしたいと思います。

また、光日積線、今現在、大和地区の片山のところにおいて、道路拡幅、歩道設置工事を行っていると思うんです。そのところにおいて、のり面を削っているんです。その上にちょうど水道の約1,500 t ための貯水タンクがあると思うんですが、それによって、のり面工事によって、今度、極端な集中豪雨なんかがあった場合、安全面というのは、どういうふうにお聞きしておられるんでしょうか、県との話合いがあったと思うんですが、そのところをお知らせ願いたいと思うんですが。

○藤井工務課長

大和配水池付近での県道拡幅工事の御質問ですが、県が施工しております拡幅工事で、大和地区に配水を担う重要な施設である、大和配水池に隣接する山の斜面を掘削する内容でございましたので、工事着手前に県の発注者、施工業者、水道局の3者で現地での事前協議を行い安全性確保の確認を行ったところであります。

現在のところ、拡幅工事も順調に進んでおるようでございますが、梅雨時期に入り、雨が続く中での施工も予想されることから、委員御指摘のとおり、大和配水池の重要施設としての位置づけの再認識と安全性の確保について、再度改めて県の担当者に、安全性の確保を大前提とした工事实施について、要請していきたいと考えます。以上です。

○大田委員

工事にかかる前に、県との安全確認を行って、今、工事をされているようにお聞きしました。今後とも、また安全確認をお願いするような答弁じゃったと思いますが、あすこの貯水タンクは大和にとって大事な送水タンクでございますので、今後とも、安全確認をよく行って工事を進めて、貯水タンクの安全を確保していただけるようお願いして終わります。

○早稲田委員

おはようございます。

先ほどの費用についての説明で、燃料の値上げによって費用が1,100万円増加しているとおっしゃられていたんですけども、具体的に燃料というのは何なんでしょうか、お願いします。

○中西業務課長

燃料費の高騰は、主にポンプなどで使う電気代に影響しておりまして、燃料調整費の上昇に伴う費用の増加ということでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

電気代ということで、今後も上がっていくかもしれないような報道がなされていますけれども、何かそれに対しての対策等を検討されておられますでしょうか、お尋ねします。

○中西業務課長

燃料費の高騰につきましては、予算時期に燃料調整費は、情勢上、どんどんその時期も上がっておりましたので、動力費の予算を多めに組んでおります。想定外の費用増加があった場合につきましては、予備費組んでおりますので、これに対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

今は、トータルで利益は出ているようなので大丈夫かと思うんですけど、電気代が上がっていくようなので、配慮をお願いしたいと思います。

もう一点あります。最近、近いところで地震が多くてちょっと気になっているんですけども、耐震といいますか、そういったものについて、水道局は大丈夫なのかお尋ねします。

○藤井工務課長

現在、配水管の整備計画で耐震化を推進するために積極的に行っております。現在、市内大小合わせて約362kmの管がございますが、そのうちの144km、パーセントにして40%の耐震化が図られているところでございます。

以上です。

○早稲田委員

日本国内どこで地震があるか分からないような地形といいますか、そういったものがありますので、引き続き耐震化を進めていただくようによろしく願いいたします。

以上です。

○田邊委員

おはようございます。

2018年12月6日に改正水道法が成立しました。水道台帳の整備を義務化されていると思うんですけど、台帳整備の未実施の水道事業については、整備を行うことが必要であると。もう直近に迫っていると思うんですけど、光市水道局においては、その水道施設の台帳の整備状況、これはどのようにお考えかをお願いいたします。

○中西業務課長

法改正に伴う内容ですので、私のほうから回答させていただきます。

平成30年になりますが、水道法が改正されて、水道台帳の義務づけというものがなされたわけですが、その趣旨としましては、施設の老朽化に起因する事故の未然防止、近年多発しております自然災害時の円滑な応急対応、こういったときのための基礎資料として適正な保管が上げられます。

光市水道局につきましては、従前より当然、施設台帳の資料となります図面、調書等は備えておりますが、水道管につきましては電子化しております、各種情報を容易に取り出すことができる環境となっておりますが、林浄水場や場外のポンプ所や配水池、こういった施設につきましては、図面、調書等がペーパーベースで管理しておりますので、突発的な事故や、あとは故障時の迅速な情報の取り出しといった点では懸案事項となっております。そのため、今年度、浄水場や場外施設につきましては、各種情報を電子化するための予算措置しておりますので、現在は、これに入力するための情報整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今予算化していると聞いたんですけど、これは、コンサルに頼んでいるのか、それとも、水道局で行っているのか、その辺りをお願いします。

○中西業務課長

基本的には、簡易的なソフトを購入しまして、入力作業は、ルールに従って入力することになりますが情報の集約、入力作業などは、職員が行うこととなります。

以上でございます。

○田邊委員

既存の施設がまだ電子化されていないというところをお伺いしたんですけど、今後その水道台帳を使ってどのように水道局は活用していくのか、どのような利便性があるのかというところをお願いします。

○中西業務課長

今申し上げましたように、電子化に向けて進めておるんですが、水道施設台帳が電子化されますと、現在、分散化されております図面、仕様書等の各種情報が迅速に取り出せることとか、あとは突発的な事故にも迅速に対応できるということだけではなくて、あとは施設設備の修繕、補修履歴、あとは点検調査結果なども一元管理できるということになろうかと思えます。

そのため、水道事業ビジョンで掲げましたアセットマネジメントの実践、大きな主要施策の一つなんですけど、これで示しました維持管理の充実化や、あと各種データの多角的な分析によります施設の延命化、あとは事業の前倒し、こういった検討が可能となりまして、あとは財政状況、水需要に応じた更新計画の策定、こういったものが可能となると。こういった活用も可能になるといったことでございます。

以上でございます。

○田邊委員

効率的にその台帳を使って行われるというところの理解でよろしいわけですね。

○中西業務課長

おっしゃるとおりでございます。

○田邊委員

続きまして、以前も少し質問しましたが、給水装置の工事事業者制度、これも水道法の改正によって更新制度といったものが導入されたと思うんですけど、これは、どのような背景によって導入されたか、これを具体的に教えてもらいたいのでよろしくをお願いします。

○藤井工務課長

給水装置工事事業者制度の背景についての御質問ですが、従来は、各水道事業者が独自に基準を定め、給水装置工事を施工するものを指定しておりました。ところが、平成8年度の水道法改正のときに、全国一律の指定基準が定められたことにより、給水工事の事業者数が大幅に増加した背景がございます。

以前の制度では、新規業者の指定のみで、休止や廃止等の状況が反映しづらく、また、業者の実態把握や指導等が困難な状況であったため、工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るために、令和元年の水道法改正で指定業者の更新制が導入されました。

以上です。

○田邊委員

それなら、今、光市水道局で、この指定給水装置工事事業者の更新状況をちょっと教えてもらいたいんですけど。

○藤井工務課長

まず、現在の光市の指定給水装置工事事業者の総数としまして132社ございます。更新状況といたしましては、昨年度までに対象になった業者は57社ありまして、そのうち42社が更新を行っております。

以上です。

○田邊委員

だから、全体で132社、それで、57のうち42社、更新を行っているというところですね。

○藤井工務課長

更新の期間が来た業者のみではございますが、今42社が更新を行っているということでございます。

○田邊委員

もう一度。期間というのはどういう形なんですか。

○藤井工務課長

期間と申しますのが、更新期間が5年間と定められましたので5年ごとの更新となります。

○田邊委員

更新しているというところは分かりましたけど、その給水装置の事業者の資質とか能力とかという部分を常に維持していかななくてはならないと思います。光市水道局は健全に行っているというところが、私の感覚であります。その辺りは、業者と水道局においての日々の取組、これはどういう形で取り組んでおら

れますか。

○藤井工務課長

日々の取組につきましては、まず給水装置工事標準仕様書というのを作成しております。それに基づいて、施工ルール、基準を定めておりますので、それに従って施工してもらっております。その確認としては、工事申込み時に行い、注意点があれば、工事ごとに指示を出しております。さらには、おおむね3年に1度、山口県全体で給水装置工事事業者を対象とした講習会を開催しております。また、現在は、このたびの更新制度を利用し、更新手続の聞き取り調査のときに仕様書の内容や工事に対する心得などの確認を行い、資質の維持向上に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○田邊委員

そうやって、安全安心な水を日々お届けいただておると。そんなに不具合もないというところで、それでは、水道局がそういったところで努力している部分をこういった形で今まで周知しているのか。いろいろな場面があると思うんですけど、そういったところをお願いします。

○藤井工務課長

周知方法といたしましては、独自広報誌等で給水工事のやり方やルールの、周知をおこない、業者のリストを全戸配布いたしております。また光市水道局のホームページに給水工事に関する情報を掲載し、お知らせをしているところでございます。

以上です。

○田邊委員

大体分かりました。全国一律のレベル統一という形で法律もいろいろ変わってくると思うので、その法律において、日々、水道局の業務も大変と思います。今後もそういったところで、安全安心な水をお届けください。

それと、もう一点お願いします。今現状、送水管の整備事業、これ第2工区を行っていると思うんです。島田5丁目から島田3丁目の辺り、私その説明の回覧を見たら、1日の日進量が書いてありました。そして、期日も書いてありました。日進量はその資料には10mから20mと書いてあったんですけど、距離が幾らか、そして、どの程度の予定でその第2工区は行われて終わるのかというところを詳しくお願いします。

○藤井工務課長

送水管整備事業、第2工区の御質問でございますが、まず、工事の工期算定につきましては、工事に必要な日数、準備に必要な日数、書類整理、それから、雨などで起こる予備日などの積み上げで算出され、決められた基準に沿って決定しております。その結果、第2工区につきましては、工期としましては5月20日から9月30日までと設定しております。

その中で、管を布設するための日数といたしまして、1日1本、1本の長さが6mになりますので、6mを基準として工期を算定しております。

また、先ほど御質問ありました10mから20mという数字でございますが、これにつきましては、水道管を布設するのに必要な作業エリアを確保するための規制延長になります。第2工区の総延長としまして、178.3mを布設するという予定で、現在まだ施工には着手しておりませんが、準備し施工していく予定にしております。

以上です。

○田邊委員

今の説明で、1本当たりというのは、定尺でしょう。定尺で6mで180じゃから60という考えですか。60じゃから10で30日か。じゃけど、いろいろな工期を見込んでそれだけの予備日もあるという考え方でよろしいわけですか。

○藤井工務課長

管を布設する日にちだけであれば確かに30日でございます。その他に舗装を切断する日数、新しく舗装する日数、また切り替えをする日数等、その工事に必要な全体を含めまして工期算定、5月20日から9月30日と長いスパンでの工期の確保をしておるところでございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。日進量は1本6mを入れるという考え方で、あとはそれに附帯するところが予備日としてあって、その工期でありますよというところで、あそこは県道沿いなので交通量も多いと思われるんです。だから、交通に支障がないように、適切に工事を行っていただくようお願いいたします。

以上です。

3 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 32 号 令和 4 年度光市病院事業会計補正予算（第 1 号）

説明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

解体売却するということで、土壌汚染の調査を行うということですが、23 ページの特別損失ということで 880 万円、これは、令和 4 年度光市病院事業会計の当初予算での計画ではあったのか、そのあたりお願いいたします。

○佐古光総合病院総務課長

旧光市総合病院の建物でございますが、実は、旧病院の建物を借用したいという申出がございました。旧病院を改修して使用を検討されていまして、借用期間終了後に解体に向けて土壌調査等を行う予定としておりました。しかしながら、旧病院を使用するための改修にかなりの費用を要することになりましたため、令和 4 年 3 月に正式に旧病院の借入れを断念されました。したがって、令和 4 年の当初予算のほうには間に合いませんでしたので、計上しておりません。借入れの計画がなくなりましたことから、令和 5 年度以降の解体に向けて、令和 4 年にできることを行うということで、今回補正として上げさせていただきました。

以上でございます。

○田邊委員

じゃから、借入れを考えていた方がおったところなんですけど、そういったことがなければ令和 4 年度の当初予算で土壌の調査もやろうとは思ってたという考え方でよろしいわけですが。

○佐古光総合病院総務課長

借入れがなければ、申出がなければ、解体に向けていろいろ事業を進めていこうと考えておりました。

以上です。

○田邊委員

分かりました。

続きまして、この土壌汚染調査を行う敷地面積は何m²、このあたりお願いします。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長
敷地面積ですが、1万511m²でございます。
以上です。

○田邊委員
1万511m²というところの理解をしときます。
これはいつ頃からこの土壌汚染調査を行おうと考えておられるのか。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長
今回、議案として上程させていただいてますので、御議決頂きましたら、直ちに入札等の準備に取りかかっていたいと思っております。一定の周知期間等も必要なことから、9月に着工し、今年度中に調査を完了できるように進めてまいりたいと考えております。
以上です。

○田邊委員
議決して入札、周知を行って、9月頃から開始をしたいという考え、そして今年度中に行う予定であるというところですね。分かりました。
仮に、この土壌汚染調査を行って、劇物なりそういったもの、そういった場所が出たという場合は、もちろんまた対応はしなくてはならないとは思いますが、そういったところもあるのでしょうか、お願いします。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長
まず、仮に濃度が高い汚染が出たということでございましたら、完全浄化を前提に、最も効率的で効果のある方法を検討していきたいと考えております。
次に、どういう現状なのかということでございますが、旧病院については、土壌汚染対策法等で定める有害物質使用特定施設ではございません。また、解体設計と併せて行った地歴調査においても、危険性等は指摘されておられませんので、特定の有害物質を実際想定しているものではございません。さきに御説明いたしましたように、安全性を担保するために進めていく事業でございます。
以上です。

○田邊委員

安全性を担保して行うという、今そういった劇物なり特定有害物質があるようなことは調査上ないが、その土地評価価格に関する問題もあるので、安全な状態で、また解体を行いたいという趣旨で、理解でよろしいですか。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

はい。売買を来年度以降行うときに、円滑に行えるようにこの調査を進めていくものでございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

○大田委員

土壤汚染調査を18か所と70か所やられるというふうにお聞きしたんですが、これは、18か所と70か所の使用目的というのが違うと思うんですが、教えてほしいんですが……。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

この調査区域ですが、先ほどお話ししましたように1万511m²ございます。この調査地を均等に調査していくために、基本的には10m掛ける10mの正方形のようなメッシュ状に地域に配置して、それでその中で定点を定めて調査を行うものでございます。

18か所、70か所の区別ですが、18か所については、第一種特定有害物質、いわゆる揮発性有機化合物等を調査するために、1mぐらい地表から掘って採掘するものでございます。70か所については、第二種、第三種特定有害物質、具体的には重金属や農薬等の調査であります。それらは地表から45cmぐらい土地を削って、それからその70か所について採取して調査するものでございます。

以上です。

○大田委員

18か所においては1m掘ってやる、70か所においては45cm掘ってやるというふうにお聞きしたんですが、これは現在建物が建っていない箇所で行うわけですか。違いますかね。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

基本的には、この調査は建物跡地の土壌汚染調査でございますので、70 か所については、建物の床の被覆部分を除去して土壌を採取する予定でございます。

○大田委員

それやから今建物の1階部分の床をはぐってやると。70 か所はそれをやるということではよろしいんですかね。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

そのとおりです。

○大田委員

1 m掘ると。それより下は、もう完全に安全というふうに考えておられるんですか。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

今回の調査ですが、概要調査で一通り危険な有害物質がないかどうかを調べるものでございまして、1 m掘って揮発性有機化合物が見つかるようなことがありましたら、さらに詳しい調査を行うということでございます。

○大田委員

1階の床をはぐって、そこんところを調査するという、多分、埋め戻し土壌じゃろうと思ってるんですよね。じゃけえ、それより下が以前からある土壌の場合は、そこに残っちゃる可能性ちゅうほうが高いんじゃないというふうに私は感じてるんですが、そのような思いは今のところないというわけですね。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

1 mというものを基準に調査を進めてまいりたいと考えております。大丈夫ということで今は考えております。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

報告：①令和3年度光市病院事業等決算見込みについて

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

では、数点お尋ねいたします。

まず、令和3年度の時間外労働の実績並びに過去3年間の経年推移について確認したいので、お示してください。

○佐古光総合病院総務課長

それでは、過去3年ということでございますので、令和3年、令和2年、令和元年の順に御報告させていただきます。

まず、令和3年の時間外ですが1万7,156時間でございます。令和2年度ですが1万5,257時間、令和元年が1万7,184時間でございます。なお、この数字の中に、当院が是正勧告受けましたときの時間外というのは含まれておりません。

以上でございます。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

大和総合病院におきましては、令和3年度は全体で5,348時間、令和2年度は5,110時間、令和元年度は4,709時間となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。

次の質問です。令和3年度の時間外労働の要因並びに時間外労働の管理方法についてお尋ねします。

○佐古光総合病院総務課長

令和3年度の時間外労働の要因でございますが、主なものとしまして、コメディカル部門につきましましては、救急の呼出し等がございます。一番職員の多い看護部でございますが、こちらは病棟でのナースコール対応とか、看護記録の記入というかパソコンへの入力、そういったものが多くなっております。

また、時間外の管理方法でございますが、病院としましては、時間外は通常業務を行う上での時間外と、医療現場でございますので緊急対応等で時間外というが発生します。多くはこの2種類になると思います。

通常業務の時間外につきましましては、事前に所属長の事前の承認、何時から何時

までで、こういった業務内容を行うということを申告しまして、管理職の了承を得た上で行っております。

緊急対応の場合は、事前の承認というのがなかなか難しいこととなりますので、事後の承認としております。

各部門においては、時間外の管理というのは基本的には自己申告の管理とはなっておりますが、毎月月初に、前月の1か月分のICカードで記録した出退勤記録の一覧表を全職員に配付しております。この勤務時間と出勤時間を比較して乖離しているものについては、理由等を記入して所属長に提出しているということにしております。ですので、所属長もその一覧表を目にしますので、所属長も職員の出退時間が確認できるというようになっております。

以上でございます。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

大和総合病院におきましては、令和3年度の時間外労働の主な要因につきましては、新型コロナウイルスに関連する検査、それと、ワクチン接種等の対応による業務量の増加によるものでございます。

時間外勤務の管理方法でございますが、光総合病院と同様の取扱いでございます。時間外勤務を行う場合につきましては、事前に所属長に内容や予定時刻を報告し、所属長がその勤務についての必要性、緊急性を判断した上で命令を出しまして、これにより時間外勤務を行うこととしております。

なお、緊急の場合で事前に報告ができないという場合につきましては、事後に報告を行うようにしております。

以上でございます。

○早稲田委員

では、時間外労働の多い職員に対してどのようなフォローをしているのか、お尋ねします。

○佐古光総合病院総務課長

それでは、一番職員の多い看護部の対応について、御紹介させていただきます。

看護部では、時間外が多く出た職員につきましては、次の日の午後から出勤というふうにしておったり、年休を取得するようにと勧めたりとしているところでございます。

以上でございます。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

大和総合病院におきましては、一定の時間数以上の時間外労働を行った職員につきましては、毎月開催いたします職員安全衛生委員会に報告いたしまして、委員の意見を求めることとしております。また、同一の職員が一定以上の勤務時間が複数月にまたがった場合につきましては、所属長に業務の改善を求めるとともに、職員の健康状態等の確認を行いまして、必要に応じまして産業医等に相談して対応することとしております。

以上でございます。

○早稲田委員

では、管理職と職員の間で定期的に面談、職場の課題や個人の悩みなどについて、そういう面談を実施しているのかを教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

全体といたしましては、人事評価制度がございますので、この中で、年1回面接を行っているというものがございます。

また、看護部におきましては、各部署の師長により、目標管理面接というのを年3回行っております。その中で職員の目指していることとか、悩みとか、そういったものも聴取しているということを聞いております。所属で対応が難しいという場合は、看護部のほうで本人と面談を行っているというところでございます。

以上でございます。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

大和総合病院におきましても、光総合病院と同様に、年1回の人事評価の際に面談を実施しております。

また、定期的に各職場で会議等を開催いたしまして、情報共有や職場内の課題、問題について話合いの機会を持っております。

以上でございます。

○早稲田委員

では、職員から職場の問題が提起された場合は、どのような対応を取っているのか、お尋ねします。

○佐古光総合病院総務課長

先ほど看護部での問題提起、悩み等の聴取の話をさせていただきましたので、看護部の対応を言わせていただきます。

看護部の場合は、職場で問題が提起された場合は、まず、師長会議で話し合いを行いまして解決に取り組んでいるというところがございます。また、意見を聴取するために、職員向けにアンケート等も実施をしているそうでございます。

以上でございます。

○植本大和総合病院事務部次長兼業務課長

大和総合病院におきましては、職員から職場の問題が提起された場合につきましては、基本的には所属長が問題解決に向けて対応することとなります。その部署だけで解決できない問題となった場合におきましては、所属長が関連する部署との話し合いや調整を行いまして、さらには院長や事務部長、看護部長が出席いたします会議等で、問題解決に向けて、さらなる協議を進めることとなります。

以上でございます。

○早稲田委員

最後の質問ですけど、令和2年度に時間外不払いが明るみに出てまいりましたけれども、賃金の未払いは全て解消されたとの認識でよいでしょうか、確認させていただきます。

○佐古光総合病院総務課長

時間外についてでございますが、以前に比べると時間外の申請者とか申請時間というものが増えております。数字として増えております。時間外が増えること自体がよいこととは思っておりませんが、申請しやすい環境になっていると認識しております。

また、毎月1回安全衛生委員会で、各種いろいろな職場を巡視しております。その際にも時間外の取得状況とかそういったものも聴くようにしております。

以上でございます。

○委員長

今の質問は、令和2年度の時間外の未払いは払われているかというのが質問内容にあったかと思しますので、その部分の答弁をお願いいたします。

○佐古光総合病院総務課長

申し訳ありません。未払いについては終わっているという認識でございます。退職された職員につきましても支払いを行いました。

以上でございます。

○早稲田委員

未払いについては一応全て解消されたということの確認でいいということで、はい、理解しました。

私からは以上です。

○田邊委員

一般質問で行った部分、まだちょっと確認したい部分がありますので、公立病院の経営強化プランです。6つのポイントがあって、今回新たに追加された医師、看護師等の働き方改革の推進の部分、このあたりを具体的にお願いいたします。光市では、どのようにお考えであるかというところなんですけど、医師と看護師の働き方改革、今回のガイドラインに沿っての今後の考えというところをお願いいたします。

○川崎病院局経営企画課長

まず、医師の働き方改革についてなんですが、令和6年度から医師の時間外労働規制について、より適切な労務管理が必要となります。医師の業務を軽減するために、看護師、薬剤師、臨床検査技師、医療事務作業員などによる対応可能な業務を他の医療従事者に移管するタスクシフト、業務を他の医療従事者で分け合うタスクシェアの推進、またICTの活用が必要になると考えております。

あと、看護師や薬剤師などについてですが、こちらに必要な人数の確保、育成も質の高い医療の提供体制の確保だけでなく、当然働き方改革にもつながっていくものと考えております。また、看護師や薬剤師などの確保、育成も、医師の負担軽減からも重要になると考えております。

以上でございます。

○田邊委員

新しい公立病院の経営強化ガイドラインは、とにかくその経営強化という部分が重要となると思うので、経営強化というところを念頭に置いて、ガイドラインに沿ってお願いいたしますというところなんですけど、もう一点は、もうやっぱり新しい部分が今回ポイントにあります。新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組について、病院局においては、今後どのように、また光市ではどのように行っていくのか、どのようにお考えか、そのあたりはこのガイドラインでも新しい項目であります。

以上、そのあたりをお答え願います。

○川崎病院局経営企画課長

新興感染症の平時からの取組ということでございますが、平時からの取組については、光総合病院では、平成24年に医療関連感染対策室を立ち上げ、室長に循環器内科部長、専従の感染管理認定看護師を配置して、患者、家族が安心して来院できるように、また医療従事者の安全確保も含め、院内マニュアル、研修会の開催など、組織的に感染対策を行っております。

大和総合病院においても、院内感染対策担当の看護師長を配置して、両病院で定期的なカンファレンスを実施し、情報共有を図りながら連携して感染予防・感染対策に取り組んでおります。これは、診療報酬上、感染対策の向上を図っている施設として両病院が評価をされているものでありまして、平時より感染対策制御チームの活動、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止対策等に取り組む、新興感染症の発生にも備えているところでございます。

今後、新興感染症に対して緊張感を持って取り組んでまいります。

以上です。

○田邊委員

そのあたりは新しくガイドラインに沿って、今の世界情勢で新興感染症が、いつ何らかの形で起きるか分からないというところで、こういったものも入ってきたと思われま。

光総合病院に入院された方に聞いた話によりますと、やはりかなり感染症に対しては気を遣っておられると。その患者さんが売店に行くのにも看護師さんが付き添ってくるのか、徹底しておるといふところは、今後ともよろしく願います。

以上です。

○大田委員

医師確保ですうね、いつも私やってるんですが、絶対的な病院の役目があるというふうには考えておるんですが、このたび大和総合病院では、1人の医師が満期退職されたんですよ。でもそのまま嘱託として、非常勤講師として現在も勤めておられるんです。大変ありがたいことと私は思っております。

また、それに対しまして脳外科の医師とか、またそのもう一人医師が来られてから、常勤医師の人数は確保されたよと。以前からの人数で進んでおる、大変ええことじゃろうと思うんですが、これで満足せずに、今後とも医師は欲しいわけでありま。そこんところどういふふうにご考慮されるか、今後の方針ですからね。あれをちょっとお聞かせ願いたいんですが……。

○小田大和総合病院事務部長

大和総合病院におきましては、医師の確保に向けまして、いろいろなことに取り組んでおります。成果も徐々に出てきておりますので、地道な活動ではございますけれども、引き続いて医師確保に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○大田委員

そりゃあ努力される、ぜひ努力してほしいと思うんですが——8年前じゃったですかね、議員が提案して、医師がおらなかったら院内診療所を開設してはどうかという提案を8年前にして、そしたら、市当局のほうは、院内診療所は大和総合病院では行わないというような、そういう発言がありました。そのときに、そうすると院外診療所を設けると。それで条例をつくって、泌尿器科と眼科を設けるというふうになって、今まで福祉のほうもいろいろ動いてこられたんですが、なかなかそれに至らないということではありますが、今現在も、今現在はそういうふうに至らない場合であつたら、ほんだら、大和総合病院にまだまだ余裕が、診療所に余裕、診察室ですか、余裕が少しはあると思うんですよ。だからそういうふうな院内診療所を復活するというような考えはお持ちでないでしょうか。

○小田大和総合病院事務部長

数年前に院内診療所というものをつくったらどうかということで、いろいろ検討をさせていただきましたけれども、当院では困難であるという結論に至りまして、福祉保健部のほうで医師に来ていただくようにしているという状況になりましたので、当院のほうで再度院内診療所をつくるということは、現在考えておりません。

○大田委員

そやけ、現在考えていない。でも、いろいろな諸事情があつてから、今後とも考えるようにしたらどうですかとお聞きするんですが、それはもう今後、末代ないと。大和総合病院においては。今現在のところは考えてないが、末代ないと。

○小田大和総合病院事務部長

将来のことはなかなか見通せないところもございますので、将来それはあるかも分かりませんが、現在のところ考えてないという状況です。

○大田委員

そら8年前といろいろな諸事情が変わって、今現在のところは考えてないと言

われたんですが、諸事情も変わって、また大和なりに院外診療所は一生懸命努力してもなかなか来られないということになれば、今大和総合病院にそういうような建物があるから、泌尿器科、眼科やろうと思えば、できないことはないんですよね、院内診療所で。それと、どうしても高齢者が入っておられたら、泌尿器科なんか当然、高齢者の方にとっては必需の診療科目であると思っておるので、ぜひともそこんところを、今後は検討するというような答弁にしてほしいと思うんですが、どうでございましょうか。

○西村病院局管理部長

以前、この問題に、こういう話があったときに院内で検討したんですけれども、病院とその診療所の入り口を別に設けなければいけないとか、エレベーターを設置しなきゃいけないとか、そういう施設上の問題がかなりありまして、それは難しいだろうという判断した経緯がございまして、施設については今からどんどん古くなるばかりでございまして、これに対応していくにはちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っております。

○大田委員

施設は古くなるんですが、別の入り口を設けるちゅうのは、幸い大和総合病院は、別の入り口すぐ設けられるんですよね。設けられるもので、すぐ設けられるんですよ、大和は。そこんところ考えられました。

○西村病院局管理部長

当時は、多分その辺もよく十分検討した上で、そういう結論になったというふうに認識しております。

○大田委員

だから、施設的にはできるんですよ、施設的には。それで、じゃけえ、あとは病院側の考えと先生側の考えで、多分、院内診療所はできないというふうになったと思うんですよ。じゃけえ、そこんところは、もう諸事情も8年もたったらいろいろ諸事情変わってきたから考えてもらえませんかでしょうかとお願いするわけでございます。それとも、絶対駄目というふうにお考えでありますか。

○西村病院局管理部長

絶対とは言いませんが、現状では今、そういった考えはございません。以上です。

○大田委員

現在のところはないが、将来的にはぜひ考えてみて、院内診療所を設けるような方向で持っていつてもらいたいと思います。その当時は、市長もこれはいい考えだという大賛成じゃったんです。そういうようなところも踏まえて、今後とも考えていつてもらいたいと思っております。

また、光総合病院も、医師もぜひとも必要であります。光総合病院でも、医師の今後の確保についてはどういう考えで持つておられるか、お聞かせください。

○田村光総合病院事務部長

光総合病院は、ほとんどの科が山口大学の連携病院としての機能を有しています。本来から大学の医局、各診療科の医局にはお願いをしに行っていて、これからもそういうふうになると思っています。

もう一つは、現在しているのには、自治体病院のホームページで医師の募集をかけています。その2つの線で基本的には、医師の確保にはそれを使ってやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○大田委員

それは山大の関係、関連病院であるから、光総合病院はほとんど山大からというのはそれは分かる。それはでも、ほかの大学から来て、山大の医局に入るといふ考えもあるわけですね。

○田村光総合病院事務部長

はい。その場合は、もし仮に希望がありましても、大学の意向というか医局の意向を把握しながら推進していきたいというふうに思っています。

○大田委員

ぜひとも、そういうよその大学来ても、山大の医局に入って、山大の医局が多分受け入れてくれるとは思いますが、そねえな感じで光総合病院のほうにも派遣をお願いできると思っておりますので、ぜひともそういう方法も一応は考えてみて、今後進めてほしいと思っております。

○田村光総合病院事務部長

ただ、ほかの大学に直接こちらから依頼をしていくということは、今のところは考えてはおりません。

○大田委員

そらそうでしょうが、ぜひとも積極的な働きかけで、そういうふうなほかの大学からでも、山大の医局に入ってもろうて、光総合病院に派遣という感じのほうも一応考えがあると思うので、よろしく、そこんところはお願いしたいと思っております。

そこで、また今、光総合病院のベッドの稼働率が六十何%で、とても低いように私は感じておるんです。それは医師がいないから、それだけ低い稼働率でもいいというふうに思ってるんですが、今後その空きベッドをどういうふうに稼働を上げていくつもりがあるかどうか、どのようにして持っていこうとするのか、そこんところお聞かせ願いたいんですがね。

○田村光総合病院事務部長

稼働率についてですけれども、コロナ感染症が開始してから光総合病院の場合には、病床使用していない部分がございます。それを加味したら、今の60%はそれほど低いとも考えてはおりません。コロナ感染症が今度なくなった場合、なくなったというか入院を必要としないというふうになったときには、今確保している病床、今確保しているのは一病棟を確保しているんですけれども、そこを運用するに当たっては、計画どおりの78とか60ではなくて、もともとの計画に持っていきたいというふうには考えています。

現時点では、どうしても病床数自体が、休床じゃないけども感染症として充てているので、そこを一般患者に使用することはできませんので、どうしても稼働率は低くなってしまいます。という状況です。

○大田委員

じゃけえ今、コロナ感染がなくなったら七十何%になるとか今言われたですね。普通は、私は七十何%も低いと思ってるんですよ。せめて90%近い数字が大体正常な病院運営の方向じゃないかと私は思っておるんですよ。そのところをどういうふうに考えておられるか、お聞かせください。

○田村光総合病院事務部長

病床の稼働率についての考え方ですけれども、以前から私、事務部長としての考え方としては、医師1人当たりの適正な入院患者数を考えています。それを考えたときには、いつも医師を増やせと言われますけれども、当然そういうふうに思っています。今の医師数からいきますと、七十数%が過剰な負担をかけずにいけるのかなというふうに思います。

新病院の建設に当たっても、ある程度のパーセンテージを書いていると思いますので、それに近づけるような努力はしていきたいなというふうに思っています。

○大田委員

それじゃから稼働率を増やせちゅうことは、当然医師を増やしてくださいというイコールではあるんですが、以前、病院のあり方のところにおいて、一番最初病院をつくるにおいて、各診療所からベッドを貸して病院の稼働率を上げるよというふうな案があったんですよ。それはもうそういうことは考えていないというふうに答弁がされたんです、以前。それやから余計稼働率も私は下がったんじゃないかと思ってるんですが、その稼働率を上げるためには、どうしてもそういうふうな診療所から入院患者を入れるとか、それとも医師を今後もう増やしていくのが、医師を増やしていくのは絶対的条件ではありますが、どうしても稼働率を上げていくちゅうは、病院にとっては本当の使命だろうと思っております。稼働率がないから、おととしの厚生省が出した案でも、いや、光総合病院もその該当病院に当たったというふうに私は感じておるんですよ。稼働率が低いからというふうに感じておるんです。

だから、どうしても上げるためには医師の確保が必要じゃろうというふうに考えておるんですが、じゃけ、今山大の医局の関連の病院であるから、そこに対して一生懸命お願いしておるんですが、なかなか来てこられないから、今の現状をいかにして、黒字経営というのはちょっと言い方がおかしいかも分かんが、どうしても正常経営に持って行って、それで今のようになっておるよというふうに思っておるんですが、でも、稼働率を上げるちゅうことは医師を増やすということでイコールと思うんですが、もう一遍、そこんところをお願いしたいと思っております……。

○田村光総合病院事務部長

当然、基本的には医師がいないと患者さんの入院ができませんので、おおよそ合っていると思いますけども、光総合病院は、急性期の病床と地域包括ケア病床と緩和ケア病床があります。それぞれを増やそうというか、患者さんに入院の必要があれば入院をしていただきますし、稼働率を増やすための入院ということは考えておりませんし、医師1人当たりの負担をかけるつもりもございません。

現状では、今の休床している病棟がオープンできたら、その運用については一般病床とは違う使い方をしていくと思っているので、今は急性期の患者さんだけを入院をさせていただいています。地域包括ケアというか、若干の中間的な病棟として運用していく場所をきちんと元に戻していきたいというふうに

考えています。医師1人当たりの入院患者数によっても変わってきますので、その後は運用にやって若干努力してみたいなというふうには思っています。

○大田委員

それはそういうふうに、いろいろな医師1人当たりの入院患者数ちゅうのはどうしても負担をかけないような感じの入院患者だろうと、それは理解できるんですよ、それは。それによって、医師の入院患者を増やしたら、医師の1人当たりの入院患者に関わる時間が少のうなるし、何か起きる場合もあるから、それは負担がかからないように最大限の入院患者で賄っておられるというのは、それは理解できるんですよ。それじゃから、そねえなのがあるから、当然ベッドの稼働率を上げるということは、医師を入れて看護師も入れて、もっと稼働率を上げていってほしいというふうに願っておるわけですね。そこんところは懇願であります、よろしくお願ひしますよ、それは絶対。

それで、まほろばに関してであります、一般質問のときの答弁では、民間譲渡に関しての市長の発言により、これから推し進めていかれよと。時期に関しては、令和5年の4月でなくて、ゼロ回答で、今全く白紙の状態であるような、いうふうに答弁されておられました。じゃから、極端な言い方すれば、いつまほろばが民間譲渡されるかちゅうのは分からない、未知の数値に今のところはなっております。そうすると、今後もまほろばは病院局が運営していかなくてはいけないと思うわけでありまして。そうすると、何年ぐらい病院局がまほろば経営されるのかは分かりませんが、今のままでは大幅な赤字経営が続いていきます。先ほどの見込みでも7,700万円の赤字を見込んでおられるとかいうふうに言っておられる。それで、今後、何年続くか分からない民間譲渡に対して、病院局が経営されていくわけですが、どういうふうな今後の経営方針が持っておられるのか、そこんところお聞きしたいと思ひます。

○原田介護老人保健施設事務係長

今、委員がおっしゃられましたように、まだ具体的なものは何も決まっております。当施設としては、やはり民間譲渡になるまでは、やはり引き続き経費節減、それから各種収益の増加に向けて取り組んで参ろうと考えております。

以上です。

○大田委員

経費節減ね、あれで収益上げようと考えている、それはいつも言ってるから分かるんですよ、そこんところは。経費節減、この辺もはっきり表れてますいね。介護老人保健施設の事務係長と。ほかのところは全部課長なんです。まほろばは

一番最高責任者は、現地においては係長なんです。ここに小田事務部長が兼事務部長になってるんです。経費節減して、それは分かりますよ。それじゃから、どういうふうなところをこれ以上経費節減するん、どういうところを。ほいで収益を上げようとかいうたら、どういうところを上げようとかされますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

現行で申し上げますと、令和3年度で取り組んだことに関しては、ガラスの清掃等を委託しておりましたが、それを職員によって行うことによって経費を節減しておりますし、収益に関しては、加算型というものを取るように努力し、取得することによって収益の増加を図っております。

なお、今コロナ禍でございますので、紹介数が減っております。各協力医療機関、光総合病院、大和総合病院には、かなり御尽力をいただき、紹介数を増やしていただいているものの、なかなか紹介数が増えていけないという状況もございますので、相談員等により紹介をしていただけないかという形で、今努力しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

加算型を取るよう努力すると言われました。加算型取るには、職員の間やから、当然、最低必要人数が要ると思うんですが、ちょっと職員の内訳をちょっとすみません、教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

職員ですが、正職が29名、その他会計年度任用職員が現在15名であります。そのうち、医師1名、看護師が9名、それから介護士が12名、介護支援専門員が1名、支援相談員が1名、理学療法士が3名、栄養士が1名、事務員2名が正職でございます。フルタイムの看護師が1名、フルタイムの介護士が9名、パートタイムの看護師が1名、パート……、すみません。今、2年度の人数を言ってしまったので、訂正します。

もう一回、会計年度任用職員の数をお答えします。医師が1名、フルタイムの看護師が1名、フルタイムの介護士が10名、パートタイムの看護師が1名とパートタイムの准看護師が1名、パートタイムの介護士が1名、フルタイムの事務員が1名、兼務の薬剤師が1名であります。

以上です。

○大田委員

すみません。正職の 29 人のうち、もう一遍、ちょっと書き切れなかったので……。

○原田介護老人保健施設事務係長

正職のうち、看護師が 9 名、介護士が 12 名、介護支援専門員が 1 名、支援相談員が 1 名、理学療法士が 3 名、栄養士が 1 名、事務員が 2 名でございます。うち、事務員の 1 人が薬剤師を兼務しております。

以上です。

○大田委員

ちょっと分からないんですが、支援相談員とあれ、ケアマネジャーちゅうのはどこに当たるんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

施設のケアマネジャーは介護支援専門員に当たります。

以上です。

○大田委員

介護支援専門員 12 名がケアマネジャーになるということですか。ちょっと分からないので教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

介護支援専門員は 1 名でございます。

○大田委員

介護支援専門員 1 人がケアマネジャーということでございますが、その人が、いろんな入院患者、または通院患者に対して相談事に当たっておられると。

○原田介護老人保健施設事務係長

家族との相談については、支援相談員が対応しております。施設のケアマネジャーは、施設での処遇、いわゆるケアプランというものを立てまして、本人と家族とまほろばに入られた場合に、在宅復帰に向けてどのように対応していくか、また、もし自宅へ帰られないという場合であれば、どういう施設へ申し込んだらいいかといったような相談業務を行っております。

以上でございます。

○大田委員

じゃけえ、その1人すごく八面六臂な働きを今されよるといふうに私は解釈しました。それでよろしゅうございますね。

○原田介護老人保健施設事務係長

支援相談員1名、支援専門員のケアマネジャー1名は、確かに負担は大きいものではございますが、本来であれば人数を増やすほうがよろしいかと思いますが、給与費の増加を抑えるために、現在の人数としております。

以上でございます。

○大田委員

だから、そういうふうになると、通院の人もなかなかまほろばのほうに来られないから利益も上がらないよというように、解釈になるわけですよ。

○原田介護老人保健施設事務係長

すみません。うちのケアマネジャーは、施設ケアマネジャーであって、居宅介護支援事業所という、いわゆる自宅からまほろばのような通所リハビリテーションを利用する場合に段取りをするケアマネジャーというのが、ほかの施設等がございます。その居宅のケアマネジャーがうちのほうへ、こういう方がいらっしゃるのでどうでしょうかということで紹介いただき、利用につながるという形になります。

うちのほうもコロナ禍前までは、私や相談員等が、居宅のケアマネジャーのところに伺い、ぜひ紹介してくださいという形で誘致活動しておりましたが、このコロナ禍に入りまして、そういう活動も敬遠されることから、電話等で誘致をしている状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

要するに、通所が少ないから赤字が出るんじゃないやちゅう今までの答弁じゃったわけですよ。通所、なら赤字を減らすにはどうしたらええかといったら、通所を増やすというような、この前答弁じゃったんです。ね。通所を増やすためにはどうしたらええかちゅうったら、ケアマネジャーと相談してからいろいろ来てもらうようにすると。それがなかなか増えないから、どうしたらええかということになるわけですよ。

それじゃけえ、今入院患者は、100%までは行かないが90%ぐらいで回転しておると。それじゃが、赤字を減らして収入を得るためには、通所を増やしますよ

と、通所を増やさんにゃあいけませんよと言いながら通所もなかなか増えていないと。で、そこんところどうするかちゅう、そういう、ほんだら改善策が要るわけですよ。それは、原田さんは責任が、代になってから肩が重いんでしょうが、なぜそういうふうになったかちゅうのも一つの原因じゃろうと思うんですよ。そこんところをどういうふうに考えておられるかちゅうのをお聞きしています。

○原田介護老人保健施設事務係長

委員の御質問にそぐわないかもしれませんが、以前お答えしているのは、まほろばの入所のほうが常時満床状態でありましたので、あと収益を増やすには、通所があつた当時、1日平均が二十二、三名だったと思いますので、それをもう少し増やすようにしようと考えてそういう答弁をしたと記憶しております。

現在、やはりコロナ禍に入りまして、紹介数も減ってきておりますので、病床使用率としては90%近い数字にはなってはきてますが、まほろばとしては、入所定員が70ですので、1日当たり65人程度は必要かと考えておりますので、それに向けて努力をしているところでございます。

また、通所に関しては、居宅支援事業所のケアマネジャーとも連携を取っておりますが、なかなかこの、以前は、すみません。以前は、このまほろばの区域内には、通所リハビリテーション及び通所介護、いわゆるデイサービス等の事業所も少なかったんですけれども、今そういう事業所も増えてまいりましたことから、なかなか厳しい状況ではございます。そのため、うちの特色であるリハビリテーションをアピールしながら誘致をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

一生懸命原田係長しゃべってんですが、小田事務部長、どういうふうにご考慮される。兼務しておられますが……。

○小田大和総合病院事務部長

まほろばの経営状況につきましては、依然として厳しい状況があるというのは認識をしております。先ほどから原田係長が申しておりますけれども、一人一人が経営向上に向けて、自分たちが何ができるのか、そのあたりも職員には申し上げております。

やはり収益につながることでしましては、入所者、それから通所者、そういう方々がたくさん来ていただくというのが一番だと思っておりますので、担当者は一生懸命やっておりますけれども、担当者でない者も、そういう方がおられたらぜひ紹介するような、そういう活動もして、何とか収入のほうを上げようという

ふうに取り組んでいる状況でございます。

○大田委員

総称的には分かりました。具体的にはどういうことされてます。

○小田大和総合病院事務部長

具体的には、日々入所者数、それから通所者数の数字は把握をしておりますので、増加するように原田係長通して、頑張ってくださいと、そういうふうに申し上げております。

○大田委員

それは、毎日の入所者がこれだけちゅうのは、報告がてらそれは分かります。把握はできます。それを増やす努力ちゅうのは、どういうことをしておられるかというのをお聞きしておるんです。

○小田大和総合病院事務部長

同じことを繰り返しになりますけれども、施設のほうに紹介をしてもらうよう、施設以外のところにもいろいろ関連するところに紹介をお願いしますということを、地道に続けていくことしかないのではないかと。強化していくことしかできないのではないかと、そういうことで、みんなで一丸となって取り組むことが改善につながっていくものだと思っております。

○大田委員

小田事務部長は、そういうところに実際に行くか、されましたか。

○小田大和総合病院事務部長

現在、コロナ禍でもありますので、直接施設のほうに赴いて営業活動等をしてはおりませんが、集まりがあるようなときには、積極的にこちらのほうから話しかけを行って、紹介をしていただくように努めているところでございます。

○大田委員

ここ2年はコロナ禍であっても分かりませんが、その前はどうかやっただけですか。

○小田大和総合病院事務部長

私の代になりまして、直接施設のほうに赴いたことはございませんけれども、そういう電話なり会合でのお願いはしているところでございます。

以上です。

○大田委員

そういうふうに出向いたことはない。ほいたら、その施設の事務係長が一生懸命やっておられる、それを上の人が補佐しなくて、私はどうするんかと言いたいです。一生懸命、係長さんがやってんですよ、一生懸命。ね。それを上の人が、上いうたら、今現在では事務部長しかおってないんです。去年は担当課長ちゅうのがおられたが、それまでも係長しかおってないんです。それを一生懸命やっておられるんです。上の人がさ、どうして補佐してあげないんです。今、70 人の人数で 22 人程度しかいないというたら、通所頑張らんにゃあいけませんよ言うてから一生懸命係長さんが言ってるのに、なぜ上の人が補佐しないんです。それ余計、小田事務部長は大和総合病院の事務部長でもある。前も以前も言いましたが、在宅復帰強化機能加算を入れて、まほろばを追い詰めるような制度を、それは大和総合病院にも黒字を出さなきゃいけないから入れたと言われる、それはそうかも分かりませんが、実際目の前に、まほろばは赤字でひいひいいうて苦しんでる。それを余計追い詰めるようなことをされて、それで今でも行ったことがないと。係長一生懸命頑張っておられるのに、係長一人の責任のようにされてるんです。そこんところどういうふうに考えておられるんです。

○小田大和総合病院事務部長

決して原田係長だけに任せてるわけでもありませんし、責任を原田係長に押しつけているつもりもございません。私もお願いはしているところでございませぬけれども、増えてない状況でございませぬので、力不足、能力不足と言われましても、それは私も受け止めたいと思います。

今後も、通所者、入所者の増加に向けて努力してまいりたいと思います。原田係長だけに任すのではなくて、私も努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○大田委員

小田事務部長、そう言うた。これはまほろば病院局の管理下です。管理者はまだ就任してから 1 回もまほろばにも行ってないと言っておられた。どういうふうな補佐をされてきたんですか。

○桑田病院事業管理者

補佐、直接言うところしなさいということはしておりません。今、全体の状況を見ながら、どうするかということを常に考えてはいます。

○大田委員

考えるのは分かります。考えるのは分かります。それじゃ、考えておつても、何年も何年も続いた赤字が来ちよるわけです。考えるのは分かりますよ、誰でも考えるんです。それをいかに赤字を少なくしようという成果が全然見えないんですよ。ほいで、管理者も管理者になってから一遍もまほろばに行っていないというような答弁もされました。ほいで考えています。そしたら、どういうふうな実際に行いをするかちゅうことになるでしょう。そこんところ、どういうことされましたか。考えてるだけじゃなくて、実際に行動を起こして赤字を補填するような、いのように管理者はまほろばも管理してるんですから。

今後、何ちゅうか、民間譲渡が、いやそれは案だから、今いつなるか分からん。極端な言い方すりゃあ5年後になるかも分からんし、2年先にもなるかも分からんが、その間の赤字、ずうっと赤字がだんだんだんだん増えてくわけですよ。じゃけ、今まではどういうことをされたのか。今後またどういうことをしようかという案があるはずですよ。ぜひお披露目ください。

○桑田病院事業管理者

まほろばが赤字になつとるということは、それは重々知ってますんで、じゃあそれに対して案があるかということに関していいますと、やはりまほろばの中でいろいろなことをしながら頑張ってくださいということになると思います。それをそういうふうな方針で、まほろばのほうで頑張ってくださいという気持ちだけです。

○大田委員

市当局は、多分、私の想像ですよ。私の想像ですが、市当局は来年の4月からまほろば民間譲渡するんだから、約1億何ぼの金を補填して穴埋めをして、ほいでという考えだったろうと想像するんですよ、1億円、今年度の予算つけたのは。それがもうゼロ回答で、いつになるか分からんというような一般質問で答弁じゃったから、そしたらいつになるか分からんわけです。最短でも2年先になるだろうと思うんです。来年の4月1日から民間譲渡はできないだろうと考えられるわけです。そしたら来年も市当局から1億何千万円の金を補填してもらわんにゃあいけんわけですよ。そうなるちょっとでも早う民間譲渡しようとするんでしようが、その穴埋めをされる前に、どうして、今さっきからも言うよう

に、今の状態では駄目ですよ、それじゃけえ通所を増やさんにゃあいけません、増やさんにゃあいけません。70人定員の中でも22人の定員ぐらいしか来てないから、赤字がだんだん増えていきますよと。人件費もそれは当然上がってきますが、それは当然人間が、お金が払う人間が少ないのに、もらう人間が少ないのに、払う額がおゆうなりゃあ、それは当然赤字幅が広がってくるんですよ。そこんところをどういうふうに今後、何年になるか分かんが、そういうのを穴埋めじゃないが、要するに収入をどうして増やしていくか、まずそこを考えんにゃあいけんと思うんですが、そこんところをどういうふうに考えておられるか。

○桑田病院事業管理者

収入を増やすことに関しては、光総合病院と大和総合病院が率先してそれを紹介してもらって入所を増やす。ひとまずそういうことをやっていきたいと思ってます。

通所に関しては、これはやはりその周辺のところのケアマネジャーなり、今まで以上に来ていただくように利用してもらえないと思います。

○大田委員

入所に関して大和総合病院と光総合病院を応援すると。大和総合病院は中間施設に入れるんじゃないなくて在宅復帰の強化加算を取ったから、なるたけなら中間施設じゃなくて在宅のほうに持っていこうと。そのために3,000万円の3,000万円近い金が国からもらえてくるから、その在宅復帰機能強化加算を最大限使うためには、入所はなかなかできないわけですよ。それだから余計赤字が増えてきたわけですよ。それは今、大和総合病院も紹介で入れるように、光総合病院紹介で入れるようにと言われたら、それは全然やることと言ったことが真反対じゃないですか。

○桑田病院事業管理者

だからできる限りという話ですよ。できる限り2つの病院が協力するという事です。そういうことですけど……。

その先ほど言われておった、その追い詰めるという言い方はどうかと思うんですけど……。大和総合病院がそのまほろばを追い詰めるためにやっておるわけじゃないんですよ。だけど、やはりその中で、自分たちができる範囲では協力する、これは今後やっていくことと思ってます。

○大田委員

結果的にはそういうふうな感じになるんですよ。結果的には在宅復帰機能強

化加算取ったから、中間施設には入所の紹介を、結果的に数字でも表れてるんですよ、結果的には。ほいで、それじゃから一応 90%近い入所を今現在抱えておられる。あとは通所になるわけですよ。70人の定員に対して今22人程度しかいない。じゃけどそれ、通所をいかにして増やすちゅうのは、どういうふうにされてるんですかとお聞きしておるだけです。

○桑田病院事業管理者

通所に関しては、まほろばがやっぱり努力すべきだと思います。

○大田委員

まほろばが努力するのは分かります。それじゃが、管理者である、3つの施設を管理している管理者は、どういうふうにされてるんですかとお聞きしているだけです。

○桑田病院事業管理者

ですから、まほろばのほうに努力してもらおうようにお話ししてます。要するにお話をしています。

それと、各病院とも最大限の努力をしていますので、自分たちのやっていることを犠牲にしてということは、僕は考えていません。一つ一つの病院ではそれぞれのことをちゃんとやることはやらなくちゃいけないんですね。だからその中でも協力できそうなところはやっていこうという方針でやっていってもらいたいと思います。

○大田委員

それは各病院、各一つ一つにしている施設は、そこへどうしても収益を上げるために、それは各一つ一つの施設は努力されてると思います。それじゃから、大和総合病院は在宅復帰機能強化加算というのが取れるようになったから、それを取るために一生懸命それは努力されてると。それじゃあ、片一方じゃあそれによって赤字額が増えたと。これは数字的に分かってるわけです。だからそういうふうになるから、そこんところは少し我慢されてちゅうのが、私らの考えとしてはあるわけですよ。それじゃから、それも今一応90%前後のところを、もう94%、95%まで上げてもらいたいんですが、そこんところの努力を今後もどういうふうにされるんですかとか、ほいで、通所のところも70人の定員に22人しか来てないから、どういうふうにしてその通所の定員を増やすのですかとお聞きしちよるわけですか。

○桑田病院事業管理者

まず、入所に関していいますと、それは、先ほど言いましたようにできる限り、病院の中でできる限り協力していくということをやっていくと。ただ、通所に関しては、これは病院があんまり関わることはないと思うんですね。だから、通所に関しては、やはりまほろばのほうで努力してもらわなくちゃあ困ると思っていますけど……。

○大田委員

通所に関しては病院が関わることじゃない。それはそうです。それじゃが、私が言うのは、管理者は3つの施設を管理してる。まほろばも管理されてるんですよ。それじゃから、当然、まほろばのことも考えて、通所をどういうふうにするかというのを考え、いや、私は病院じゃから、そうじゃなくて、大和総合病院、光総合病院、まほろば、3つの施設を管理されてるんですよ。だからお聞きしてるんですよ。まほろばを管理されてないんじゃないらそれはお聞きしませんよ。

○桑田病院事業管理者

いわゆる管理しておるということは、そのどういうんですかね、その3つの病院及び施設を見ているということなんですけど、まほろばに関していったら、それは管理、何も管理してないかといったらそうじゃなくて、やはりそういうことを努力してほしいということをやちゃんとやることで管理していると思いますけど……。

○大田委員

いや、管理するということは、経営を管理するということでしょう。経営で赤字じゃったら赤字を少のうするように黒字に持っていくような管理の仕方でしょう。私の言うたの違いますかね。

○桑田病院事業管理者

各施設なり病院の経営に関しては、やはりそのこの病院の長が主に管理すべきだと思うんです。私はその上に立って、そのサジェスト等はできるかもしれませんが……。

○大田委員

病院局の管理者である人が、光総合病院、大和総合病院、まほろばを管理されてるわけです。それで、その中でまた光総合病院の院長、事務部長、大和総合病院の院長、事務部長、ほいでまほろばの施設長、それと事務部長を指名して、そ

れで運営していただきますよと、それを指名されてるんです。それを、そこんところでできなかつたら、上の人が直接こういうふうにしたらええんじゃないかとか、ああいうふうにしたらええんじゃないかとか、こうするよとかいうのが当然あってしかるべきでしょう。私の言うこととること違いますかね。

○委員長

大田委員。大田委員の質問に対しての桑田管理者の考え方というのは今お聞きして、もうそこから先、進展がないようでございますので、できればちょっと質問の観点を変えていただかないと堂々巡りになります……。 (「休憩」と呼ぶ者あり)

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○桑田病院事業管理者

私、病院管理者の管理としては、先ほど言いましたけれども、各病院及び施設が経営的なことをしっかりやっていただいて、それに対して何か助言があれば言うということにしております。

以上です。

4 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第31号 令和4年度光市一般会計補正予算(第3号) [所管分]

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

11ページをお願いします。今の予防接種333万3,000円、先ほどの説明では、1,199人分と60人分の自費の部分というところの説明があつたんですが、これは確定の数字ですか、このあたりは。

○田中健康政策担当次長

本償還払いの対象者数1,199人は、キャッチアップ対象者のうち1,199人という数が確定でございます。60人というのは見込みの数字でございますが、積極的勧奨が差し控えられて以降、接種された方は少なく、接種率は低迷した状況でし

た。このことから、平成30年から令和2年度の接種率の平均4.6%を参考に、対象者1,199人の5%程度と想定し、60人を見込んだところでございます。

○田邊委員

分かりました。60人分の自費の部分は見込みということで理解しました。以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○早稲田委員

日常生活圏域ニーズ調査のアンケート調査はどのようになっていますか、お尋ねします。

○加川高齢者支援課長

日常生活圏ニーズ調査は、第9期介護保険事業計画策定時における今後の高齢者施策の方向性を定める基礎資料となるためのアンケート調査でございまして、国が定める指針や調査票の例などを勘案して実施する予定でございしますが、現時点において、国からの方針等が示されておらないため具体的な進捗はございません。

国からは夏頃に計画策定に向けた各種調査等に関する説明会を開催する予定と伺っておりまして、この説明会を受けて、本市の実施方法等を精査するとともに、委託業者の選定を行いまして調査を実施する予定としております。

なお、3年前の状況を申し上げますと、7月に説明会、その後、実施方法等の精査、1月にアンケート調査の実施というスケジュールで進んでおりまして、今回も概ね同様の流れになるものと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

3年前にも実施したとのことですがけれども、アンケート内容の変更予定などはありますでしょうか。

○加川高齢者支援課長

アンケートには、国が示す必須項目と市独自の項目がございます。国が示す項目につきましては、第8期計画から大きく変更する予定はないと通知を頂いております。

また、市独自の項目につきましても、経年比較による変化を把握、そして分析する必要がございますことから、基本的には前回のアンケートが基本になるものと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。夏頃に計画の案が発表され、これからということで、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、新規事業の「みんなt o ウォーキング事業」の進捗状況を、プロモーション映像制作とかSNS特設サイトの開設などとお伺いしていますけれども、それについてお尋ねします。

○田中健康政策担当次長

「みんなt o ウォーキング事業」の中では、3つの内容を約4か月の期間に実施する計画としております。その1つ目は、ウォーキング促進キャンペーンとして、ウォーキング大使の任命、キックオフイベントの開催、SNS特設サイトの開設、プロモーション映像撮影などを業者委託で7月31日から8月31日までの期間で実施します。

2つ目として、チーム対抗ウォーキングラリー部門を9月に職員のほうで実施いたします。

3つ目として、チーム対抗Instagram投稿部門を10月から11月に職員のほうで実施いたします。

進捗状況でございますが、現在は、実施時期の早いウォーキング促進キャンペーンの実施体制の確保から取り組んでおります。具体的には、委託業者を選定するプロポーザル方式の審査を5月9日に実施し、優先交渉権者として、山口朝日放送株式会社を選定いたしました。その後、同社とウォーキング促進キャンペーンに係る提案内容に係る打合せや調整を行っており、6月下旬を目途に委託契約締結及びウォーキング大使の任命の予定で準備を進めております。

また、あわせて7月31日のウォーキング大使参加のキックオフイベントの実施、8月1日のSNSサイトの開設、SNSサイトで公開する映像の撮影などの準備に取り組んでいく予定としております。

以上です。

○早稲田委員

今の御答弁の中で、ウォーキング大使という言葉が出てきましたけれども、どういう方か決まっておられましたら説明をお願いいたします。

○田中健康政策担当次長

現在は委託契約締結とウォーキング大使任命に係る事務手続を行っているところでございますので、ウォーキング大使は、まだ決定しておりません。山口朝日放送株式会社からは、現在、同社のウォーキングに関係する番組に出演中の方を御提案いただいているところです。

以上です。

○早稲田委員

もうすぐ始まるようなので、しっかり広報に取り組んでお願いしたいと思っております。

続きまして、母子健康手帳アプリ事業の進捗状況についてお示してください。

○田中健康政策担当次長

母子健康手帳アプリ事業についてでございますが、6月1日に、母子モ株式会社と委託契約を締結いたしまして、6月13日月曜日から運用を開始しております。

周知については、6月7日に導入に関する記者発表を行った後、6月10日からポスター掲示、チラシ配布等の啓発を開始したところでございます。

今後、母子健康手帳アプリを多くの方に利用していただけるよう、周知にさらに努めていきたいと考えています。

以上です。

○早稲田委員

こちらは、まさに始まったばかりということですがけれども、活用していただく方が多く出るといいなと思っております。

続きまして、プレママ歯科健診というのがあると思うんですけど、これも始まったばかりかと思えますけれども、現在、申込みはありましたでしょうか、お尋ねします。

○田中健康政策担当次長

プレママ歯科健診については、令和3年度に妊娠届を行った妊婦167人に4月

に郵送により受診券となる受診票と案内を郵送したほか、令和4年4月1日からは、母子健康手帳交付時に受診票を交付して周知を図っているところでございます。

申込状況についてですが、申込みは、健診を実施する市内の歯科医療機関に直接行っていただくこととなるので医療機関からの報告件数でお答えさせていただきますと、5月末までに33人が受診をされております。

○早稲田委員

167人の方に案内と受診券を配って、5月末時点での報告で33名ということですね。こちら歯の健康は大事ですので普及があるといいなと思っています。

続きまして、先ほどもお話があったんですけども、ヒトパピローマウイルス感性症予防接種委託料についての質問です。

今年度は予算が増額されていますが、予防接種は進んでおりますでしょうか。また、推進については、どのように行っていますかお示してください。

○田中健康政策担当次長

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種については、令和4年度から積極的勧奨を再開し、従来の定期接種対象者のうち中学1年生から高校1年生相当の未接種の女子820人及び令和4年度から時限措置で定期接種の対象とされた平成9年度から17年度生まれの9年間のキャッチアップ対象者のうち、未接種者約1,400人に接種無料券となる予診票とヒトパピローマウイルス感染症予防接種に関する説明文を同封した案内を送付し、周知を図っております。

予防接種の実施状況につきましては、4月から5月の医療機関からの接種報告件数では、69人が接種を済まされております。

以上です。

○早稲田委員

対象者の方に予診票とか説明文を送付したということと、4月から5月で69人ということですけども、この69人という数字は、昨年と比べて増えているのでしょうか、お尋ねします。

○田中健康政策担当次長

69人の接種者の中には、今年度から新たに対象となったキャッチアップ対象も含まれていますので、従来の定期接種対象者の接種数と比較すると、令和3年度接種者数の速報値は238人で、月平均約20人となっておりました。今年度は、4月の接種者数は11人、5月は30人となっており、まだ2か月という状況もあり、

現時点での比較は、なかなか難しいところがございますが、増えているとは言えない状況と考えております。

以上です。

○早稲田委員

そうですね、急にはなかなか、お知らせを見て考えたりする時間もあると思いますので、急に増えるものではないかと思えますけれども、積極的勧奨ということで増えたらいいなと思えます。

また、もう一つ質問なんですけれども、こちらの予防接種なんですけれども、接種の回数と間隔は、どのぐらい間を空けるのかを教えてください。

○田中健康政策担当次長

現在、定期接種として公費で受けられるワクチンは2種類あり、規定の間隔を空けて、同じワクチンを3回接種することとなっております。標準的な間隔では、初回接種から、ワクチンの種類により、1か月または2か月の間隔で2回目、初回接種から6か月後に3回目接種を受けることとなっております。

以上です。

○早稲田委員

接種の回数と間隔について確認させていただきました。分かりました。

では、また別の質問をします。デジタル保育推進事業のICT化というのが新規事業であったと思うんですけれども、進捗状況についてお示しください。

○温品子ども家庭課長

デジタル保育推進事業は、本年度の新規事業でございます。保育所をICT化し、保育士の業務量を軽減させ、児童と向き合う時間の増加につなげていこうとするものでございます。

具体的には、タブレット機器と携帯のアプリを活用いたしまして、園児の登園、降園の管理、それから荒天時、緊急時における保護者への一斉連絡、また保護者からシステムを使った欠席連絡などを行おうとするものでございます。

お尋ねの進捗状況でございますが、現在、10月からの稼働開始を目指しまして、7月14日木曜日に業者選定のための一般競争入札を行うこととしており、本日、その旨を公告させていただいたものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

7月に一般競争入札ということで、まだスタートはしていないと思うんですけども、今後、ICT化を進めていただいで導入していったら、保育士さんはいろいろ、若いといっても、そのスキルに差があると思いますので、保育体制等も引き続き考えていただけたらと思います。

次の質問ですけれども、「未来のパパママ応援事業」の事業概要をお示ください。また、昨年度コロナの影響等でできなかった事業はありましたでしょうか、今年度の実施予定はいかがですか、お示ください。お願いします。

○和久子ども相談担当課長

「未来のパパママ応援事業」について、初めに事業概要として、事業の目的と内容についてお答えいたします。

「未来のパパママ応援事業」は、中学校3年生を対象として、中学生が乳幼児との触れ合いを通して命の尊さを学び、親への感謝の気持ちや生徒自身の自己肯定感を高め、将来、親となることを肯定的に捉えることにより、心豊かな人間形成及び成長を促すことを目的とした事業となっております。

事業の内容についてでございますが、生命の誕生から乳幼児期まで子どもの成長過程を学ぶもので、5つの講座に分けて実施をしております。

1回目が「命の授業」として、生命の誕生、命の尊さを助産師や産婦人科の医師から学びます。

2回目が、「赤ちゃん講座」、「新生児訪問」として、中学生が市内の産科医療機関を訪問し、生まれたばかりの赤ちゃんを見学したり、赤ちゃん人形を使って育児の体験をしたり、妊婦体験ジャケットを着用し、妊婦の疑似体験をしたりします。

3回目が「赤ちゃんふれあい体験」といたしまして、子育て中の親子に学校に出向いてもらい、中学生が実際に赤ちゃんを抱いたり、赤ちゃんのお父さんやお母さんから子育ての楽しさや大変さなどを聞いたりしています。

4回目は、「保育園実習」としまして、学校の家庭科のカリキュラムによって実施をするもので、中学生が最寄りの保育園に行き、幼児と交流をしています。

最後、5回目が、「体験の振り返り」といたしまして、授業で学んだことを感想文やメッセージカードに記入をしてもらっています。このメッセージカードには、中学生からは、この授業を通じて感じた家族へのメッセージを、保護者からは、子どもへのメッセージを記入してもらい、学校の文化祭や、あいぱーく光で掲示をしております。

次に、昨年度コロナの影響でできなかった事業があったかということでございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、産科医療機関に出向く「新生児訪問」と「赤ちゃんふれあい体験」は中止をいたしました。また、各学校の力

リキュラムで行われている「保育園実習」も中止をされたと聞いております。

最後に、本年度の実施予定についてでございますが、本年度は、9月以降にこの事業を開始予定としておりますが、医療機関に出向く「新生児訪問」以外は、予定どおり実施をする予定としております。

以上です。

○早稲田委員

まだ、新型コロナウイルス感染症が完全に収束したわけではないので、9月の医療機関のみは訪問できないということですが、ほかの内容といたしますか、授業は無事に進んでいくことを願っております。

もう一つ、最後に質問をいたします。公立保育所給食調理業務委託についてです。民間事業者への委託は、令和4年度における現状はどうでしょうか、お尋ねします。

○温品子ども家庭課長

公立保育所における給食調理業務の現状についてお答えいたします。

今年度より浅江南保育園、それから大和保育園で事業者委託を開始したところでございます。現在、全ての公立保育園で献立作成や調理業務、労務管理等を民間事業者へ委託しているところでございます。

5月現在で児童209人分、職員76人分、合計で1日285食分を提供しているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

令和4年度は、全ての保育所で給食調理業務がスタートになったということですが、改めて効果やメリットがありましたら、お示してください。

○温品子ども家庭課長

給食調理業務の民間事業者への委託による効果やメリットでございます。

例えば、給食に係る労務管理が不要となり、保育士が保育に専念できる時間が増加いたしましたこと、それから衛生管理体制が充実いたしましたこと、より衛生的な給食の提供が可能となったこと、それから事業者からの提案による食育やお便りの配布、こういったものなど園児や保護者に向けた取組を充実した、こういったものが効果として挙げられると思います。

以上でございます。

○早稲田委員

今の御答弁を聞きますと、衛生的になったり、園児や保護者の方へのお便りとかも充実してきたりというのと、労務管理ということで、保育士の方が全てそういう調理なども行っていると大変ですので、かなり効果やメリットがあったと考えます。今後どうぞよろしく願いいたします。

私の質問は、以上です。

○西崎委員

先ほどの病院局の審査でも、かなり激論があったんですが、「まほろば」の民営化についての質問です。民営化につきましては、福祉保健部に民営化準備室長が置かれまして、業務に当たるということでございますが、これ大変な仕事だろうと思えます。それに関しまして若干質問いたします。

まず、民営化に向けた令和4年度のスケジュールとございますか、プログラミングが決まっておりますのでしょうか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

スケジュールは、現在のところまだ決定しておりません。

以上です。

○西崎委員

我々といいますか、私は、この何月にどういうことを準備室するのか、非常に気になっているんですよ。というのは、先ほども病院局の中であったんですけど、これは、なるべく早急に民営化を実現しないと、毎年度、単市から1億円ぐらいの金を補填し続けなければならないということになりますので、スケジュール表、これはあくまでも目標になるかと思えますけど、作られて、ぜひ議員には配付してもらいたいと思います。そうすれば、おおよその何月までに何をするかということが分かるんで、これはひとつお願いしておきたいと思います。

それから2点目、ただいま譲り受けたい、あるいは興味があるというふうに申し出ています法人は、どのぐらいございますでしょうか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

まだ公募も行っておりませんので、この申出等は出ておりません。

以上です。

○西崎委員

今、準備室長のほうから、公募という言葉が出ましたが、公募はどのような方法

でやるのでしょうか、お話しください。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

これも現在検討中ではございますが、公募型プロポーザルでの公募を検討しております。

以上です。

○西崎委員

まだ公募の方法も決まっていないということで、ちょっと若干、私は令和4年度中に売却先が見つかるのかどうか、ちょっと非常に懸念しておるわけです。

これは、一種の売り込みというか営業なので、かばんに資料を入れて、そしてこの近隣のみならず、福岡、広島、大阪、東京ぐらゐまで、歩いて売り込みに行く必要があるとも思うんですよ。こういうことを何年の何月にやるのか、この辺が、まさに成功するかどうかの、私はこれ一番大事な要素じゃないかと思っております。そういう観点というか観念が、今のところ準備室にございますでしょうか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

売り込み営業活動をとということだろうと思うんですけど、今のところはそういったことを考えはありません。

以上です。

○西崎委員

もう7月ですからね、この問題は、令和3年度から、もうあってですね、そろそろそのスケジュールというか、こんなものは決まっておかなきゃならんと思うんですよ。まさにスローモーというか、体制の立ち遅れ、私がもしこの担当だったら、とてもこれはいてもたってもおられんわけですけど、ぜひスケジュールというか、これおおよそのことでもいいんですけど、希望でもいいんですけど、決めて、ぜひ我々議員には一個ずつ配っていただきたいと思います。そして、それを見ながら、順調にいけば、今頃はということが行なわれているんだというのは分かるんです。

通常は、市外の法人なんか入ってくる場合は、「まほろば」に行って現地説明会、こういうことも、普通やると思うんですけど、それは計画はありますか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

スケジュールも計画も今のところはないんですが、そういった見学会という

のは必要だろうと思っております。

以上です。

○西崎委員

全く、いつ頃何をして準備室はどういう手を打とうとしているのか、ちょっと全く今の答弁では見えてこない。普通、土木工事でも、現説をやって、業者集めて入札をやって、着工がいつで竣工がいつだというのを決めるんですよ。まさに、この「まほろば」の民営化も、そういう手順で、これやらないと、令和5年、令和6年、ぐずぐずぐずぐず入って行って、市の一般財源は補填し続けると。これにっちもさっちもいなくなるのは目に見えておりますが、いかがでしょうか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

業務に関しましては課題も多くありまして、慎重に業務を進めているところでございますけれども、スピード感をもって取り組みたいと考えております。

以上です。

○西崎委員

8月末ぐらいまで、これはいいんですけど、スケジュール、タイムテーブルといたしますか、これをひとつまとめて、ぜひ市会議員全員に配ってもらいたいと思っておりますけど、約束できませんでしょうか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

まだ検討段階ですので、ちょっとお約束はできないですけれども、可能な限り早めの対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○西崎委員

近場の福祉法人が、何か4社ぐらいは興味を示しているという話を聞いたことがあるんですけど、非常にまとまるまでには至っていないのではないかと気がしております。

そうすると、県外の大手の福祉法人を県外の大手の福祉法人を何社も経営している、そういう大手のところへ上がっていく方法が一番早い道と思うんですけど、ぜひそういったところの選定、それからかばんに資料を詰めての、歩いての売込み、こういうものは総合的な覚悟でやらないと、私いけないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○田邊委員

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分の創設の部分で一般質問を行いました。その中で2点ほど確認しておきたいところがありますのでお願いいたします。

自立相談支援の件数、これは同僚委員の答弁にもありましたが、令和2年度に急増しているということでありました。

再度、お聞きします。これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと当局は理解しておるのか、そのあたりをお聞きしたい。

○岡村福祉総務課長

一般質問の際に福祉保健部長がお答えしていますとおり、生活自立相談支援センターに寄せられた相談の理由には、収入や生活費のこと、家賃、ローンや税の支払いのこと、それから健康、病気や障害のことなど多岐にわたっており、一概に新型コロナウイルス感染症の影響とは言えない部分もございしますが、令和2年に相談件数が急増しているところを鑑みると、寄せられた相談の多くには、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響があるものではないかと推察してはいるところです。

以上です。

○田邊委員

今の答弁でありましたように、影響があるんじゃないかという考えはお持ちということですね。

○岡村福祉総務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。議案30号で補正予算があがって、それで住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金が行われたと。その支給対象者以外は、前回もらった方とか、そういったものが対象者以外とは言うんですけど、前回もらったから今回対象にはなっていないと。そういった方々の生活困窮者の中で低所得者の方など、こういったものについては、今、コロナ禍と、また物価高騰の部分で、そういった支援のお考えがあるのかというところをお願いします。

○岡村福祉総務課長

まずは、社会福祉協議会に設置しております生活自立相談支援センターで相

談をお受けしたいと思います。その相談の中で、生活状況等を勘案して社会福祉協議会が行っております緊急小口資金、総合支援資金等の貸付け、それから市のほうが実施しております新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、住宅確保給付金などの支援策につなげていきたいと考えております。

生活の状況によっては、生活保護制度による支援も視野に入れて、支援の検討をする必要があるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、相談者に寄り添いながら困窮の状態に応じた必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。今のメニューが何点かありましたけど、そのメニューによっては使える部分もあるかもしれないと、そして、最終的には、生活保護のほうになる可能性があるかと、それを視野に入れて、支援を行っていくという考えでよろしいわけですね。

○岡村福祉総務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

今回、国もそういった支援を出している、県も出しているという部分で、今後どんな形で生活困窮者なり低所得者が、そういった大変な状況におられるかも分かりませんので、当局においては、そのあたりをよろしくお願いしたい。

あとは、障害のある方の視点で、質問したいと思います。障害者の方から、よく相談など受けるんですけど、障害者総合支援法、障害福祉サービスと介護保険制度との関係についてお聞きしたいんですけど。

介護保険制度が65歳から利用できると思いますけど、それで、障害福祉サービスを利用している方が、仮に65歳に到達した場合、サービスの利用は、どういうふうに振り分けられるのか、そのあたりをお願いします。

○岡村福祉総務課長

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用決定を受けている人が65歳に到達した場合については、社会保障制度の原則である保険優先の考え方のもと、サービスの内容が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則として介護保険制度を優先的に利用していただくこととなります。そのため、65歳到達時に要介護認定を受けていただき、認定結果に基づき、介護

保険のサービスを優先して利用していただくこととなります。

以上です。

○田邊委員

その今の条件は、介護保険要支援の、その認定を受けて認定されるというところが条件ということですね。

○岡村福祉総務課長

介護保険の認定を受けていただくことが条件となります。

○田邊委員

分かりました。

しかしながら、仮に2号保険者、40歳以上もこの特定疾患に該当する場合、この介護保険制度を利用できると思うけど、このあたりの部分はどうなるんです。

○岡村福祉総務課長

40歳以上で特定疾病、例えば、関節リウマチとか末期がんの方については、介護保険制度の利用が可能になります。ですので、同様に要介護認定を受けていただいて、介護保険サービスを優先的に御利用いただくようになります。

以上です。

○田邊委員

だから、40歳の2号保険者でも、介護認定を確実に受けて認定されて、そのサービスを受けてくれという形でいいわけですね。

○岡村福祉総務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

今、当局が言われたように、この介護保険サービスの中で優先されるもの、具体的にどんなものが優先されるのかというところ、教えてもらいたいんですけど。

○岡村福祉総務課長

優先されるものとしたしましては、ホームヘルプサービス、デイサービス、それからショートステイが障害福祉サービスと介護保険サービスに共通するサー

ビスとなります。これらについて、原則、介護保険サービスの御利用をしていただくようになります。

以上です。

○田邊委員

だから、先ほど言われたように、40歳以上の特定疾患の2号の方でも、そのあたりは優先できるわけですね。

○岡村福祉総務課長

2号の方についても同じ考え方でございます。

○田邊委員

分かりました。今言われたホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、こういったものの障害サービス、これは、介護保険を受けていても利用できるということなんですけど、もう一度詳しく、ケアマネジャーさんに、ちゃんとケアプランを立ててもらえるのか、そのあたりはどうなんですか。

○岡村福祉総務課長

今、委員のほうからは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイが介護保険のほうに優先されるようなお話だったと思うんですが、そうではなくて介護保険のほうに優先されますので、これらについては、ケアマネジャーさんのほうのケアプランに基づいて御利用いただくようになります。

○田邊委員

ケアプランによって受けられるということではありますが、その中で、「計画相談員」という言葉があると思われるんですけど、ケアマネじゃなくて、その計画相談員とケアマネの違いを、ここでちょっと教えてもらいたいんですけど。

○岡村福祉総務課長

いわゆるケアマネジャーさんについては、介護保険制度の介護支援専門員で介護保険制度のケアプランを作成する方になります。計画相談員さんのほうは、障害福祉サービスのほうに定めがある、同じくケアプランを作成する相談員さんとなります。

以上です。

○田邊委員

だから、計画相談員は、障害のほうの相談のほうですね。

○岡村福祉総務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。次に行きます。

これも今回の物価高騰の部分なんですけど、本会議で学校給食については保護者の負担が大変だということはお尋ねしました。福祉保健部においては、保育園や幼稚園にもこの給食が提供されていると思いますが、その保育園や幼稚園の給食に係る経費の負担、このあたりについては、この今の物価高騰、また円安の部分、そのあたりで材料費が暴騰しているという部分については、どのような捉え方をしておられますか。

○温品子ども家庭課長

市内の保育所や幼稚園の給食費に係る負担についてでございますけども、令和元年10月からの保育料無償化に伴いまして、原則、給食代は保護者の負担とさせていただきます。

ただ、公立の保育所や幼稚園におきましては、無償化対象外でございます0歳から2歳児、それから、おcaずを免除とさせていただきます3歳から5歳の低所得世帯分につきましては、賄材料費や食糧費として予算を計上し、市が負担しているところでございます。

今、委員から物価高騰についての影響についても、お尋ねいただきましたけども、公立保育所の給食につきましては、その食材の多くを地元業者から仕入れているところでございまして、現在、徐々にではありますが、そういった事業者から物価高騰の影響を受けた値上げのお知らせをいただいているところでございます。

しかしながら給食調理の事業者と協力させていただきながら、献立の内容、主要食材の選定を工夫することで、できる限り保護者の負担の増加をすることなく、給食の質、量の確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

令和元年10月から消費税10%に伴って、国が6か月じゃったかな、無償化は全部国費でやるという形で、その後は各自治体でやるという形でありましたけど、今、当局が言われたように、0歳から2歳児は無償の対象外ということなんです

けど、その辺りの保護者に負担がかかるという理解でよろしいわけですね。

○温品子ども家庭課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

やはり負担がかかるということではありますが、どうにかしないといけないと私は思うのでありますけど、今後これをどういう対策をとっていくのかというところをお願いします。

○温品子ども家庭課長

転嫁しないことに向けてどういった対策をとるのかというお尋ねでございます。

先ほども少し申し上げましたけども、今、先行委員にも申し上げました業者委託しております調理の事業者と協力しながら、その献立の内容、ボリューム、仕入れ価格等を含めた工夫をさせていただきながら、できる限り保護者の負担を軽減することなく、しっかりと現状の給食費の質と量を確保してまいりたいと、そういった工夫をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

先ほど言ったように、業者のほうは、そういった高騰の部分の声が出てきたというのはあると。それで工夫、努力して負担増にならないようにするという考え方でありまして、それを率直に、私どもは受けていいわけですか。それとも転嫁しないという考え方ですか。

○温品子ども家庭課長

この場で、必ず転嫁をしないとお約束できるものではございませんが、先ほどからお答えしているように可能な限り転嫁しないように努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

教育委員会も同じような答えがあって、市内の学校と同じような考え方を示したような気がするんでありますけど、子ども家庭課においても、先はまだ見えないところではあるけど、極力努力して、その高騰分については保護者なり市民

の方に負担がかからないような対策を打っていくということを信じてよろしいわけですか。

○温品子ども家庭課長
そのとおりでございます。

○田邊委員
以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○温品子ども家庭課長
先ほどの給食費の負担につきましての私の発言の中で、「保護者負担を軽減することなく」といった旨の発言をさせていただきましたが、正しくは、「保護者負担に転嫁することないように」という趣旨でございます。訂正させていただきます。
以上でございます。

○大田委員
3月の委員会でもお聞きしたと思うんですが、保育士の就労促進給付金ですかね、あれについて、令和3年度までの活用状況を一応お尋ねさせていただいたんですよね。それについて、令和4年度、年度当初の予算、補助金も交付決定いたしましたして、それからの状況について、教えてほしいと思うんですが。

○温品子ども家庭課長
保育士等就労促進給付金につきましては、私立の保育園や幼稚園に就職した保育士等に給付金を給付し、保育士や幼稚園教諭の確保、それから定住促進へとつなげていくものでございます。
お尋ねの令和4年度の年度当初採用に係る補助金の交付状況につきましては、職員9人、支給額95万円を支給したところでございます。
以上でございます。

○大田委員
その補助金というのは、保育士を確保するために市が出されたものと認識しておりますが、各園における職員の配置基準をクリアーするために必要であったというふうに感じております。

そこで、保育士の確保というのは非常にこれからも重要であると思うんですよ。改めて、その保育園の保育士の配置基準といいますかね、それが分かりましたら、ちょっと説明してほしいんですが。

○温品子ども家庭課長

配置基準についてのお尋ねでございます。配置基準につきましては、園児の人数に対して最低限必要な職員の人数のことでございます。また、認可施設として運営することに当たり、必ず満たさなければいけない基準とされているものがございます。

まず保育所、それから認定こども園の配置基準でございますが、0歳児につきまして、園児3人に対して職員1人以上、1歳・2歳児につきましては、園児6人に対し、職員1人以上、3歳児につきましては、園児20人に対し、職員1人以上、4歳・5歳につきましては、園児30人に対し、職員1人以上となっております。

また、幼稚園につきましては、特に年齢別の配置数等は定まっておられませんけども、1学級の園児の数は35人以下、1学級に教諭1人以上配置が必要、そういったものが省令等で決まっているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

となると、0歳児は園児が3人に対して職員1人ということでございますが、もし5人とか、1・2歳児6人が8人とか、多分ないと思うんですが、どうしてもそこに入りたいというんで、そういうふうになった場合には、職員というのは、やっぱり2人されているということでございますかね。

○温品子ども家庭課長

委員仰せのとおり、3人、6人、9人と、それぞれで職員を1人ずつ充てないといけないということになっております。

以上でございます。

○大田委員

大変な職業であると思うんですが、配置基準については、ある程度の人数ちゅうのは把握いたしました。が、私立園においても、常に職員であるのが一番いいわけなんでございますが、経営の観点からして、それ全てが正規職員でカバーするというのは、なかなか難しいわけでありまして。

そこで、市内の私立保育園とか幼稚園では、正規職員とその他の職員が当然お

るわけですが、その全体的な比率が分かりましたら教えてほしいんですが。

○温品子ども家庭課長

本市の私立の保育園やこども園、幼稚園の正規職員とその他の職員の全体数、比率についてのお尋ねでございます。

まず、私立の保育所でございます。私立保育所は、現在7園ございまして、正規職員が90人、その他のパートやフルタイムの職員が97人と、全体における正規職員の割合は48%、これは園長、副園長、そういったものも含まれている数字でございます。

続きまして、こども園でございます。本市には1園しかございませんけども、正規職員が10人、それ以外の職員が19人と、全体における正規職員の割合は約34%となっております。

最後に幼稚園でございますが、市内に4園ございまして、正規職員が26人、それ以外の職員が16人と、全体における正規職員の割合は約62%となっております。

以上でございます。

○大田委員

今お聞きしておる中でも、やっぱり臨時職員といいますかね、結構、割合を占めちよるように思います。それは経営上仕方がないことですが、そねいなったら、やっぱり園児なんかに対して、安全をいろいろ確保するように、市のほうもよく言っていてほしいと思っております。それに対して、今度は公立もお聞きしたいんですが。

○温品子ども家庭課長

公立保育園の職員の配置についてのお尋ねでございます。

公立保育所につきましては、市内4園ございまして、正規職員が25人、その他の職員が、パートタイム、フルタイム等入れまして、その他の職員が42人、全体における正規職員の割合は約37%でございます。

それから、公立幼稚園でございます。本市には1園ございまして、正規職員が2人、それ以外の職員が5人、全体における正規職員の割合は約29%となっております。

以上でございます。

○大田委員

これから言うと、私立のパーセンテージが高いんですよね。これからも正規職員、私立より公立のほうが多くなってほしいと思うんですがね、そのように努力してほしいと思います。

3月の委員会でも申し上げましたが、やっぱり子ども子育ては、市政に対しての一丁目一番地でありますから、保育園や幼稚園、働く職員の確保が非常に大切だと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、院外診療所について、お聞きしたいと思うんですが。8年前ぐらいから、院外診療所をするように条例ができて、ずっとやっているんですが、その内訳、令和4年度の予算は、幾らつけられたのか、その内訳がどねいなっているのか、その辺をちょっと教えてほしいんですが。

○田中健康政策担当次長

院外診療所ということですが、大和地域の民間診療所の予算ということでお答えさせていただきます。

令和4年度の予算は27万5,000円となっております。こちらの内訳ですが、民間診療所開設予定者の視察旅費が、東京から1泊2日で11万7,000円、職員の誘致活動用旅費が13万3,000円、周知等のためのチラシ作成用の用紙等消耗品費が1万円、高速道路使用料1万5,000円となっております。

以上です。

○大田委員

東京からの視察費用が11万7,000円と。それはここから一番遠いところだろうと、北海道から来ることはなかろうと思うて、その11万7,000円の旅費が出てきたんだろうと思ひますが、ぜひともそれを活用できるように、今後ともしていただきたいと思ひておるんですよ。

私の記憶は、条例を制定されてから、約3年間ぐらいは必死になって、ある程度、そこの地域に行って融資活動やらされていたと私の記憶には、一応なっておるわけですよ。その後、令和4年度までに、積極的な融資活動を行われているとは思ひているんですが、おさらいをする意味で、各年度の実施内容ちゅうのがあると思うんですよ。それを説明していただきたいと思うんですが。

○田中健康政策担当次長

委員仰せのとおり、平成27年3月に大和地域民間診療所誘致条例を制定して以降、平成27年度は、医学専門誌に4回広告掲載したほか、山口大学医学部教授や山口県眼科医、泌尿器科医会長への説明及びふるさと光の会総会での情報提供を実施いたしました。

次の年の28年度についても、医学専門誌に4回広告掲載をするとともに、広島、東海地域の山口県人会や防長倶楽部を訪問してPRを実施しました。

平成29年度は、開業に関心のある勤務医に対してメールを配信しております。また、関西、山口同郷会に参加し、PRをするとともに、関東地区で開催される同窓会や同郷会にチラシ配布などを実施いたしました。

これまでの経過というところですが、この後、平成30年度以降は、それまでの3年間の誘致事業の結果を踏まえて、これ以上の活動は費用対効果の面から得策でないと判断し、縁故、特に医師との個人的なつながりなどに主眼を置いた活動にシフトさせることとし、先ほどお答えしました民間診療所開設予定者の視察のための旅費や職員の誘致活動用旅費、誘致関係消耗品等の予算を計上して、地道な活動をする事としたところで、令和4年度まで同様の方針で実施してきております。

以上です。

○大田委員

いろいろ、初めの頃、いろいろやりよって、地道な活動をするということでございましたが、まあ所管として、今後の院外診療所の医師を誘致するという業務に対する考え方、今後の考え方、お伺いしたいと思うんですが。

○田中健康政策担当次長

先ほども、これまでの活動の履歴の中で、平成30年度以降は縁故等による活動にシフトしたと申し上げましたが、引き続きその方向で考えております。

以上です。

○大田委員

先ほども、病院局で院内診療所を開設する意思はないかというふうに、ちらっとお聞きしたのが、今のところはありませんというふうな答弁であったと思うんです。それだから、どうしても福祉部のほうは、院外診療所の医師、泌尿器科と眼科、今後とも一生懸命連れてきてもらわなきゃいけないと思っておるんですよ。条例制定から、約8年が経過しておるんですよ。その条例を制定した当時と現在の大和地域の医療環境がいろいろ変化しているから、私も院内診療所を開設したらどうかとお聞きしたんですが、そここのところを所管としては、どういうふうに考えておられるか、もう一度お聞きします。

○田中健康政策担当次長

条例制定時は、大和総合病院で休診となった診療科について、市として地域医

療を補完する観点から、大和総合病院で休診となった泌尿器科と眼科を誘致することを目的に条例を設定いたしました。

その後、大和総合病院の常勤医師が減少するなどのため、医療機能も変わってきておりますが、院内診療所の開設という部分の病院局の意思がないということで委員からございましたが、当面、やはり市としては制定した条例による成果を求め、誘致事業を展開していきたいと考えております。ほかの議員さんからも、誘致する診療科の拡大等については一般質問などで質問されておりますが、休診となった診療科目以外の拡大は考えていないとお答えしており、現在も同様の考えということでございます。

以上です。

○大田委員

拡大は当面は考えておらないと、今は泌尿器科と眼科のみを、引き続き縁故や個人的なつながりで展開していきたいというふうに執行部は考えておられるようでございますが、でも、実際に近くでも開業しようという人がおられるわけですよね。一例として、昨年、光市の市役所の前に、ひかり腎泌尿器科クリニックがオープンしたんですよ。あれはまさに院外診療所ですよ、言うたら、個人診療所であるが。民間診療所誘致を条例を設置された条件、泌尿器科でぴったり合っているわけなんですよ。その辺を、つくった後じゃ、もうしょうがないんですが、それを開業するという情報を、いかに自分のところに早く引き入れるかどうかにかかっていると思うんですよ。

だから、今後とも、新たに市内で開業される意向が出てくるかも分かんわけですよ。だから、その際には、いち早く、情報を網の目のように広げて、いち早く情報をキャッチして、それで、その有利な大和の地区に院外診療所を設けるような、市が融資して開けるような条例でありますので、ぜひとも、そういうようなアンテナを広げて、今後展開して、誘致活動を展開して行ってほしいと思います。

そのことについて、私は非常に重要であると思っておりますが、そのことについての今後の方針というか、どういうふうに考えておられるか教えてほしいんですが。

○田中健康政策担当次長

委員仰せのように、そのような情報がいち早く入手ができ、かつ開業を希望される方との縁故がある場合とか、そういう先生を紹介していただける方がいるなどの場合でありましたら、誘致活動をする機会をつくることで診療所誘致の可能性も高くなってくると考えられると思います。

所管といたしましては、これまでの方向性を堅持しつつも、情報の発信や収集については研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○大田委員

そういうふうに努力、今後も非常に努力してほしい。それはぜひともお願いしたいと思うんですよ。まあ大和総合病院でも、縁故による新しい2人の常勤医師が来られておる。やっぱりそれも情報網を発信して、縁故でいろいろ連れてきて、縁故で来たとは私は思っておりますから。それは病院局の人たちも一生懸命頑張っておられるんでしょうが、福祉の今の条例の下に、いろいろ今後ともやられるであろうと思うんですが、やっぱりいかに情報網を発信して、99%無理でもいいんですよ、失敗しても。1%で確保して先生を連れてくだされば、もうそれで泌尿器科が来た、眼科が来たで、ありがたいこととございますからね、今後とも、その情報網をいろいろ発信して、それをつてに、幾ら失敗してもええから、その中の1%でいいんですよ、連れてくるように努力してほしいと願っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

それから次に、今、福祉保健部もいろんな催し物が開催されようとしております。コロナ禍によって、この2年間は中止になりました。「おっばいまつり」にしてもそうとございます。知人からは、時期を替えてでも開催するというような声もお聞きしておりますが、開催中止するよりも、私としては開催してほしいので、今年度の方向性はどうなっているのか、まず、おっばいまつりのほうから今後の予定についてお聞きしたいと思っております。

○温品子ども家庭課長

おっばいまつりは、おっばい都市宣言の理念を体現する祭りとして、平成6年から開催しているものとございますが、令和2年、令和3年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止しているところでございます。

お尋ねの今年度につきましては、参加者の安全対策、この辺を図りつつ、11月上旬、11月6日日曜日に時期を変更して開催するよう、現在、実行委員の皆様と準備を進めているところであり、保育園や幼稚園のほうにも、その旨お知らせしているところでございます。

また、市民の皆様にも、6月25日発行の広報のほうでしっかりと周知してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今までは、たしか8月に開催されていたのが、11月に時期を替えて開催をした
いと、それで、おっぴまつりは、この6月に開催することを伝えるということ
をお聞きしましたが、間違いはないですね。

○温品子ども家庭課長

委員仰せのとおり、11月に時期を変更して開催したいと思っております。

その理由といたしまして、これまで8月上旬に開催してきたわけでございま
すが、会場である「あいぱーく」の室内は、かなり高温となっております、熱
中症のリスク等も年々増加しておりました。

こうした参加者の体調管理や安全対策、こういったものを考えまして、8月に
比べて気温が低く過ごしやすい11月に開催時期を変更することと考えていると
ころでございます。

以上でございます。

○大田委員

今は気候のよい晩秋の11月を選んでおっぴまつりを開催する方向である
ということで、子どもを初め、皆さん楽しみにしておられると思うんですが、開催
の規模はどのような内容でやられるのか、規模を今までどおりとか、縮小してや
るとか、いろいろあると思うんで、そののところ分かりましたらお答えください。

○温品子ども家庭課長

今年度の祭りの規模や内容についてでございます。現在、実行委員会の皆様と、
そうした規模や内容につきましては協議検討しているところでございますが、
いずれのやり方にいたしましても、新型コロナウイルスの対策や、参加者など運
営に関わる全ての皆様の安全を第一にした内容と規模で開催を目指してまいり
たいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも、おっぴまつり、開催して、光市を盛り上げていてもらいたい
と思います。

次に、社協との共同で行われる敬老会ですいいね、先月、周南市では、今年の敬
老会も、また中止するという発表をお聞きしました。光市での敬老会、コロナ感
染症によりこの2年間行われておりません。でもウィズコロナで高齢者の皆様
も楽しみにしておると私は思っておるんです。光市としては、今後の方向をど
のようにされるのか、お教え願いたいと思います。

○加川福祉保健部次長

敬老行事につきましては、老人福祉法に基づくものでありまして、老人福祉法の第5条3項において、「地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。」と定められております。この規定に基づいて実施をするものです。2年、3年につきましては、委員申されたように中止としております。

今年度についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染状況をぎりぎりまで見極めた上で判断するという事としておりまして、現時点では決定はしておりません。今後、法の趣旨であるとか行事の意味、こういったものを考えつつ、コロナの感染状況を見極め、まずは行事の委託先であります各地区の社会福祉協議会の意向を確認した上で決定をしてまいりたいと考えております。

○大田委員

今はまだ決定の段階に至っていないと、今から社協ともいろいろ相談しながら今後の決定をしたいという答弁じゃったと思うんですが、いつ頃決まるんですかね。

○加川福祉保健部次長

行事が9月の中旬頃となりますので、その準備時間等も考えて、7月中旬頃には決定する必要があると考えております。

まずは、今月開催されます各地区社会福祉協議会の会議で、その意向確認等を実施したいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

敬老会というのは、高齢者の方が結構楽しみにしておられますから、それに対してコロナもある程度収まったとはいえ、まだだいしょう出よるんですが、大分低くなっておる段階ですので、今後とも開催する方向で調整して行ってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、いつも11月頃ですかね、開催されておられるふれあいフェスタ、あいば一くで開催されておったと思うんですが、コロナ感染症により、この2年間開催されておられません。市民の皆さんとともにこのふれあいフェスタ、地域の皆様を盛り上げるであろうと思っておりますので、これも社協と一緒にやるんだらうと思っております。そのふれあい健康フェスタ、今後の開催はどのように考えたかお聞きいたしたいと思えます。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

ふれあい健康フェスティバルについてのお尋ねでございます。

委員仰せのとおり、本フェスティバルにおきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度及び3年度は開催が中止されたところでございます。

今年度の開催につきましては、今後も新型コロナウイルスの感染状況を踏まえる必要があると思っておりますが、現時点では、11月に開催する方向で社会福祉協議会と確認をしており、今後、必要な調整を進めてまいる予定でございます。

以上でございます。

○大田委員

開催する方向で進めているというふうにお聞きいたしました。それでも開催するには、やっぱりコロナウイルスの対策をいろいろ考えられると思うんですよ。ふれあい健康フェスティバルを開催した場合、これまでの内容と変更するのかわからないのか、また縮小するのかわからないのか、その辺のところをお答えください。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

ふれあい健康フェスティバルの内容や規模の縮小についてでございます。

当フェスティバルでは、これまでステージイベントやバザー、あるいは健康相談や物忘れチェックなどの健康コーナーなどが実施されております。

本年度の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、来場者やフェスティバル関係者、こういった方々の安全対策を第一に、今後の実行委員会で御意見を伺いながら検討することになると考えております。

以上でございます。

○大田委員

おっぱいまつりや敬老行事、敬老会ですかね、それと健康フェスティバル、それぞれ違う目的で開催されておるわけです。それでもコロナによって中止をせざるを得なくなったということでございますが、今お聞きしたら、割合、開催する方向が多いようでございますので、コロナ対策なんか十分気をつけられて、対策を講じながら、今後、そういうような行事、皆さんの健康の素と言っても過言ではないと思うんですが、光市が盛り上がるように、今後とも実施の方向に向けて行ってほしいと思っております。

それで、「まほろば」については、一応、同僚委員がお聞きしたのでお聞きしません。またお聞きします。

5 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第36号 光市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

説 明：小山環境事業課長兼深山浄苑長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

おはようございます。

深山浄苑が今稼働してはおりませんが、この条例は新たにここで出てきたんですけど、どういった流れか教えてもらいたいですけど、よろしく願います。

○山口下水道課下水道技術担当課長

このたびの条例制定の流れでございますけれども、条例の定めによる縦覧等の手続を含めた生活環境影響調査につきましては、平成9年6月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改定により盛り込まれた手続でございます。本市では、その改定以降に本手続が必要な施設がなかったため、これまでは条例が制定されていなかったものでございます。そして、このたびし尿処理施設に該当しますし尿等受入れ施設の整備につきまして、条例を定めるものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

そういった処理施設がなかったのも、その条例も本市にはなかったというところで、先ほど言われたように、新たに光市のし尿受入れ施設、これ共同化の関係、このために必要になる条例ということで、理解してよろしいわけですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

この生活環境影響調査、これはどういった形で行われるわけですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

生活環境影響調査がどういった形で行われるのかという御質問でございます

けども、まず生活環境影響調査とは、一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合において、先ほど申しました、法令に基づきまして、施設の設置が周辺地域の生活環境へ与える影響についての調査を行い、問題がないかなど把握するものでございます。

具体的に申しますと、一般的な方法としましては、平成18年に環境省から通知されました環境省による生活環境影響調査指針に沿いまして実施することとなります。

以上でございます。

○田邊委員

共同化を行うためにこの条例が必要であって、そういった調査もここであつたかないといけないよという理解でよろしいわけですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

はい、そのとおりでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

①令和3年度光市下水道事業会計決算見込みについて

説 明：邊見下水道課長 ～別紙

②光市し尿等受入施設基本設計(概要)

説 明：山口下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

今の基本設計の2ページをお願いします。

処理の概要の中で、これ1日当たりの平均約36k1のし尿等を搬入するということですが、深山浄苑のときは、比較してどれだけの処理能力であったんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

深山浄苑での搬入量につきましては、1日当たり平均38k1という設計でございました。

以上でございます。

○田邊委員

だから、今回は2k1少ないという考えでよろしいわけですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

はい、そのとおりでございます。

○田邊委員

深山浄苑のときは、平均その38k1までは行かない、フルまでは行かなかったわけですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

十分な処理がされておったと聞いております。

○田邊委員

今回のし尿処理の共同化で36 k1でも十分足りるよという考えで大丈夫なわけですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

余裕を見た容量となっておりますので、十分に処理できる形になっております。

○田邊委員

処理能力については分かりました。

この度の整備する施設、これ深山浄苑が今稼働が止まっているんで、ここにも書いてあるように前処理というところは理解するんですけど、深山浄苑の処理とどのような形で違うのか。これは深山浄苑は全部処理していたんだろーとは思いますが、その辺りもう一度深山浄苑との比較を説明してもらいたい。

○山口下水道課下水道技術担当課長

このたび整備する施設、し尿等受入れ施設と深山浄苑の処理の違いにつきましては、まず深山浄苑では、施設へ投入されたし尿等から夾雑物と呼ばれるごみ

の除去、脱水を行い、その後、水処理、汚泥処理による最終的な処理までを行っておりました。このたびのし尿等受入れ施設では、ただいま申しました深山浄苑で行っていた夾雑物の除去、脱水等の前処理までを行うものでございまして、その後の水処理、汚泥処理は周南浄化センターで下水との共同処理によりまして、最終的な処理が行わるものとなります。

○田邊委員

だから、排水処理と汚泥の最終処理は、深山ではやっていたけど、今回は周南浄化センターに依頼しますよという考え方でよろしいわけですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

はい、そのとおりでございます。

○田邊委員

その辺りも分かりました。

10ページの概算の費用のところをお願いします。

これ設計等の金額が5,379万4,000円と上げられております。これは、これまでにかかった事業費が含まれているのか、その辺りの内訳をお願いします。また、これらも国の補助が充てられているのかも教えてほしい。令和4年度で実施設計3,200万円というのがあったような気がするんですけど、その辺りのところをお願いします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

設計費等の金額の内訳につきましては、これまでにかかった事業費が含まれておりまして、この内訳は、令和元年度に策定した汚水処理共同化計画の業務委託費が594万円、令和2年度に県が実施した周南流域下水道事業計画の変更に対する負担金が334万4,000円、令和3年度に作成したし尿等受入れ施設基本設計の業務委託費が1,251万300円、そして、今年度実施予定のし尿等受入れ施設実施設計の業務委託費が、予算額としまして、ただいま委員さん申されました3,200万円となっております。そして、これらの全てにつきまして、事業費の2分の1に対しまして国の補助が充てられております。

以上でございます。

○田邊委員

国の補助の補助金の名前をちょっと教えてもらいたんですけど、どういったものか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

補助金につきましては、社会資本整備総合交付金を用いる予定でございます。

○田邊委員

分かりました。それが約2分の1、5,379万4,000円の半分ということで、理解してよろしいわけですね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

分かりました、概算の一番上のところは。令和5年度から、実施設計がこの4年度となっておって、この後はずっと続いて、おおむね9億円ということで、それも2分の1というところなんでしょうけど、今後の実施設計と工事の財源、こういったものもどうなるのかもお願いします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

今後の実施設計や工事の財源につきましては、これまでと同様に、事業費の2分の1に対して国の補助を充てる予定でございまして、残りの2分の1に対して起債を充てていく予定としているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

起債で賄うよと。県のほうの補助なんかないんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

県の補助のほうはございません。

以上でございます。

○田邊委員

国庫補助金と起債で行くという考えね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

はい、そのとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。これからずっと8年まで続くんで、今後どう変動するか分からないということもあるでしょうけど、あんまり大まかに変わらないようお願いしたいと。令和4年度は9億円でやったけど、年度でまた変わってきたよとかいうことがあったら、その都度説明をしてもわらんと、その辺りよく気をつけてお願いいたします。

以上です。

○大田委員

先ほど深山浄苑が38k1、今度は、36k1ということですが、これ全世帯分ぐらいですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

1日当たり平均36k1のし尿等が何世帯分かとの御質問だったかと思えますけれども、こちらが36k1の内訳が、し尿が4k1で、浄化槽汚泥が32k1となっておりまして、平均的な排出量で換算しますと、し尿がおおよそ12世帯分、浄化槽汚泥がおおよそ15世帯分で、合わせておおよそ27世帯分となっております。

以上でございます。

○大田委員

大体1日平均12世帯と15世帯、27世帯、大体そのぐらいを1日に回るぐらいの世帯数で計算されたということですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ただいま申しましたのは、平均的な排出量で換算いたしました世帯数でございますが、実際にも日によってばらつきがございますけれども、おおむねただいま申しましたような世帯数となっております。

以上でございます。

○大田委員

この処理施設に入るんですが、一応入って、搬入室から地下のほうに入れると。それで、地下の沈砂槽、受入れ槽、それから、2階に持って行って、汚泥と雑飯をここで振り分けるというようなことで、2階のほうでし尿ホッパがあって、そのところに汚泥でないものを置いて、それから下のほうにして搬出というふうに解釈はしたんですが、取り除いたごみはどのように処理されるのか、ちょっと教えてください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

し尿から取り除かれたごみにつきましては、焼却処分を想定しております。
以上でございます。

○大田委員

そしたら、市のあすこに持って行って焼却処分というふうに解釈してよろしいんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

処分先につきましては、これから調整を行ってまいりますところでございます。

○大田委員

今からまだその先は決まっていないということですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

正式にはまだ決まってははいないんですけれども、他市の事例を踏まえますと、委員が申されました恋路の焼却施設になろうかとは想定しております。

○大田委員

多分燃やすのもある程度の脱臭はしていると思いますから、そのところは気をつけて搬入してもらいたいと思います。

また、この施設今から建てられるんですが、この用地というのは、県から購入なんですか、それとも借入れなんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

施設用地が購入なのか借用なのかという御質問につきましては、現在、県と協議を始めたところでございますが、方向性としては、借用する形になろうかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

何ぼで借り入れるか、今から県と交渉されるみたいですが、なるべく同じ汚泥じゃなくて、し尿処理するんですから、なるべく市に有利なほうに、あんまり市に負担のならないような交渉をしてください。お願いします。

それで、施設から流域下水に搬入する。立米当たり搬入して処理してもらうん

だから、何ぼかお金を払わんにゃいけんと思うんですが、そのような計算されていますか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

周南浄化センターへの処理の負担金についてのことだと解釈いたしましたけども、こちらの負担金につきましては、現在も周南浄化センターのほうへ負担金を支払っている状況ではございますが、実施設計が完成いたしました後に、再度検討をしなければならないと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今のは残留物も一緒に持っていってもらえる。今度は、この残留物をのけて純粹なる汚泥だけを持っていくから、だいしょう安うなると思うんですが、そのところはしっかり交渉していってほしいと思います。

そしてまた、この施設は、過去、暴風雨やらで浸水しているんです。その高潮対策というのはどっか考えておられます。

○山口下水道課下水道技術担当課長

浸水対策につきましては、周南浄化センターが過去に浸水被害を受けた後、沿岸部に堤防などの対策工事を実施しましたことから、令和4年5月に県により指定された水防法の規定に基づく想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域から本事業地は外れているところでございます。

しかしながら、近年の異常気象の傾向等を踏まえまして、し尿等受入れ施設におきましては、万が一のために、基本設計の中で、窓の位置は過去の浸水深以上の高さにするとともに、電気室は2階に配置することなどを検討しておりますが、再度、実施設計の中で、その他の対策の必要性も含めて十分に検討してまいりたいと考えております。

○大田委員

それは検討するのはええんじゃが、例えば、防潮堤を1mぐらい周りに設けて、入るたびにその扉を開いたり閉じたりするような感じの、そういう施設でもあってもええと思うんです。そのところ深く検討してから、今後推し進めてもらいたいと思っております。

○早稲田委員

おはようございます。

省エネ生活普及促進事業（エコライフ補助金）についてお尋ねします。

LED照明設備の令和4年度の申請状況はいかがですか。また、申請のうち2回目の申請も可能ということになっていると思うんですけど、何件ありますか、お尋ねします。

○周田環境政策課長

おはようございます。

光市省エネ生活普及促進事業のLED照明設備の申請状況でございますが、4月25日に受付を開始し、6月16日現在、19件の申請をお受けしております。このうち2回目の申請については3件となっております。

以上です。

○早稲田委員

2回目の申請は3件ということで、トータルは19件ということで、ますます普及していけばいいなと思います。

また、令和4年度は、新規として宅配ボックスの設置の申込みを受け付けていると思うんですけども、そちらの申込み状況を教えてください。

○周田環境政策課長

今年度から新たに補助設備に追加した宅配ボックスでございますが、受付を開始してから多くのお問合せを頂いているところでございます。お尋ねの申請状況については、6月16日現在、4件となっております。

以上です。

○早稲田委員

こちら時代に合わせて新しく始まった制度ですので、たくさんの方に利用していただければと思います。

また、1点要望なんですけれども、太陽光システムは既に導入しているところはあると思うんですけども、今後、電気料金等の値上げや災害等の対策なども考えて、蓄電池といいますか、そういったものも対象にいただければなど要望いたします。現在はないですね。

○周田環境政策課長

今年度についてはございません。

○早稲田委員

それは、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問をいたします。

バイオマス配合可燃ごみ袋の導入というのが、事業があると思うんですけれども、進捗状況についてお尋ねします。また、いつ頃、そのごみ袋が店頭に並びますでしょうかお尋ねします。

○小山環境事業課長

バイオマス配合可燃ごみ袋の導入の進捗状況ということでございますが、令和4年度に作製するバイオマスを配合した可燃ごみ袋につきましては、6月14日に入札を行い業者が決定しましたので、現在、作製に向けて作業を進めております。例年どおり順調に作製が行われますと、10月頃が最初の納期となりますことから、その後、令和3年度に作製した可燃ごみ袋の在庫がなくなり次第、順次店頭に並ぶ予定でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。6月14日に入札で業者が決まったということで、10月頃ということで、順調に進むことを希望いたします。

もう一点、質問させていただきます。

ごみ分別アプリ機能の追加委託料という事業があると思うんですけれども、そちらについても進捗状況をお示しく下さい。

○小山環境事業課長

ごみ分別アプリ機能の追加委託事業の進捗状況につきましては、今年度、ごみ分別アプリ内に、ごみの分別やリサイクルに役立つ情報を紹介するページを新たに追加する予定としております。追加する内容といたしましては、生ごみの水切り、雑がみリサイクル、プラスチックの分別、各種補助制度などを追加する予定としており、7月から閲覧できるよう、現在最終調整をしておるところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

生ごみの水処理やプラスチックについてなどの情報のページで、7月ということで、もうすぐですので、またできたらすぐに参考にさせていただきたいと思ひます。順調に進むことを希望します。

私の質問は以上です。

○大田委員

ちょっと特定外来植物というのを、私、初めて聞いたんですが、特定外来植物というのは何なのか、ちょっと教えてもらいたいです。

○周田環境政策課長

特定外来植物ということでございますが、特定外来植物の前に、特定外来生物というものが法によって定めておりまして、特定外来生物は、哺乳類、鳥類、爬虫類などの10種の分類群から構成されておりまして、そのうちの一つとして植物も特定外来生物に指定されております。

特定外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、外国から持ち込まれた生物のうち、生態系等に大きな影響を与えることなどから、法律で定められた生物のことでございます。

以上です。

○大田委員

生物の中で植物、今、生物の中は爬虫類とか哺乳類とかいろいろ言われたんです。その中に植物も、特定外来植物じゃなくて、外来生物の中に植物があるということですか。

○周田環境政策課長

法令上は特定外来植物という言葉はございまして、特定外来生物ということで指定されております。特定外来生物は、動物に限らず植物についても指定しているところでございます。

以上です。

○大田委員

それと、特定外来生物を聞きたいんですが、特定というのがついていない。ただ外来生物とかいうのもあるというふうにお聞きしたんです。この違いのところちょっと教えてください。

○周田環境政策課長

外来生物ということですが、外来生物は、明治時代以降、海外から持ち込まれた生物を言います。

○大田委員

じゃあ特定がついちよるのについていない違いをちょっと教えてください。

○周田環境政策課長

特定外来生物は、その外来生物のうち、生態系等に大きな影響を与えるなどから、法律で飼養、保管、運搬、輸入等が禁止された生物のことを言います。
以上です。

○大田委員

それで、今それをなぜ聞くかというと、このたびメリケントキンソウとかオオキンケイギクとかというのが見つかったというふうにお聞きしているんです。そのことについてちょっと説明してほしいんですが。

○大田委員

委員お尋ねのオオキンケイギクとメリケントキンソウですが、オオキンケイギクは特定外来生物に指定されております。メリケントキンソウは外来生物でございます。
以上です。

○大田委員

それは、どっちが、メリケントキンソウが見つかったのか、オオキンケイギクが見つかったのかは、私はちょっと分からないんですが、光市内で見つかったというふうにお聞きしているんです。その今後の対応というのはどういうふうにされようとしているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○周田環境政策課長

外来生物については、数が多く、全てに対応することが難しいので、市としては現在、特定外来生物についてホームページを通じた啓発に取り組んでおります。

ホームページでは、本市で生息が確認されているオオキンケイギクについて掲載し、自宅の敷地内等で見かけた場合は、根から抜き取り、枯らした後、燃えるごみとして処分していただくよう駆除をお願いしております。

以上です。

○大田委員

それは、今啓発しているのは分かる。私らも、今、メリケントキンソウとかオオキンケイギクとかいうても、ぱっと見た目では分からないんです。その違

いとかいうのがすぐ分かるような啓発をされているのでしょうか。

○周田環境政策課長

特定外来生物については啓発をしておりますが、外来生物については、約2,000種あると環境省のホームページで掲載されておりますので、なかなかそれ全部についての啓発は、市では難しいものと思っております。

以上です。

○大田委員

メリケントキンソウかオオキンケイギクとかいうのは、繁殖が結構強いというふうにお聞きしているんです。どこで見つかったにしても、繁殖が強いことはあつという間に広がるじゃろうと思うんですが、その防ぐ方法とは何かあるんですか。

○周田環境政策課長

所有者において、その繁殖する時期に刈り取り等を行ってもらうことを、今お願いをいたしております。

○大田委員

市としては、何も今のところは啓発とかお願いするだけで、これから何かしようとかするのは、意思はありますか。

○周田環境政策課長

特定外来生物については、新たに特定外来生物を発見された場合や、今まで見かけない植物を発見された場合には、市へ情報提供をお願いしております。

外来生物については数が多いため、今対応ができていないところでございます。

以上です。

○大田委員

アルゼンチンアリにしても、人体的には直接的な被害はないんじやが、いっぱいいろいろなところにおいて、咬みはせんんじやが退治してほしいというのがあるんですが、このメリケントキンソウとかオオキンケイギクとかいうのは、そのような物すごく繁殖した場合は人体的には何もないじゃろうが、何か特徴があるんですか。

○周田環境政策課長

国の法律によりますと、特定外来生物は、生態系、農林水産業に被害を及ぼすということが記されております。

以上です。

○大田委員

そやから、そのような特定外来生物か、それはなるべくなら光市においてほしくないというふうに私は思っているんですが、市のほうもそのように、今後も一生懸命対応してほしいと思いますが、いかがですか。

○周田環境政策課長

今後も普及啓発に努めてまいります。

以上です。

○大田委員

よろしく申し上げます。なるべく繁殖しないようにお願いします。

ごみですが、私も一般質問でいろいろさせてもらっているんですが、都会のほうは割合にごみステーションというか、各家庭やなんかで、玄関前に置いちゃよくとすぐ持っていってもらうんですが、我々大和みたいな田舎になると、なかなかごみステーションが遠くて、そこの持っていくのに、今はまだ車は運転できるから、車や何かでそこまで持っていけるんですが、今、だんだん高齢者になると運転免許証なんかも返納して、今度は手で持っていかなくちゃいけない。元気なうちは持っていけるが、それがだんだん足腰が弱くなるとどうしても持っていけないから、家の前に置くとか、家の中に置くとかでごみの屋敷もどきになる家がたくさん今後は出る可能性を残していると思うんです。そのようなんで、環境部としては、家の前まで、玄関先まで置いちゃったらごみの集配をしていけないだろうかと、私は何遍もお願いしておるんですが、そのところを、もう一遍、現在の考えをお教えてください。

○小山環境事業課長

個別収集に関する御質問だと思いますが、現在、課題等を整理しながら、周南3市の中でまたさらに協議の場を設けながら、今後について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今、周南3市で考えながらと言われたけど、周南3市でこのような対策を今後どうしていくかという協議されたことあるんですか。

○小山環境事業課長

今までのところは協議したことはございません。

○大田委員

ないと言われたんですが、せっかく今、周南3市で協議したいと言われたんですが、周南3市で協議、ほかの市ではそういうところに取り組んでいる市はどっかあるか知っておられますか、そうなると。

○小山環境事業課長

他市で日々のごみ出し支援、個別収集について行っている市町ということでございますが、現在把握しておりますのは5市1町ということで聞いております。

○大田委員

5市1町でそのようなんやっておられると。随分先進的にやっておられるんです。5市1町でやる、3市で協議したことはない、3市で今後もいろいろ協議したいというふうに言っておられたんですが、光市でもそしたら、5市1町でやられたんなら、光市でも今までできないと言っておられたんじゃが、今後はできる可能性というのは含んでいるわけです。そこのところはどうですか。

○小山環境事業課長

可能性につきましても、今後研究してまいりたいと考えております。

○大田委員

研究してまいりたい。研究してまいりたいというのは、それはいろいろあるでしょうが、ぜひとも、こねえもんは間近に迫っちゃうんです、もうこれは、こういう問題は。特に、田舎言うたら語弊があるが、地方になると、家1軒が離れているし、ごみステーションまでが遠いんです。じゃけえ街なかではすぐとうとうと集められるが、ごみ収集するほうも、そこまで行くのもいろいろ手間もかかるでしょうが、ぜひとも前向きに検討して行って、今後ともそういうふうなごみステーションまで遠いところは、ぜひとも市のほうとしては積極的に取り組んで行って、ごみ運搬、ごみ収集、集配、それをやっていってもらいたいと思います。頼みます。

終わります。

○仲山委員

このたびの一般質問で、平成30年7月豪雨災害の経験を踏まえてということで、大雨災害、風水害への備えについて質問させていただきました。

環境部所管の下水道についてもお伺いしたいと思います。平成30年豪雨の際、あるいはそれ以前、以後もあるかもしれませんが、災害時の対応等の経験、その辺りがどのように反映されてきて、今の備えというあたりが聞ければなど。業務改善に向けてこれまでの取組というあたりも含めてお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

災害に対します対応、業務継続等に向けたこれまでの取組と現在の備えについてでございますが、下水道課では、独自に下水道事業業務継続計画を策定しておりまして、災害時での優先度を踏まえた適切な業務継続やパトロール訓練等にも取り組みながら、災害発生時において速やかな対応ができるよう備えているところでございます。

具体的な備えとしましては、光井、室積、潤田の3つの各汚水中継ポンプ場に豪雨災害等への対応のため、土のう袋やブルーシートなどの資機材をストックし、また平成30年の豪雨災害のときに、道路崩壊による電柱の倒壊によって一時的な停電等もございましたが、この停電に対する下水道機能の停止への回避は重要であると考え、これに対応するため、各汚水中継ポンプ場は自家発電を完備しておりまして、その他のマンホールポンプにつきましては、集中豪雨や台風接近などの情報を注視しながら、事前に発電機の確保などに取り組み、災害時に備えているところでございます。

このような日頃からの備えによりまして、災害発生時においても、下水道機能の維持及び下水道業務の継続が適切に行えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。下水道独自に業務継続計画というか、備蓄をつくっていらっしゃるということも確認できました。また、ちょっと時間のあるときに伺いして見せていただければと思います。

あとポンプ場、停電がやはり一番課題として大きいという話で、それについても、電源の確保について今進めて、今発電機の配備であるとか、もうその辺りま

でやっていらっしゃるという話がございました。いろんな他所というかよそでは、これ地域的、地形的な問題もあるのかもしれませんが、下水道に雨水が大量に流入して、対処し切れなくなるといったようなことも起きているように聞いてもいますし、光市の場合に、そういうことが起きにくい、その状況にあるのかどうか分かりませんが、よその事例なんかも、ぜひ注意を払っていただいて、より堅実な業務継続に向けて取り組んでいただければと思います。

まさかと思うようなことが起きるのが災害だと思って、よろしく願いいたします。

以上です。

6. 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第37号 光市本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

説 明：萬治商工観光課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第31号 令和4年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：西村経済部次長兼農林水産課長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

補正予算書の11ページ、新産業団地整備事業でございますが。

従来、各党派、年度末の市長要望に必ずと言ってもいいほど大型の産業団地の造成を上げていたと思うんですが、この事業が降って湧いたように出てきたという印象を持っておるんです。

というのは、これだけの光市にとって大プロジェクト、大きな事業は、なぜ令和4年度の当初予算に盛り込まれなかったのか。4月、5月、まだ2月しかたつ

ていないのに、突然こんな大きな事業が出てきたのは何か理由があるんじゃないかと思うんです。その辺を御説明してください。

○萬治商工観光課長

新産業団地につきましては、県と共同で取り組んでいくこととなりますが、県では、県内の産業団地が残り少なくなっている中で、なるべく早い事業開始をしたかったことや、様々な要因で当初予算には間に合わなかったということだと思えます。

ただ、先ほど言いましたようなるべく早い事業開始を目指しており、6月補正には間に合ったため、このタイミングでの発表及び予算計上となり、本市も県に合わせることになりました。

以上です。

○西崎委員

今のお話から推測すると、主導は山口県がどうもこの場所を何か決めてきたのが、令和4年4月に入ってから決まったような印象を受けるわけです。

それはそれでも大変光市にとっていいことなんですが、私は何も言いませんけど、そういう認識でいいですか。

○萬治商工観光課長

県においては、選定箇所の検討は時間も要すと思われ、4月に突然検討されて決定したというわけではないと思っております。先ほど申しましたように、県にとってはなるべく事業開始を早くしたかったため、当初予算には間に合わなかったけれども6月補正には間に合ったので、このタイミングで予算計上されたと理解しております。

以上です。

○西崎委員

今の課長の説明で理解いたしました。これは光市にとって、我々議員も全然予想もしなかった大型事業を、例えば2月でも3月でも決まれば、説明というか発表してもらいたかったとは思いますが。

以上です。

○大田委員

11ページのコミュニティ交通事業には24万円ついちよるんですが、今バックモニターとか言われたんですが、もう一遍詳しい説明してもらいたいと思うん

ですが。

○坪根公共交通政策課長

こんにちは。委員お尋ねのコミュニティ交通事業の事業用備品購入費24万円について内訳を御説明させていただきます。

本市では、三島地区におけるコミュニティ交通事業の運行団体、三島おたすけネットに対して市の保有するミニバンタイプの普通車を無償で貸与し、当該団体の運行を支援しております。

このたびの24万円につきましては、三島おたすけネットの運転手の声を受けまして、この貸与車両に安全運転支援装備を追加しようとするものでございます。追加装備は4点ございます。

まず、1点目はバックモニター及びカメラ、これは車両の後ろにカメラを、車内にモニターを設置し、車両がバックする際、モニターに車両後方の映像を映し出す装置で、バックする際の安全性を確保しようとするものでございます。

2点目は、ドライブレコーダー、これは車両の前後にカメラを設置し、運転中の車両前後の映像、音声を記録する装置で、あおり運転などの被害を受けることの抑止効果を期待するほか、事故発生時の運転手の不安を解消しようとするものでございます。

3点目は、サイドビューカメラ、これは助手席側のサイドミラーの下にカメラを設置し、運転席から死角となる車両の左前方の映像をモニターに映し出す装置で、狭隘な道での運転や幅寄せ時の安全性を確保しようとするものでございます。

4点目は、コーナーセンサー、これは車両の前後のバンパーにセンサーを設置し、音声やアラーム、ディスプレイ表示などで障害物との距離や接近をドライバーに警告する装置で、送迎時の接触事故の不安を解消しようとするものでございます。

以上でございます。

○大田委員

今4点ほど説明されたんですが、当然これは開始するときから予想されちゃった装置じゃろうと思うんですが、なぜ最初からやなくてこの6月補正で、運転手の希望でとか言われたんですが、初めから当然つけちゃってもいい装備と思うんですが、その理由を教えてください。

○坪根公共交通政策課長

この三島地区におけるコミュニティ交通事業は、協議が整い、今年の3月19日

から運行が開始されたものでございます。当初予算の計上には間に合わなかったもので、こうした装備の装着は行っておりません。

運行が開始されて運転手の実際の声を踏まえて、必要な装備の整理ができましたので、このたび6月補正で予算案を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

運行して、またこれをつけるとなると、また代替えの車を手配するとか、それかその分は休むとか何とかしなくちゃいけないわけですね。そういうようなんは状況をちょっと説明をお願いします。

○坪根公共交通政策課長

今申し上げた4点の装備につきまして、業者からは装着に大体3日ぐらいの日にちが必要と伺っております。おたすけネットでは土曜日に1回ほど運行を行っておられますので、装着期間3日間要しても運行に支障が出ないものと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今言われた週1回運行されてるという答弁じゃったと思うんですが、この利用状況ちゅうのが分かれば説明してください。

○坪根公共交通政策課長

三島地区のコミュニティ交通の利用状況ということでございますが。

三島地区のコミュニティ交通事業は、先ほども少し申し上げましたが、今年の3月19日から運行を開始されております。ボランティアの運転手が5名で、毎週土曜日の午前中に運行をされており、現時点では24名の地域住民の方が利用登録をされておられます。

運行開始の3月19日から5月末までの利用状況でございますが、運行回数11回、利用人数は延べ24人、行き先は全員ミコー島田店を御利用されていると聞いております。大体1回の運行でおおむね2名の方が御利用されていると把握しております。

以上でございます。

○大田委員

週1回、土曜日で大体ミコー島田店まで、平均が2人と、今までは大体24人ぐらいじゃろうと。それは、対象者は24人であるよということですが。これを初めからもう少し拡大して対象に上げるということはできなかったんですか。

○坪根公共交通政策課長

地域につきましては、この三島おたすけネットの方々が三島地域の移動を確保するため、ボランティアで活動することをお決めになられ、具体的な運行は、地域の皆さんに委ねております。

現在、地域公共交通計画ではさらに1団体増に向けて取り組んでおりますが、現時点で具体的な地域がどこになるのかというのは検討段階でございます。

以上でございます。

○大田委員

ボランティアの方も運転手さんが5人おられると、それが交代でやられるという大変ありがたいことですが、もう少しこのおたすけネットでバスを利用されるのをもっと利用される方を頻繁に利用してもらいたいと私は思っているんですが、そこんところをもう少し周知してもらおうとか、そのような方法を考えてもっと利用状況を増やしてってもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、もう一つ、産業団地の整備負担金で測量なんかするから県の負担金として上げられるというふうに、777万1,000円というのが上げられておるんですが、今後どのように進んでいくのか、ちょっと教えてもらいたいと思うんですが。

○萬治商工観光課長

今後の大まかなスケジュールを申し上げますと、今年度から令和6年度前半までに設計と地質や測量等の関連調査、用地取得を実施し、令和6年度後半からは造成工事に着手し、令和8年度中の分譲開始に向けて取り組むこととなります。

詳細なスケジュールにつきましては今後詰めていくこととなりますが、今年度は、本市と県双方において補正予算が成立して、実施体制が整った後に基本設計の発注事務や地元説明会に向けた準備、土地の権利者の調査、それから用地交渉、測量調査などが進んでいくことになろうかと思えます。

以上です。

○大田委員

それは分かったんですが、現地調査、測量調査とかいろいろやられると、それで777万1,000円ついたんですが。これは、当然山を削ったり谷を埋めたりするわけでありますから、当然、水道ちゅういいいますか、今まで田んぼも川の水を使ってないんで山の出水で田んぼの水を取っていた方が大変あそこの地域においては多いと思うんです。そのような調査もされるんですか。

○萬治商工観光課長

設計に当たっては周辺の調査をしますので、田んぼの水とか、造成するときには必ず水の道という問題についてももしっかり調査するよう県に言っていきたいと思っております。

以上です。

○大田委員

その水の調査ちゅうのはどういう調査をするんですか。

○萬治商工観光課長

具体的な調査方法については承知はしておりません。

以上です。

○大田委員

あそこは大分、お百姓さんもおられるんで、いろいろそこを心配しておられるんです。今までは出水が出よったんじやが、今あそこの大和工業団地やらできて少し水の出水量が少のうなったんじやけどどうじゃろうかと。今度、新工業団地ができるけ、水確保をどねえしたらええんじやろうかというお声もお聞きしとるんです。

せっかく、できるのはええことなんですが、そういうような周辺の人に対しては丁寧な説明やら、水にしても、今まではこのぐらい水量出よったんじやが多分このぐらいなるじゃろうがちゅう、そういう住民の方々に説明もしてほしいわけです。すいませんが。

それと、この771万円の歳入はどこに載っちゃうんですか。

○萬治商工観光課長

歳入につきましては、補助金のようなものはありませんで、全て一般財源になります。

以上です。

○大田委員

もう一遍、新産業団地をお聞きするんですが、道路やら給排水を光市が負担というふうに言われましたよね。この道路のことについてここでお聞きしてもいいんですか、それとも建設のほうですか。

○萬治商工観光課長

まだ設計とか計画図ができていないので、詳しいことがお答えできません。この場で聞いていただいて結構です。

○大田委員

なら、お聞きします。

一ノ井線ですか、県道を慶見から伊藤公へ抜ける川沿いの道があるんです。今でもあそこへ工業団地ができて、朝夕の交通量がすごい多いんです。以前からあそこを拡幅してくださいとかお願いしよるんですが、今も現在もそれ交通量が多い、事故がないのが幸いしちよるんですが、そのこのところの周辺道路の整備といたしますか、あれらはどういうふうにかえたらいいんですか。

○萬治商工観光課長

道路につきましては、まだ団地内への進入路も正確に決まってなく、今からの話になりますので、周辺道路についてもまだ検討等されていない状況でございます。

○大田委員

検討等はされてないと言われる。光市としては、検討されてないんだっただけひ検討するように強く要望してもろうて、あそこの道も拡幅してもらおうように言ってもらいたいと思うんですが、よろしくお願いします。終わります。

○吉本副市長

今の伊藤公前の県道の整備については毎年度、市長が県知事要望の中に盛り込み、粘り強く要望はさせていただいておりますが、結果としてはなかなか整備には至っておりません。

今回の産業団地との関連については特に関係はないといったことにはなるかと思えます。産業団地を整備するからそっちの県道もということはなかなか難しいのではないかなと考えております。

以上でございます。

○大田委員

いや、反論するんじゃないですけど、通勤路ちゅうのがあるんです。通勤路であそこを非常に、今も現在も使われてるんです。だから、朝夕、非常に危ないんです。だから、新しく工業団地ができるとまた通勤者が多くなるから通勤路としてあそこを使われる方が非常にまた多くなると予想されるから、そういうふうにぜひともお願いしてくださいというお願いしてるんです。

○吉本副市長

御意見の趣旨は理解できます。ただ、今回の産業団地で直接的にこちらの県道がというのはちょっと困難かなと思います。先ほどから申し上げております県知事要望の中で今後そういった要素が新たに加わる場合には、追加記述することもできますので、我々としては適切に対応してまいりたいと考えております。以上であります。

○田邊委員

私もその産業団地整備推進事業なんですけど、県の補正では7,797万2,000円、そして本市は777万1,000円、今回はその補正を6月に上げたというところで、事業期間が令和4年度から13年度までということになっております。約16億円できると、分譲面積8haと。

令和13年度までの工事期間なんですけど、令和8年度から分譲予定となっております。この辺りは、県とはまだ今からとは思いますが、その予定の土地が出来次第、分譲をやっていくのかどうなのかというところもあるんですが、その辺り分かりますか。

○萬治商工観光課長

13年度までというのは、分譲が完了するまでの目標期間を入れてあります。今の予定では、今年度から8年度中に造成まで終えて、そこから分譲開始ですので、整備自体は8年度に終わるものです。早く分譲完了できればそれに越したことはないですが、目標として13年度までの分譲期間を取っています。

以上です。

○田邊委員

分かりました。

それで、知事の最初の補正の答弁で、県の重点施策として位置づけると、この企業誘致は。それで、知事に就任して平成26年度2月以降から約200件を超える

企業を誘致し、5,000人以上の計画雇用人数を創出してきたと県知事は言っております。

その中で、医療関係、テルモや小野薬品など、そういったものが今よろしいんじゃないかという考えで知事は考えておるんでしょう。そして、また成長産業の自動車関係、電動化が進んでいきますので、これらの関係を考えておるといふところでもありますけど、こういった企業誘致に関しては、市も話に加われるんですか、今後先で。

○萬治商工観光課長

企業誘致は県が主体となってされますので、どの程度、我々がそこに加われるかというのは、今のところ話をしていませんが、情報共有するなど連携を図っていきたいと考えています。

以上です。

○田邊委員

今、知事が重点施策として位置づけると、この企業誘致については、というところで、今、市の執行部はその誘致に関してはなかなか難しいというところなんですけど。

私が思うのに、誘致される企業においては、進出企業の本社の利益になったりするという、地元の企業にも利益が還元されるような、地元の中小企業も誘致される企業によって潤うという考えなんかは県には言えるわけなんですか。その辺りはどうなんですか。

○萬治商工観光課長

進出企業自体が利益を上げることも大事だと思っておりますが、例えば進出企業によって地元企業の発注が増え、地元からの雇用も増えるといった地域の利益が還元されることも非常に重要であるし、期待してるところでございますので、このあたりは県に伝えたいと思っております。

以上です。

○田邊委員

だから、医療関係、車関係なり、成長産業が入ってきたら、市のほうもそういったほうにシフトをしてやろうというのが今後重要と思われるんで、その辺りをこの企業誘致についてはお願いしたいと、やる前に。

それと、もう一つは、約700万円、総事業費の16億円について市は3億円を出すんですけど、先行投資が確実にあるわけなんで、市が投資する部分の回収をし

ないといけないと思うんですが、その辺りはどう思われてますか。

○萬治商工観光課長

企業が進出されますと、そこに建物が建ち、設備が導入され、新たな雇用も生まれます。市の歳入としては、企業に対しては固定資産税それから法人市民税が課されます。それから、雇用された市民の方に対しては、市に住んでいただければ個人市民税といった税収が生じることになります。

また、進出企業による発注や新たな雇用によって市内での消費が発生するなど、こういった形での投資が回収されるものと考えております。

以上です。

○田邊委員

分かりました、その辺りの考えが大事と思うんですけど。

ここにまた県が特別会計を設置するということなんですけど、市はどのような関係してくるのか、この特別会計については。

○萬治商工観光課長

県では、産業団地整備に当たり、産業団地整備事業特別会計の設置を今回の6月補正で提案されております。

県の特別会計においては、歳入歳出それぞれ計上されておりますが、市との関係でいいますと、今回、本市がこの補正、歳出で計上している777万1,000円とこの同額が県の特別会計の歳入として計上されております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。知事が言われるように、2,000件超えて5,000人以上の計画雇用を創出してきたと言うんで、これは期待できる場所ではありますけど、最初に言われたように、企業があつて、その周辺地区にもまた関連する企業、そういったものを市もいち早くシフトしていくといった考えを持ってこのチャンスを生かすというところはお願したいということで、以上であります。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○早稲田委員

まず、1点目なんですけれども、高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業についてお尋ねします。

今年度の新規事業であるこの事業について、進捗状況をお示してください。

○坪根公共交通政策課長

本事業の実施に当たりましては、事業の担い手となる路線バス事業者や市内タクシー事業者の協力が不可欠でございますので、現在、各交通事業者へ制度の趣旨やチケットの使用方法などの事業概要を御説明し、御協力の意向確認や助成券の使用法等々の留意点について合意形成と制度設計について取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

現在は合意形成と制度確認について行っているということで、市民の方々は期待していると思いますので、順調に進んでいただきたいんですが、この件で、市内の路線バス事業者とタクシー事業者との合意形成に取り組んでいるということでしたが、市内を走る全てのバス・タクシーで助成券が利用可能ということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

また、使用方法等の詳細についてはどのようになる予定でしょうか、お示ください。

○坪根公共交通政策課長

現時点では、市営バスも含めて市内で運行する全てのバス事業者4者と市内で運行する全てのタクシー事業者4者の全ての事業者から本制度に対応可能というお答えを頂いております。

また、バスやタクシー事業者からは、チケットの大きさや使い方等について様々な御意見が寄せられており、現在、頂戴した御意見を参考に制度設計の詳細について最終調整を行っております。

利用方法等の制度の詳細については、事業者との合意が整いましたら、改めてお示しができるものと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

様々な合意形成が早く整って、事業が進んでいくことを期待しております。

続きまして、次の質問ですけれども、牛島～室積航路確保維持事業についてお尋ねします。

うしま丸の運航ダイヤの見直しの手続について、現在の進捗状況をお示しく下さい。

○坪根公共交通政策課長

運航ダイヤの見直しにつきましては、牛島海運有限会社が策定する牛島～室積航路離島航路確保維持計画にその旨を記載し、国の認定を受けることが必須となっております。

また、計画の内容については、光市内関係者の協議により事前に合意形成が図られていることが認定の要件となっております。

このため、運航ダイヤの見直しについて協議するため、本年4月1日付で新たな協議会、光市離島航路確保維持改善協議会を設置し、光市、国、県、牛島海運有限会社、牛島自治会の関係者8名を委員といたしました。

第1回会議につきましては、本年5月26日に開催し、運航ダイヤの見直し案と併せて、母港の本土化についても協議し、承認をされたところでございます。

今後、この協議結果につきましては、6月23日に開催予定の山口県生活交通確保維持改善協議会での承認を経て、国へ提出される予定となっております。

国の承認は9月下旬となる予定であり、承認後、速やかに中国運輸局に牛島～室積航路運航計画の変更認可申請を提出し、認可の上で10月1日より母港の変更、新ダイヤの適用開始となる見込みでございます。現時点では、手続は予定どおり順調に進んでおります。

以上でございます。

○早稲田委員

新たな協議会を設置されたりして、今順調に進んでいるということが理解できました。

今回の見直しについては、うしま丸の利用者に大きな影響が生じると思いますが、島民の方や島民生活に必要な牛島診療所、釣り客や観光客など、うしま丸の利用者への新ダイヤの周知はどのような方法で行う予定ですか、お尋ねします。

○坪根公共交通政策課長

新ダイヤの周知につきましては、運航事業者である牛島海運有限会社において行われており、5月12日に牛島自治会を通じて牛島の全世帯へ新ダイヤ案のチラシ配布を行ったとの報告を受けております。

また、牛島診療所や水道、消防などの行政・医療機関、市内を走るバス事業者やタクシー事業者、郵便局などの配送事業者、社会福祉協議会など島民生活を支える関係事業者に対しても新ダイヤ案の事前周知を行うこととし、6月中に終える予定とのこととございます。

また、市民や観光客等への周知については、7月頃に牛島海運有限会社ホームページにて、8月、9月は市広報でも周知を図る予定としております。

以上でございます。

○早稲田委員

島民の方々などにも、皆さん利用される方にくまなく周知していただきますようよろしくお願いいたします。

では、もう一つ質問をいたします。

光まつりの交付金についてお尋ねします。

光まつりは大変楽しみにしているんですけども、開催に向けてどのように進んでいますか、お尋ねします。

○萬治商工観光課長

光まつりにつきましては、光まつり実行委員会において実施協議が進められます。6月7日に実行委員会が開かれ、各委員や各部会の開催可否に関する意見を踏まえ協議した結果、開催する方向で決定されたところでございます。

ただし、新型コロナの感染対策も必要となることから、その規模やどういった形で開催するのかなどの詳細については、今後、実行委員会で検討協議していくこととなっております。

以上です。

○早稲田委員

新型コロナ感染症の対策等のこともあって難しい中とは思いますが、市民の皆様も楽しみにしていると思いますので、無事に開催されますように準備のほうを進めていただきますようよろしくお願いいたします。

私の質問は以上です。

○田邊委員

ちょっと一般質問の続きで、3点ほどやりたいんですけど、物価高騰、今の部分で、市営バスへの原油高の影響についてなんです。

公共交通事業者への原油高の影響については、私、一般質問でもしました。民間事業者に対しては、国や県の支援によって対応されることは理解できてはおりますけど、市の直営事業である市営バス、これについてはどのような影響があるか、この辺りの説明をお願いします。

○坪根公共交通政策課長

市営バスの運行にどのような影響があるかについて、まず、民間事業者には国や県から財政支援措置がございますが、地方自治体が直接運行する市営バスの運行に対しては、このような財政支援は適用されませんことから、本市の一般財源にて負担することとなります。

内訳といたしましては、市営バスは年間約10万5,000kmを走行し、令和4年度予算における年間のガソリン使用量は約1万3,000Lと見積もっております。ガソリンの燃料単価は、本年3月はリッター159円で、昨年3月のリッター132円と比較して27円の増加となっております。影響額につきましては、粗い試算ではございますが、この27円の増という状況が1年間継続すると仮定した場合、年間の燃料費への影響額は約35万円という試算をしております。

先ほど申し上げましたとおり、本市の一般財源にて負担することとなりますので、極力こうした影響を抑えるために、引き続き委託事業者へは省エネ運行の励行を依頼し、燃油・燃料費の節減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

やはり、年間35万円の影響。

市営バスについては、今言われるように一般財源から35万円はかかる、現状ではということなんですけど。大和地域の住民にとってはなくてはならない移動手段であると思うんです。だから、しっかりその辺りを当局には効率的な運行に努めてもらいたいけど、やっぱり市民に影響を及ぼさないようお願いしたいというところです。

あとは、公共交通事業者であって、コロナ禍でこの生活様式の変化などによって利用者が減少し、経営が苦しくなっている、こういうようなあたりもよく聞かれますけど、利用者数の回復に向けて市はどのような形に取り組むのか。公共事業者の利用者の減少についての対応、この辺りのところはどうか、お願いします。

○坪根公共交通政策課長

まずコロナ禍の利用状況について少しお答えをしたいと思います。

今年度、4月、5月に公共交通事業者と意見交換を行ったところ、タクシー事業者ではコロナ禍前と比較して8割程度の利用状況にとどまっており、依然として厳しい状況が続いているとお伺いしております。

一方で、大企業を中心に東京や大阪など都市部からの来客が回復しつつあり、徐々にタクシー需要に回復傾向がうかがえるとのことでした。

ただ、夜間の会食等での一般客利用は芳しくない状況だとお聞きをしております。

次に、バス事業者の現状でございますが、全体的にコロナ禍前と比較して9割弱となっているとのことでした。

なお、一部で利用回復基調が見られる路線もありますが、バス事業全体としては依然として厳しい状況が続いていると伺っております。

こうした状況の中、市といたしましては、公共交通の利用促進として新たに2つの取組を進めてまいりたいと考えております。

1つ目は、高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業の実施により、運転免許証を要する交通手段での移動が困難な高齢者に対し、路線バス及びタクシー運賃の一部を助成し、公共交通を利用した高齢者の外出を促してまいりたいと考えております。

次に2つ目でございますが、防長バスが今年度中に導入する予定の交通系ICカード、ICOCAに対しまして、国、県、関係市町と協調して補助することとしており、こうしたICカードの導入等によりバスの利便性向上による利用者の増を期待しているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。今、タクシーはちょっと回復しよると、バスは若干厳しいというところだったんですけど。

市も一部助成して、高齢者バス・タクシー利用助成パイロット事業をやると。それで、ICカードの導入によって対応するようなことをお聞きしました。

交通弱者である高齢者にとっては、交通手段はなくてはならない部分なんで、臨機応変に対応してもらいたいというところであります。まだ先が見えないというところで、高騰し続けているところなんで、ぜひよろしく願いいたします。

ここで止めて、次に行きます。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○田邊委員

続きまして、物価高騰と円安によつての本市の考え方なんですけど。

農林水産課のところでお聞きしたい。漁業者の操業に係るこの原油価格・物価高騰の経費についての現状。これについてなんですけど、さきの一般質問で、部長答弁により、農業者における肥料価格の高騰状況については、高く上がっているというのは理解しました。漁業者の操業に係る原油価格・物価高騰、これについての経費、こういったものの現状、この辺りはどう当局はお考えか、この辺りをお聞きしたいと、お願いします。

○西村経済部次長

それでは、漁業者の操業に係る経費と本市の現状についてお答え申し上げます。

山口県漁業協同組合光支店へ聞き取りを行ったところ、本年3月と昨年3月の燃料販売価格を比較すると、約40%の増となっており、従来手数料として燃油価格に上乘せされておりました諸経費を削減するなど、組合独自の対策を講じることによつて、漁業者負担の軽減を現状図っていることなどもあり、市への支援等の要請についてはまだ考えていないと聞いております。

しかしながら、今後もこうした状況に注視しながら、漁協を通じ漁業者との連絡調整を図るなど、支援等が必要な場面を適切に見極めながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

今、漁協の光の支店によると40%増になつちよると、経費の分は。しかし、組合独自でそれは対策していると。だけど、その辺りで、もし何らかの形で支援を求めてきたら、市独自なり県、国、そういったもののパッケージというか、そういった支援策をぜひとも紹介してあげて、できるだけ操業に差し支えないようにお願いします。

それで、インボイスに行きますけど、コロナ禍とこれも関係する燃料高騰も背景に、世界で相次ぐ付加価値税、いわゆる消費税、この減税は、私はこの中小企業の関係でちょっと言いますが、減税をするのが、中小企業者の支援にもなつとると思うんですけど、付加価値税を減税した世界の国、国連の加盟国の今48%を超えておると。そして、付加価値税の減税については、世界の大きな流れであるというところを踏まえて、インボイス発行事業者登録受付が開始されて以降、親企業や取引先が登録の勧奨に乗り出したり、小規模事業者の危機意識が高ま

っておると。

このインボイス制度、これについてはフリーランスの人たちが会をつくったり、国会議員の要請を開始するなど、インボイス制度実施中止を求める行動は日増しに始まっているところは重要であると。本市においても、このインボイス制度については何らかの形で理解してもらわなくてはならないというところで、お聞きします。

消費税免税事業者、課税売上1,000万円以下、個人事業者、手間請負等の影響について、こういった一人親方みたいな形の人たち、この人たちにインボイス、最終納税者になるとする場合、どんな影響が本市はあるかというところをどうお考えか、その辺りの認識、これをお聞きしたい。お願いします。

○萬治商工観光課長

消費税免税事業者の取扱いは、課税売上が年間1,000万円以下であれば、引き続き消費税免税事業者であるということには変わらないと思っております。ただし、インボイスを発行できなくなるため、取引先からインボイス発行の求めに応じられないということがあると考えております。

以上です。

○田邊委員

今、当局がいわゆる免税事業者のままだと取引から排除されるというところは理解しているという考えでよろしいわけですね。

○萬治商工観光課長

排除されるというお答えはしておりません。求められた場合にインボイスが制度上発行できないというお答えになろうかと思えます。

以上です。

○田邊委員

それが、発行ができないと、発行事業者でないから発行ができないというところで、今まで取引ができていたのですが、発行事業者でないから発行はできないよという形に陥ってしまうというところでは理解しとるというところですね。

それでは、消費税課税事業者、一般課税選択事業者についての影響、これについてはどうお考えか。

○萬治商工観光課長

取引先が消費税免税事業者である場合は、インボイスが発行されないため、消

費税の仕入税額控除ができず、結果、納税額が増えるということが考えられます。
以上です。

○田邊委員

だから、やっぱり、国が今、5年10月に導入されるそのインボイスについては、光市でも影響があるというのは理解はしているというところではありますか。

○萬治商工観光課長

インボイス制度が始まれば、何らかの影響はあると考えております。
以上です。

○田邊委員

分かりました。だから、私が先ほども言ったように、いわゆるフリーランスの人たちとかそういった人、国会議員にこういった要請をするなど、国に対して要請をしていく、意見書を出していくという流れがあるというところも当局は認識をしちよるわけですね。

○萬治商工観光課長

先日のシルバー人材センターさんの陳情もありましたように、そういった動きがあることは認識しております。
以上です。

○田邊委員

分かりました。経済部及びほかの所管、税務の関係にも関係するし、市のいろいろの税金、税収にも関係してくるところとは思いますが、少なからず。その辺りで、なかなか難しいんでありますけど、国の状況を見て、そういったものは動いていかななくてはいけないというところは私も理解しておりますので。

今後とも、市の業者など、いろいろな業者さんには、そのインボイス制度でどれだけ影響があるかというところはデータなり何なり、そういったものを集めていておいてほしいというところで、下支えができるものなら下支えするような形も今後考えていかななくてはいけないと私は思うので、その辺りよろしくお願ひします。

以上です。

○大田委員

まず、令和3年度の繰越明許ですか、災害復旧工事の進捗状況、どのようにな

ってるか、ちょっと教えてほしいんですが。

○西村経済部次長

令和3年度繰越明許として進めております災害復旧工事の進捗状況ですが、被災規模の大きい国庫補助関係の工事につきましては、梅雨時期までに完了することを目指しており、全6か所のうち現状5か所が完了しております。また、単独分につきましても、近接農業者との調整等により未実施であるものを除き、おおむね完了しております。

以上でございます。

○大田委員

6か所のうち5か所が完了したというような答弁だったと思うんですけど、残りもう1か所というのはどこの河川ですか。

○西村経済部次長

国庫補助事業のもう一か所は、塩田の佐田地区の水路災害でございます。

以上でございます。

○大田委員

もうじき完了の見込みということで、ぜひとも早めの完了を目指して進めていってください。

それから、次に虹ヶ浜海岸、室積海岸ありますよね。それで、砂浜があつて、松林があつて、道路があつて、また虹ヶ浜なんかはまたこっちに松林なんかがあるんですが。砂浜のところは、夏なんかはようけやってきれいにされてるようになっているんですが、松林のところは結構草やら落ち葉なんかは落ちちよるんですが、その清掃とかいうのはどういうふうにやってるんですか。

○西村経済部次長

虹ヶ浜、室積海岸の松林内の清掃状況等についてお答えいたします。

まず、清掃については、海岸松林の中で松以外の木や草を松の成長を促すために、下刈りとして行っております。これは、虹ヶ浜、室積いずれも市が入札により発注して、受注業者が年1回程度実施しているところでございます。

また、落ち葉、いわゆる松葉については松の栄養になるということもあり、先ほど申し上げました下刈りを行った草を集積する範囲で収集を行っております。

以上でございます。

○大田委員

今、ボランティアの人が割合、虹ヶ浜なんかは結構ボランティアの人が取っておられるんですが、それなんかは、取った後はボランティアの人がやっぱり全部片づけるんですか、それとも市のほうがやるんですか。

○西村経済部次長

海岸松林の清掃ボランティアの方々が集められたものについては、環境事業課においてごみ収集やごみ袋の配布等を行っておりますので、我々がその中継ぎをして、作業が円滑に進むように調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

ボランティアの人もやってくださるのはありがたいことですが、ついでに残材も一緒に片づけてほしいもんです。

そやから、経済部は、海岸部の砂浜、松林、全部をやっておられるわけですね。入札により、清掃活動。

○西村経済部次長

農林水産課が所管する下刈り業務及び剪定業務は、全て入札で行っております。

以上でございます。

○大田委員

範囲として全部やってるわけですね。

○西村経済部次長

そこは、建設部と経済部ですみ分けがされており、海に面して砂浜に並行したエリアはほとんど経済部だと思います。一部公園とかがあると、そこは中抜きになっていたりしますが、おおむねそういうイメージで考えていただけたらと思います。

以上でございます。

○大田委員

そやけ、そっちのほうは建設部のほうでやりよるから、建設のほうへ聞いてみましょう。

だから、年1回の入札で掃除をやっておられると、年1回で間に合いますか。

○西村経済部次長

松の育成という視点で考えると、かなり長い年月続けておりますので、十分足りていると考えております。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。あの松林も国立公園でありますので、清掃活動には今後ともしっかりとやっていってほしいと思うんですが。

もう一つ、島田川沿いのところに、葛やらがすごい生えてるところがあるんです。以前はなかったように思うんですが。あそこの清掃はどういうふうになってるんですか。虹ヶ浜の海岸があって、ポンプ場が、川がありますよね。あれからまだ東側いうんですか、島田川の間、星出商店のところへ、上に上がるとこの階段が、防潮堤ちゅうか防波堤ちゅうか、あそこの周りには何かすごい葛なんか生えちよるんです。以前はなかったように思うんですが、最近すごい生えてるんですが、あそこの清掃はどのようになっているんですか。

○西村経済部次長

海岸松林の清掃という観点でいくと、経済部が所管する範囲ではないのでお答えしかねます。

○大田委員

あそこの前の葛が生えてない波打ち際は、環境部がクリーナーで清掃しててんですが、その間だけが何もされてないんです。今後とも、あそこもきれいにしていってほしいと思うんですが、担当が違うんだったらしようがないが、お互い横の連携を取って、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今、中小企業、小規模といろいろ話題になっておるんですが、中小企業の経済対策ちゅうのがいろいろあると思うんですが、経済部のほうにも。その進捗状況はどのようになっているか、ちょっと説明してほしいんですが。

○萬治商工観光課長

中小企業の経済対策ということでお答えしたいと思ひます。

昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返しまして、特にオミクロン株の感染が急拡大し、一時期、回復基調にあった地域経済にも大きな影響があったと思ひておひます。

令和2年度、3年度に引き続き、今年度も中小企業者等への経済対策を実施す

ることとしておりますので、その一部の事業の状況についてお答えします。

まず、先般、補正予算で御議決頂きましたコロナ克福商品券発行事業は、市民生活の支援と地域経済の活性化を図るとともに、原油価格・物価高騰等への対策として市民1人当たり1万円分の商品券を発行するもので、総額約5億円が市内で消費されることによる経済効果を見込んでおります。

現在は、10月1日からの使用開始に向けて商品券の作成であったり電算システムの構築等、準備を進めるとともに、今月13日からは商品券取扱店舗の募集を開始しております。

次に、市の制度融資におきましては、令和2年3月に創設しました新型コロナウイルス感染症に伴う不況対策特別融資をこれまで8回にわたり期限を延長してまいりました。現在、10月28日までを申込期間としております。この融資は保証料や3年間分の利子を市が補給するもので、資金が必要な中小企業者にとっては有利な制度となっております。本年度に入り、現在まで16件の申込みを受けております。

次に、市内の経済団体等が主体的に実施する消費喚起策について補助する「ひかり消費喚起補助金」は、現在制度設計を進めておりますが、幾つかの団体からは内容について問合せも頂いています。

その他、中小企業向けの支援事業がございますが、主な経済対策として3事業の状況をお答えいたしました。

以上です。

○大田委員

いろいろやっておられるというお聞きしたんですが。

私は中小企業のあれに対してちゅう思いあったんですが、それは今のは小規模事業者に対しても同じようにやってるという感じに受けたんですが、小規模事業者に対しての経済対策はちゅうのがお聞きしたいところでもあるんです。中小企業言いながらも、中小企業の中でも小規模とって完全に分かれてるはずなんです、対策なんかも。そやけ、そこんところで、今、中小企業全般言われたみたいですが、今度は小規模事業者に対しての経済対策ちゅうのはどのように考えてるか、教えてほしいんですが。

○萬治商工観光課長

小規模企業者につきましては、中小企業基本法によると、従業員が20人以下、卸売、小売業、サービス業は5人以下になりますが、この事業者を指しております。一方、中小企業者は、業種によって違いはありますが、資本金または従業員の数が一定の金額また人数以下の事業者を指しまして、小規模企業者よ

りは範囲が広がっております。

したがいまして、本市の小規模企業者への経済対策は、基本的には中小企業者への経済対策と同じ制度の中で行っております。

事業所設置奨励金のように、中小企業者よりも小規模企業者に対して、支援要件をより緩和した制度もございますが、基本的には中小企業者、小規模企業者の差を設けずに実施しております。

以上です。

○大田委員

今言われたように、中小企業と小規模企業者は随分差があると。今、すごい小規模企業のほうがより逼迫してると思ってるんです。だから、小規模企業者に対してもどれだけ市としてやれるか私もそこそこは思いつかないんですが、やっぱりできるだけ政策的に小規模企業者に対して厚いといいますか。当然、小規模企業者の本社は光市内でございますので、そやからそういうところもいろいろ鑑みながら、厚い経済対策をしてほしいと願っておりますので、よろしく願いします。

続きまして、この令和3年の終わりじゃったですかね、バス路線が変更になって、いろんな経済効果がよいほうに出てきたんじゃないかと推察しておりますが、乗客はどのようになっておられるのか、ちょっとお教えてください。

○坪根公共交通政策課長

バス路線の新設でございますが、直近では、中国JRバスさんが光駅から光高校を經由したバス路線を新設されております。詳細な数値は持ち合わせておりませんが、高校生の利用が相当程度あり、この単独路線は黒字運行ができていますと報告を受けております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうには、それから島田駅にも入るようになったし、三井側のほうに通るようになったし、室積から光総合病院まで行くようになったしといういろいろな路線が増えて、乗客に便利になったと思うんですが。

1つの例ですが、室積の住民は光駅に行かれないようなバス路線になっちゃんじゃないかというお声もお聞きしよるんですが、それはそんなことないですよってからお伝えしてるんですが、そういうふうに乗客の人が乗りやすいようにされてると思うんですが。

そこで、私は啓発運動ちゅうかPRいいですか、それが少し足りないからそう

いうふうに住民の方からいろいろ電話があつたり来たりするんじゃないかと思うんです。そういうのはどういうふうにされてますか。

○坪根公共交通政策課長

バス路線の周知でございますが、基本的には、お電話等でお問合せがあつたときに、それぞれのお客様の御要望に応じてダイヤの御説明をさせていただいております。

ダイヤ自体については、公共交通政策課で所管しております光市地域公共交通協議会で協議を行っておりますので、その際に出た意見等を持ち帰って整理しております。

広報等を通じた積極的な周知というのは、現時点では行っておりません。

以上でございます。

○大田委員

だから、今広報なんか行ってませんと言われたんですが、広報なんかにもこういうふうな路線が新設されたましたよ、こういうふうになりましたよちゅうのを、広報は大抵全戸に配るようになりますから、その辺はでもちゃんと周知徹底したほうが私は皆さんが室積からでも光総合病院へ行けるんじゃないかというふうに思うと思うんです。そういうふうに今後啓発活動を行ってほしいと思うんですが、いかがですか。

○坪根公共交通政策課長

昨年3月に策定いたしました地域公共交通計画の中で、モビリティ・マネジメント、公共交通を皆さんに利用していただく取組を重要な取組の一つとして位置づけております。今年度は、新しく設定されたダイヤとかも全部含めた公共交通マップを新たに作成する予定にしております。作成後に、そうした情報が市民の方に行き届くような周知の仕方については、広報をはじめ、ホームページ等々を活用しながらしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも、市民の皆さん全員とは言わなくても、ほとんどの人が分かるような感じのマップなんかを今後とも配ってほしいと思っております。よろしく願いします。

続いて、同僚委員が光まつりのことを言われたんですが、私も福祉のほうにもおっぱいまつりとか健康ふれあいフェスタのことやらお聞きさせてもらって、

それはやりますよというふうな方向に向いておって、敬老行事は今検討中ということでもございました。また、今、光まつりはやる方向なような答弁でもございましたが、もう一つあるんですよね、11月に、ひかりふるさとまつりというのが、それについてはどうでございましょうか。

○西村経済部次長

ひかりふるさとまつりの開催については、現状のコロナの状況であれば、光まつりと同様に実施する方向になると思われませんが、最終的に実施するしないや実施規模等の詳細につきましては、今後開かれますふるさとまつり実行委員会で決定されることとなります。

以上でございます。

○大田委員

今、ひかりふるさとまつり実行委員会のほうで決定されるというんで、それは実行委員会で決定されたらそれでやる、分かりますが、市の方針としては、やったほうがいいのかとか、中止したほうがいいのかとか、ある程度の指針は持っておられると思うんですが、そのところのちょっとお答えしてほしいんですが。

○西村経済部次長

先ほどの繰り返しになりますが、現状のコロナの状況であれば、光まつりと同じように開催する方向になると思われませんが、今後の状況を注視しながらできるだけ開催する方向で調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。できるだけ開催する方向でということでもございますので、ぜひとも、今コロナ禍で市民の皆様は沈滞ぎみでありますので、光市を少しでも守り立てるように、このひかりふるさとまつりに対して市民の皆様、また市内の業者の皆様も一緒になってから守り立て、ひかりふるさとまつりなんかはいつておりますので、今までいう費用対効果とか経済効果ちゅうのは随分あると思います。特に、このひかりふるさとまつりなんかは市内の業者なんか随分参加しておられます。だから、ぜひとも今後とも実行委員会で決定ではあります、市の方角を進める、開催の方向でおられると聞きましたので、ぜひとも進めていってほしいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○仲山委員

この議会にシルバー人材センターから陳情が出されて、お話を伺いました。このたび、インボイス制度の適用により、厳しい運営を強いられるといった状況について、説明を受けました。

シルバー人材センターの果たしている機能というのを考えてみますと、市の業務の担い手としてももちろんありますし、働ける高齢者の就労あるいは働く生きがいや健康寿命の延伸だとか、公共的な役割が結構大きい事業体というふうに認識しております。

そういったことを鑑みますと、困難な状況に対して、市のほうとして何か支援といいますか、何か考えられるものかどうか、その辺りの見解をお伺いします。

○萬治商工観光課長

インボイス制度につきましては、消費税に、税制に係る事案でございますので、国の動向を注視していくことになると思います。例えばこの制度によってシルバー人材センターがこれまで受けていた仕入税額控除分に対して市が直接何らか補助するというのは、消費税等という税の穴埋めを市税で行うということになりますので、困難だと考えております。

市としましては、これまでの補助金等で引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

市の方向、市のお答えとしては伺いました。了解いたしました。

もう一点、開設10年を超えました里の厨についてであります。

建物、施設について、傷みや不具合という話が聞こえてまいります。また、新型コロナ禍の割に比較的順調という話も一昨年あたりはあったと思いますけれども、近いところの話を聞きますとそれほど順調でもない、先行きちょっと不安を抱えてるというふうな話も聞いたりします。

近隣に直売施設もありますし、それとの競合、あるいは高齢化による出荷者の減少等、決して経営上楽ではないというところかと思えます。

設備や機器、建物等の更新やメンテナンス、これには使用料等関わってくるんでしょうけれども、リスク分担をどのようにしているか、その辺りのことも関わってくると思います。負担が今少々重くなっているのではと心配しております。現在の状況に対する見解をお伺いします。

○西村経済部次長

それでは、里の厨の老朽化に対する対策と申しますか、維持管理の考え方などについてお答え申し上げます。

この施設の維持管理につきましては、協定書におけるリスク分担表に基づき指定管理者と協議調整を図りながら進めております。

まず、備品、機器類につきましては、機器類更新計画に沿って老朽化具合を考慮しながら計画的な更新を進めております。今年度の更新予定はございませんが、万が一、緊急修繕対応等がある場合に備え予算を確保し、店舗運営に影響が出ないように配慮しております。

設備につきましても、設備長寿命化計画に沿ってエアコンや浄化槽などを計画的に清掃やメンテナンス等を行い、設備の長寿命化を図ることとしております。

なお、今年度はウッドデッキの改修を予定しております。

以上でございます。

○仲山委員

里の厨は、うちのまちの地産地消の拠点とも言うていいでしょうし、農業振興拠点施設という農業を支える機能をいろいろ担っていただいているところもあります。

あとは、更新に関しても長寿命化計画等、緊急での対応にならないように進めていかれるという話だと理解をしました。

ただ、ああいうお店でございますので、やはり機能しなくなってしまうからでは取り替えるのにまた時間がかかったりしますので、できるだけそういうことが起こらないように支えるというか、進められるように計画的に指導といいますか、協力して進めてもらえたらと思います。

あとは、やはり活気が必要だと思うんです。余力がどんどんなくなっていくと、活気がだんだん生み出しにくくなっていくということもあるかと思えます。経営努力も当然必要でしょうけれども、状況を見て必要な支援はしっかりとやっていただくようお願いしておきます。

以上です。

○大田委員

ちょっともう一個、すいません。光市漁業栽培センターのプロポーザルのことについてお聞きしたいんですが。

たしか、1回目のプロポーザルで契約はされたと思っておったんですが、その後、その人が解約を申し出られて、それからまた2回目のプロポーザルをされたように思っておるんですが、その1回目と2回目のどっか条件が変わったんですか、1回目と2回目です。

○西村経済部次長

それでは、栽培漁業センター跡地活用のプロポーザル条件について、1回目と2回目の違いについてお答え申し上げます。

まず、1回目の募集と2回目の募集の変更点といたしましては、まず2項目ございました必須条件を地元産海産物販売機能のみにいたしました。もう一つは飲食機能ということでございました。

それと、供用開始までの期間を5年以内から7年以内に延長いたしました。

さらに、前回の2倍となる期間を設け、公募を行うことといたしました。

このほか、施設の運営の一部につきましては、テナント事業者による運営も可能としたことなど、一部要件の緩和を行うことで基本コンセプト等は維持しつつ、事業者が参入しやすいよう公募条件の見直しを行ったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

その条件を、1回目と2回目の条件を変更したんで、請負金額が変わるんですか。

○西村経済部次長

請負金額ではなく、土地の売却価格のことだと思いますので、1回目と2回目で金額が変わった部分についてお答えを申し上げます。

これは、1回目にプロポーザルを行ったときから時間が経過し、土地の価格がかなり下がったということで時点修正を行った結果、約130万円程度減額になったところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そんなに土地の価格が急落したのですか。1年以内ぐらいで。

○西村経済部次長

この部分については、不動産鑑定士の意見に基づいて価格を決定しておりますので、間違いございません。

以上でございます。

○大田委員

ということは、室積全体で価格が下がったということですね。

それと、プロポーザルじゃけかも分かりませんが、普通、1回目のときに入ってきたら2回目のときには大抵違う業者が入ると思うんですが、そのところはプロポーザルじゃから同じ業者でもいいということですか。

○西村経済部次長

2回目のプロポーザルは、要件緩和を行った上での再公募というところから、前回のプロポーザルの考え方を踏襲しながら、市内事業者の育成、地場産業の振興を図ることや、市内業者であれば漁業者との交渉等がスムーズに行えるメリット、また円滑な事業推進が期待されることなどから、再度市内業者を公募することとしたものでございます。

以上でございます。

○大田委員

そりゃ、私らでも市内業者がいろいろな事業されて反映されるのが一番願ってることなんですけど、なかなかそういうように、1年以内でそういう断ったのがまた、というたら、はてなちゅう皆さん思うと思うんです。皆さんに分かるような感じで公表されて、今後とも正常に行ってるんじゃないら正常に行われてるような周知が私は大事じゃろうと思うんです。今後とも皆さんに、これはこねえなったからこれで市内業者の人にまた頼みますよというような、要するに広報ちゅうんですか、周知して、今後ともそのような不信を抱かれないような周知の仕方して今後ともやっていってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

7 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第38号 市道路線の認定について

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

認定番号4番、34ページですけど、提案理由が29ページにあるように、宅地開発により市に帰属した道路等を市道として認定するとありますけど、先ほどの説明にそういうところがなかったんで、もう一度その理由を教えてほしいんですけど。

○秋友監理課長

34ページ、海田共和線におきましては、県道の道路改良事業により降格になったことにより、市道認定とさせていただきます。

以上でございます。

○田邊委員

だから、この提案理由とちょっと違って来るような気がするんですが。「宅地開発によって」と書いてあるんで、それはどう説明したらいいのかというところがちょっと気になったんで。

○秋友監理課長

提案理由のほうについて帰属した道路等ということで、「等」に入れて説明をさせていただきます。

○田邊委員

だから降格したというところ、「等」のところにあるという理解でよろしいわけですね。宅地じゃないということね、これは。

○大田委員

今の4番なんですが、拡幅によって旧県道が市道になったと。その間の空地と言いますか、県道と市道の間の敷地はどういう取扱いになるんですか。

○秋友監理課長

新県道と旧県道、共に県有地となりますが、このたび市道に認定をお願いするも市道は市の管理となり、新県道はそのまま県の管理となります。

○大田委員

要するに、県の所有地になるが、維持管理は県と市になると。どこまでがそういうふうな感じになるんですか。

○秋友監理課長

旧県道の敷地ですが、道路部分、法面を含め光市の管理になり、その下側にあります窪地につきましては、そのまま県の管理となります。

○大田委員

となると、海田から旧県道がカルバートになっているんですね。それで道路がこの法面を抜けているところがあるんです。あそこはどねえなんですか。

○秋友監理課長

委員お尋ねのトンネル部分については、県道降格により市の維持管理となりますが、道路部分は、今までと同じ地元管理になります。

○大田委員

トンネルの維持は市、その下の道路は地元…。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

そのところは目的を県としっかりと検討してもろうて、またお答えください。よろしくお願いしますよ。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②議案第31号 令和4年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：松並建設部次長 ～別紙

質 疑

○大田委員

公園整備工事で4,240万円として、このたび歳出を追加で出されておるんですが、歳入において国庫費が2,120万円、多分これと思うんです。最後の土木債の1,900万円と思うんですが、足しても4,020万円になっちゃうんですが、その理由を教えてください。

○松並建設部次長

公園事業の国庫補助事業ということで、2分の1が国費でございます。残る2分の1のうちの9割に起債が充てられ、残りは一般財源でございます。

以上でございます。

○大田委員

一般財源の残りというのは、何ぼですか。

○松並建設部次長

補正予算書10ページの補正額の財源内訳の欄に一般財源というのが一番右にございます。こちらに記載をしておりますように220万円が一般財源でございます。

以上でございます。

○大田委員

この220万円一般財源、歳入のほうはないということによろしいんですか。

○松並建設部次長

補正予算書にこの220万円という数字というのはございません。

以上でございます。

○大田委員

それから委託料787万8,000円がこの度業者に充てられたというふうになったんですが、これは入札なんですか、随意契約なんですか、それとも見積り入札なんですか。

○松並建設部次長

このたびの補正予算が成立したならば、市内各所に該当する箇所がございますので、既に当初予算で発注を済ませております業務に、それぞれ追加をする形で変更契約を想定しております。

以上でございます。

○大田委員

それは何社ぐらいになるんですか。

○松並建設部次長

今年度、このたびの補正とは関係なくでございますけれども、市と委託先事業者の双方の効率化といった観点から、公園緑地の維持に係る発注の見直しを行ったところでございます。

具体的に申し上げますと、これまで個別箇所ごとに多くの契約を結んでおりましたものを、包括契約に近い考え方で市内を大きく6地区に分けて業者に委

託をいたしました。室積、光井、島田、浅江地区の北部、浅江地区の南部、それから大和エリアといったことで分けて委託しておりまして、箇所に応じてこれらの業務に変更契約で追加をさせていただくことを想定しております。

以上でございます。

○大田委員

だから今6地区に分けて、今まで入札で出しておられたわけでしょう。6地区は6業者ちゅうこと。それとも1地区が3業者、1業者もありや3業者もあるじやろうけど、業者は何業者に。

○松並建設部次長

延べ6業者ですが、競争入札により同一業者が複数地区を取られたところもございます。

以上でございます。

○大田委員

ちょっと、理解をちょっとしなかったんですが、もう一遍。素人に分かりやすいように。

○松並建設部次長

6地区に分けて契約をいたしましたので、業者数で申しますと延べ6者ですが、複数箇所取られたところもございますので、延べ6者ということでお答えをさせていただきます。

○大田委員

それは延べ。787万8,000円を変更契約で6地区の業者に変更契約で出したと、それが延べ6業者と、そういう理解でよろしいんですかね。

○松並建設部次長

当初予算分の発注を済ませておるところでございます。補正予算が成立したならば、それぞれの契約に追加をする変更契約をしてみたいと考えております。（「まあいいか、いいでしょう」と呼ぶ者あり）

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

①令和4年度の山口県関係事業について（報告）

質 疑

○大田委員

3番の通学路緊急対策、光日積線で歩道拡幅舗装、約どのぐらい、何mぐらい延長やられるつもりなんですか。

○山本道路河川課長

3番の光日積線の通学路緊急対策事業でございますが、これは大字三輪の大和保育園から三輪小学校までの区間のうち部分的に狭くなっている区間、大和保育園付近の歩道を前後に合わせ拡幅するものでございます。

お尋ねの延長ですが、まだ詳細に測量はしていないとのことで、大体でございますが、20mから30m程度になるのではないかとということを県からは聞いております。

以上でございます。

○大田委員

20mから30mということでございますが、これはあそこの極小歩道に対しては継続的に全部拡幅する計画はあるんですかね。

○山本道路河川課長

県からは、令和4年度の単年度事業ということで聞いております。

以上でございます。

○大田委員

県からは単年度事業で、市からは継続的に全部拡幅するように、ぜひとも強い要望をお願いいたします。頼みますよ。

②光市公園施設長寿命化計画（報告）

質 疑

○田邊委員

ページ、3ページをお願いします。対象とする都市公園で、この計画対象公園、5か所の対象公園の供用面積が広いものからそれほど広さでもないものまであ

ります、この供用面積、15haあつたり1.8haというところもありますけど、この対象にできる面積の基準、これはどういったことで決めているのでしょうか。

○松並建設部次長

2ページが一番上に少しお示しをしておりますが、この計画は国土交通省が定めた指針を参考に策定をいたしました。

指針によりますと、計画の対象となる公園の規模につきましては、定められておりません。ただ、計画に基づく長寿命化対策に充てることのできる国の交付金の対象には基準がございまして、供用面積が2ha以上の都市公園とされているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

同じく、5か所の対象公園の設置年にも差があると、昭和51年、昭和46年とか平成9年とかありますけど、これは対策の優先順位とか差があるということ。この辺りのことはどういうところでしょうか。

○松並建設部次長

これから対策を進めていくにあたりましては、先ほど少し御説明いたしました健全度と緊急度といったものに応じて進めていくことになろうかと思えます。

優先度という意味では、設置後の経過年数、お尋ねをいただきました経過年数、古いか新しいかというものももちろんですが、ほかの要因により老朽化が進んでいると考えられますので、こうした老朽化の状況を把握して健全度調査をして、それから緊急度を判定したところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

4ページをお願いします。ここに表の2の2か、そこで公園施設の計画的な管理とあり、総じて両方のこの保全管理型管理計画があると思えますけど、先ほどから言われる予防保全というような言葉は聞かれておりますけど、この下の事後保全型管理の施設でも、先ほど言われた国の交付金は活用できるのでありますか。

○松並建設部次長

長寿命化計画の対象となる公園の公園施設であれば、事後保全型管理を行う公園施設を更新する際、国の交付金を活用することが可能でございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

それと7ページ、注2、総合体育館、大和スポーツセンター、レストラン棟等の建築物が、これは5ページに戻って総合体育館は光スポーツ公園、そして大和総合運動公園に大和スポーツセンター、そしてレストランでは冠山総合公園となっておりますけど、この辺りを細分化して、7ページの下の建築物の管理というところで、こういう形で予防保全を行うという理解とは思いますが、その辺りはそういう考え方でよろしいわけ。

○松並建設部次長

7ページの注2にお示しをしております施設は、基本的にそれなりの大きな規模の施設でございますので、単にこの施設を予防保全していくというのではなく、具体的に外壁を修繕していくとか、あるいは屋根を直していくんだといったような部材ごとの細分化した管理が必要でありますので、こういった記載をさせていただきます。

以上でございます。

○田邊委員

それはほかのところにもいろいろあるような気がするんですけど、それが敷地面積によって違ってくるんですか。いろいろこの中にも建屋みたいなのあるような気がするんですが。

○松並建設部次長

この細分化につきましては、基本的に建築物を対象に細分化して管理をしていくことを想定しております。

以上でございます。

○田邊委員

なら、光スポーツ公園のレストハウスとか、大和総合運動公園の防災備蓄倉庫とか、この冠山総合公園の管理棟とかというのは、建築物にはならないわけですか。

○松並建設部次長

建築物でございますので、部材ごとといたしますか、各種設備に分けて管理を行ってまいることとしております。

以上でございます。

○田邊委員

だから、そういったものも表の2の4の形の建設物の管理という形で行うという考え方で理解してよろしいわけですね。

○松並建設部次長

そのとおりでございます。

○田邊委員

あとは、10ページの4番の本計画中の長寿命化対策に要する費用は、おおむね10年で5億円と見込まれているというところ、この5億円の国の防災・安全交付金をはじめとする有利な財源、そういった形で大体どれぐらいの、その交付金以外だったらどれぐらいの額になるのでしょうか。

○松並建設部次長

10年間でおおむね5億円を見込んでいる、その財源の内訳ということでお答えをさせていただきますと、単純計算で国の防災・安全交付金が2分の1ですので2.5億円、残りの2.5億円うち9割に起債が充てられますので2億2,500万円、残り2,500万円が一般財源という内訳になります。

以上でございます。

○田邊委員

2,500万円がざっくりで、11ページのこの施設の寿命が20%延伸するという計画ね。分かりました。

以上です。

○大田委員

すいません。事後保全管理の公園というのは、14ページの、あと15ページに載ってる計画対象外の都市公園34か所のことですか。

○松並建設部次長

予防保全型と事後保全型につきましては、公園を指すのではなく公園施設が

どちらの管理をするのかという考え方でございます。

○大田委員

公園を指すんじゃなくて公園の中の建物、施設を一つ一つ指すわけ。

○松並建設部次長

分かりやすく、少し例示を出して御説明をさせていただきますと、先ほどの補正予算の審議で、光スポーツ公園の雨水渠について御審議を頂きました。公園の雨水を流すための施設でございまして、こういった施設は事後保全型の管理になります。同じスポーツ公園の中にありましても、予防保全型の管理を行う公園施設もあれば、事後保全型管理を行う公園施設もありまして、まさに先ほどの雨水渠は事後保全型管理を行う施設であり、これを更新するために国の交付金を充てて対策をしようとするものでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、今14ページ、15ページのところの施設については、全く対象外という考えになるわけですね。

○松並建設部次長

光市の公園施設長寿命化計画の対象の公園ではないということでございます。以上でございます。

○大田委員

そうすると、長寿命化計画でない公園になると、その遊具とかいうのはどねえなるんですか。

○松並建設部次長

都市公園の遊具につきましては、年に1回の定期点検なども行っておりまして、適切な維持管理に努めておりますが、公園施設の長寿命化計画の対象の公園ではないということになります。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、住民が一つ一つ、これは危ないからどうしたらいいんですかというのを役所のほうに、住民のほうから声を上げんにやいけないと。それと一つは

見て回るということですか。

○松並建設部次長

この14ページ、15ページ、こちらの34公園につきましては、年に1回の定期点検を行っておりますので、不具合等の把握には努めておりますが、もしお使いになれる住民の方や御近所にお住まいの方等で何かお気づきのことがあれば、御連絡を頂くとありがたいところでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、今ここの何、5ページですかね、載っちゃう、3ページですか、5か所。これだけが長寿命化計画の対象になるということですね。

○松並建設部次長

光市の公園施設長寿命化計画の対象となりますのは、5つの公園ということでございます。

以上でございます。

○仲山委員

少し確認させてください。先ほど田邊委員の質問に答えた中で、指針にはないんだけど交付金の関係上2ha以上というような話があったかと思うんですけども、伊藤公記念公園は2haないけど選ばれているんですね。この辺の事情というのは。

○松並建設部次長

この3ページの上のところでは少しお示しをしておりますが、供用面積が広く規模の大きな公園に加え、伊藤公記念公園は、市内外から多くの方がおみえになりますので、計画の対象としたところでございます。

財源のことで少し補足をさせていただきますと、公園の交付金の対象ではありませんが、この計画を定めることにより使える起債がございますので、そちらの対象にはなっておりません。

以上でございます。

○仲山委員

了解いたしました。

あと、今もちょっと話が出て、確認をさせていただきたいんですけども、事後

保全型管理、ここに書いてあるように機能が果たせなくなった段階で取り替えるような感じがする方法ということになっております。

公園にある施設をざっと思い浮かべましたときに、機能が果たせなくなった段階というのが、事によると危険な状態という場合も結構あるのではないかと想像しちゃうんですけども、その辺り、事後保全型の管理に当たるものというのが実は少ないのか、それとも危険度に関してはまた別の危険度に関してはまた別の捉え方で対応なさっていくのか、その辺りちょっとお願いします。

○松並建設部次長

定期点検等を行っておりますので、状態を把握して危ない状態であれば、例えば利用しないでくださいといった利用停止の措置を講じつつ、更新等について検討していくことになると考えております。

以上でございます。

○仲山委員

了解しました。分かりました、ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○早稲田委員

令和4年度の予算書にありますハザードマップ作成委託料の進捗状況についてお示してください。

○秋友監理課長

ハザードマップについての御質問についてお答えさせていただきます。

ハザードマップの委託料として48万2,000円を計上しております。そのうち在庫が少なくなっている地区については300枚を増刷とするもので、対象地域は今年度、室積1地区、光井側ということになります。そして三井地区、立野地区、東荷地区、この4地区について増刷を進めることとしております。

以上です。

○早稲田委員

今年度は300冊の増刷で、室積地区、三井地区、立野地区、東荷地区ですね。増刷が順調に進んでいくようお願いしたいと思います。

続きまして、以前の委員会でも質問したかと思うんですが、ポットホールについて伺います。

事故が多くなっているようなんですけれども、令和3年度は何件市民の方からの通報があつて、何件修復したのか、お伺いします。過去3年間で比較して増加しているのか減少しているのか、いかがでしょうか、お尋ねします。

○山本道路河川課長

ポットホール等の補修の件数等でございます。道路河川課では、日常的なパトロールや年2回の定期パトロールを実施しております。ポットホールの早期発見と早急な対応を行っているところでございます。

お尋ねの通報件数等につきましては、ポットホールなどの軽微なものはその場で職員が対応しており、件数も多くあり、個別に把握することは困難ですので、以前の令和3年12月の委員会においてお答えさせていただきましたように、パトロールにより確認したものや市民の方などからの通報によるものを合わせ、市が業者に依頼し、修復や修繕などを実施した件数でお答えさせていただきます。

令和元年度が61件、令和2年度が53件、令和3年度は、以前の委員会では12月3日時点で51件とお答えしましたが、3月末までに7件増え、58件でございます。

3年間の件数につきましては、先ほど申しましたように、おおむね50件から60件で推移していることから、特に大きな増減はないものと認識しております。

以上でございます。

○早稲田委員

市民の方からの通報と点検によつての発見したもので、後は市が業者に依頼したものの数字ということで、大体50件から60件というところで理解しました。やはりとても危険なので、少なくなることを希望しております。

また、すぐに対応していただきますように、よろしく願いいたします。

では、次の質問に入ります。市道緊急整備事業でしょうか、現在の整備状況と今後の計画についてお示してください。

○山本道路河川課長

市道緊急整備事業の進捗状況等についてお答えさせていただきます。

市道緊急整備事業は、令和4年度の単年度の単独事業でございます。舗装の補修工事と横断側溝の緊急的な補修改築工事を予定しているところでございます。

1つ目の舗装の緊急整備工事の進捗状況でございますが、浅江1丁目の浅江町線の工事の契約を締結しており、そのほか中村花園線などの8路線については、現在路線ごとに工事の発注に向け設計や積算などを進めているところでございます。

2つ目の横断側溝の改修工事につきましては、光駅前横断側溝や大字立野の市道慶周寺線など5路線を予定しており、現在は路線ごとに工事の発注に向け設計や積算、入札に向けた事務処理などを進めているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

こちらの事業は令和4年度の単年度の事業ということで、現在進んでいるけれども、1つ目の浅江町線のところが進んでいるということで、あとは今進みつつあるということで理解しました。

令和4年度の単年度事業で、全てきちんと早めに終わるようによろしく願いしたいと思います。

続きまして、市内道路橋定期点検事業について、点検の進捗状況をお尋ねします。

○山本道路河川課長

市道橋梁の点検の進捗状況ということでございますが、市道橋梁208橋の点検は平成26年7月の道路法施行規則の一部改訂により5年に一度の近接目視点検を実施することとしております。

これまでの点検の実施状況でございますが、一巡目の点検を平成26年から平成30年度に行い、令和元年度からは二巡目を実施しているところで、令和元年度から令和5年度までの5年間に208橋を計画しており、このうち令和3年度末までに135橋の点検を終えております。

令和4年度には46橋を行い、5年間の最終年度となる令和5年度は残りの27橋の点検を行う計画としています。

以上でございます。

○早稲田委員

208橋のうち令和3年度が135橋で、令和4年度は46橋を予定しているということで、今二巡目を走っているということで理解しました。こちらも災害等のときに危険ではないようによろしくお願いいたします。

では、次の質問に入ります。

道路の白線の件なんですけれども、市民の方々から道路の中央の白線が薄い等の連絡を受けることがありまして、そういった場合はどのようにしたらよいか教えてください、お願いします。

○山本道路河川課長

道路の白線に関する御質問でございます。市道など市が管理する道路についてお答えさせていただきます。

市道など市が管理します道路の白線が薄いなどの対応につきましては、市では市民部の生活安全課が所管となりますが、中央線などの規制に関するものであれば、山口県公安委員会の所管となります。

このことから道路河川課といたしましては、生活安全課や山口県公安委員会への要望や情報共有、調整といった対応を行っております。市道などの路線の白線が見えにくくどこに連絡したらいいか分からない場合などにつきましては、市の生活安全課や道路河川課のほうに御連絡頂ければと思います。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。白線が薄いということだけの情報なので、どの部に言ったらいいかという細かいことはちょっと分からないと思いますので、またそちらのほうに、道路河川課のほうにお伺いして、この件はどちらという案内を受けながら、市民の方の御希望に添うような形で努力したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、もう一つ質問いたします。冠山総合公園の協働活動事業という計画があったと思うんですけども、そちらの事業の進捗状況を具体的にお示してください。

○松並建設部次長

冠山総合公園協働活動事業の進捗について、お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、3月の委員会でも新年度の事業ということでお尋ねを頂きまして、森林の保全や環境美化の活動を通じて豊かな自然に触れ、ふるさとの自然環境の保護につながることや、美化活動に参加される方々のコミュニケーションの促進といったことを目的に、光市と冠山総合公園指定管理者株式会社ビークルーエッセ、株式会社リコー及びリコージャパン株式会社とで、冠山総合公園協働活動事業に関する協定を締結する運びとなりました。

活動の対象となります冠山総合公園と隣接する市の所有地、こちらの愛称を冠(かんむ)リコーの森と定めまして、活動のPRに活用することとしております。

なお、6月23日、今週の木曜日でございます。協定の締結式を執り行うこととしております。

以上でございます。

○早稲田委員

森林保全や環境の美化を目的としたこの事業ということで、現在の進捗状況としては6月23日に協定の締結を予定しているということで、それ以降にいろいろ事業が進んでいくということで理解いたしました。こちらのほうもよろしくをお願いします。

以上です。

○田邊委員

公営住宅入居者の家賃決定における収入算定に関する質問を行いますが、市営住宅の家賃と今回のいわゆる新型コロナ関連の給付金の関係についてお聞きしたいんです。

市営住宅の家賃は、世帯の収入によって家賃が決まるということですが、新型コロナ関連の給付金は、これは収入の一部として算入するという考え方ですか。

○沖本建設部建築担当次長

市営住宅の家賃の算定とコロナ関連の給付金の関係についてでございます。市営住宅の家賃を決定するための収入というものは、所得税法に基づく所得金額の合計とされております。コロナ関連の給付金のうち、持続化給付金につきましては、所得税や法人税の計算上、収入として計上する必要があるとされておりますので、市営住宅の家賃の算定におきましては、収入として算入すべきものであると考えております。

以上でございます。

○田邊委員

それなら、給付金をもらうことによって収入が増えて家賃が高くなるということですが、このあたりはどうなんですか。

○沖本建設部建築担当次長

給付金のうちの持続化給付金につきましては、売上げが前年同月比50%以上減少している月があれば支給の対象となり得るということですが、給付金と収入の総額が前年を上回り市営住宅の家賃が高くなるといったことはあるかと思われま。

以上でございます。

○田邊委員

これはいわゆる公営住宅の家賃額が跳ね上がって、ずっとこの先、家賃を払えずに住み続ける額になるというのを国会でやっているんですよ、この頃。そじゃから、公営住宅の事業主体の判断によって、公営住宅の入居者及び同居者が受給したこの持続化給付金、こういったものは昭和36年3月6日付の建設省住宅局長通知における退職所得、譲渡所得、一時所得、雑所得、その他の所得のうち一時的な収入、おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入ではないものに該当すると扱い、所得金額の認定に当たっては、当該持続化給付金等の額を除くこととすることは可能であると、これは言っておるんです、参議院のこの委員会の中で。知っています、その辺りは。

○沖本建設部建築担当次長

国会の答弁書の中に、公営住宅法施行令第1条第3号の収入の認定の特例というふうにみなすことはできますよというのは認識しております。

以上でございます。

○田邊委員

だから、うちは地方自治体なんじゃから。県も地方自治体だから、県、市、町が、判断すればこれはオーケーだと。私もこれ行政から聞き取って、これは大変重要なことだから是正せんといけんということで今やっているんですよ、この問題については。

だから、今税法上のなんだかんだ言うたけど、ここで36年にこういったことで可能であると言ってんだ。その辺りお願いしますね。今そういった問題が出てないかも分かりませんが、もし仮に出たときは、何らかのことを当局がやってもらわんといけませんよ。その辺りどうです。

○沖本建設部建築担当次長

御要望として承りますが、持続化給付金は収入の減少に対する補償や賃金等の支出の補填のために収入の一部として支給されるものであり、課税対象となっております。

このことから収入から給付金を除外するといった考えは今のところございません。

○田邊委員

そちらの考えはそうじゃけど、こちらにも可能であるというか、答えとるんじゃから、国会でも、その辺りも。独自でできるものじゃからね、こういうものは。独自で、書いてあるここに。何、この自治体独自、当該施設、持っている光市が

独自にできることなんだから、この辺りは。

○沖本建設部建築担当次長

本市独自にできるということではありますが、本市の見解といたしましては、あくまでも収入の一部ということで捉えたいと考えておりますので、収入から給付金を除外するといった考えはありません。

○田邊委員

今、光市の見解は分かりましたけど、私どももの考え方もありますんで、この問題がもし仮に出た場合は、これは私は主張していきますんで、その辺り心得ておいてください。よろしくお願ひしますね。

続きまして、別問題。水害や土砂災害など災害のリスクが高い場所に建てられておる現状の市営住宅、こういったものはどれぐらいあるのか。県も今出しているんですよ、いろいろね。

○沖本建設部建築担当次長

全市営住宅の団地数28団地ございますが、このうち17棟の団地が土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、いずれかに指定されている場所でございます。

以上でございます。

○田邊委員

28のうち17団地はそういった指定の危険な場所に建てられているところですけど、今いろいろな国のほうでハザードマップができて、その当時は災害の危険地域じゃなかったかも分からん、レッドゾーンとか。それだけど、今災害リスクの高い市営住宅に対しては、現在はどんな対策を今後講じようと考えておられるんです。

○沖本建設部建築担当次長

現在は新規に入居される方には、入居時にこのハザードマップや避難場所等について説明をしております。今後、既存の入居者に関しましても、ハザードマップ、避難場所、災害時要支援者支援事業、防災行政無線、防災広報ダイヤルなど改めて確認をするように呼びかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

どんな感じでやっているんです、他市とか県とかは。そのような情報はありますか、今。

○沖本建設部建築担当次長

申し分ございません。他市の状況については詳しくお聞きはしておりませんが、県では、同様にハザードマップや避難場所等、入居者に対して確認を行っているといったことを聞いております。

以上でございます。

○田邊委員

そういったものが今、28団地のうちで17あるというところはよく心得て、何らかの形でできるものは対策を講じてほしいというところでお願いします。

以上です。

○大田委員

先ほど経済部でもお聞きしたんですが、海岸松林、建設部のところがあるというふうにお聞きしたんですが、清掃はどのようにされているんですか。

○松並建設部次長

虹ヶ浜海岸松林のうち建設部所管分につきましては、業者に委託をしております。下草刈りを年に2回実施をしております。

以上でございます。

○大田委員

今、業者に委託と言われたんですが、以前は高就労の人がやりよったように感じておるんですが、違うんですかね。

○松並建設部次長

虹ヶ浜海岸松林内の下草刈りにつきましては、従前から競争入札により業者に委託をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

その委託方法はどのような感じで。

○松並建設部次長

指名競争入札により業者を決定しております。
以上でございます。

○大田委員

あ、そうなんだ。私の勘違いやったんじゃないかね、高就労の方々が以前やりよったというふうに。あそこの高就労の事務所ちゅうか休憩所もあったように思っているんですが、業者の方に入札でやってもらっている、年2回清掃活動やってもらってる。国立公園ですからきれいな住民の方々が公園として遊べるような感じで今後も維持管理してもらいたいと思っております。

それで、今度の認定外というか赤線といいますか、あれはもう市のほうでやらないと、維持補修は。というふうに答えておられたんですが、いまだに考えの変わることはありませんか。

○山本道路河川課長

法定外公共物や認定外道路の維持管理についてでございますが、以前お答えしていたとおり地元や利用者の方々の協力を得るなど、維持管理をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

赤線にしたって認定外にして、ほとんどの方が今はよっぽどの特例でない限り部落道というんですか、生活道といいますか、ほとんど公共的に使っておるんですよね。公共的に使っておる道路を市でなくて認定外だ赤線だというんで住民の方に負担をかけるのはどうかと、私はいまだに考えておるわけです。だから生活道にしても認定外道路にしても、市道にしても格上げしてもらって、市で管理してもらおうほうがいいのではないかなと思っておりますので、そのところを深く深く検討してから、市道のほうに格上げしてもらおうようお願いしたいと思います。

赤線は大体国の土地をそのまま道路として使っているように私は思っていたんですが、岩屋地区においては市の土地の上に赤線としてあって、それも住民の方々が維持補修をされているように現在は行っているようにお聞きしているんですが、そのところはどねえなんですかね。

○秋友監理課長

岩屋地区の市道ということでお尋ねですが、現状岩屋地区におきましては市道と認定外道路という部分がございます。委員お尋ねの認定外道路ということ

になろうかと思いますが、こちらのほうの市道認定というものについては基準がございまして現状のままという形の道路の扱いになるということになります。

○大田委員

現状の扱いはそれはいいんですが、市営の土地に認定外道路と認定して、赤線として認定して、それで住民の方に維持管理されているわけです。市の土地です。分かりますか、民間の土地じゃないんです、市の土地なんです。そのところをどういう対応されるか、もう一遍お聞きします。

○秋友監理課長

認定外道路の中に一部、法定外道路、いわゆる赤線、青線という形の道路が入っておるとい形になるんですが、こちらの部分についても取扱いは従前足るものと同じという形で対応させていただいております。

○大田委員

青線は水路じゃからね、赤線についてお聞きしよるんです。市の土地を道路として提供して、それでそこは市の土地でありながら、認定外道路として市道として認定しなくて、住民の方に維持補修をされてる。それはちょっと私としては、住民の方もいろいろ言っておられます。住民の方も、これは市が維持補修してほしいというふうに要望もあるんですが、それは一応認定外じゃから住民の方が維持補修しなさいよというのは、それは少しちょっと考えが、住民の方々もそうじゃろうと思うんですが、考えをちょっともう少し変更してもらったほうがいいと思うんですがね。

○酒向建設部長

これまでも御答弁させていただいておりますとおり、認定外道路につきましては、道路法による道路として認定されていない道路であり、この中にやはり委員仰せの農道だとか法定外公共物、いわゆる赤線というのがございます。こうした認定外道路につきましては、地域に密着した道路として主に地域住民の皆さんに利用されております。

このため財産の管理は市でございまして、日常の維持管理につきましては、光市法定外公共物管理条例の第3条の利用者の責務の規定に基づきまして、地域の方々の御協力をお願いしているところでございます。これは今までの答弁のとおりでございます。

以上でございます。

○大田委員

道路の規定とは、そしたら。道路の規定。

○酒向建設部長

光市法定外公共物管理条例の第3条ということを申し上げました。

以上でございます。

○大田委員

要するに法定外道路じゃから認定外道路とすると、ね。それを決めるのは市が決めるんでしょ。市がこの道路は法定外道路じゃ、この道路は市の道路じゃ、そうでしょ。市が決めるんでしょ、国が決めるんですか。

○酒向建設部長

市道認定につきましては、議会の御議決を頂きまして、市道認定をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

現在はそうです、現在は。以前は市が決めたんでしょ。最初は市が決めたんでしょ。今現在は、こういうふうな4m以上あって両側に側溝があって、片方行き止まりになったら、そこで回転できるだけの道路の幅を設けなさいよと。それはここ七、八年前でしょ、決めたのは。その前のときには、一応議会があるときには議会で決めたんですが、それ以前のときには市が決めたんでしょ。その規定があるかないか分からないときは、市が全部これは市道ですよちゅうのを決めちゃったわけでしょう。

○酒向建設部長

市が決めたということでございますけども、やはり議会の御議決を頂いて、その上で市道認定というものがされてまいります。今まで市道認定されていないということにつきましては、これまでの社会情勢等地域性もございまして市道認定はされていないものと理解しております。

以上でございます。

○大田委員

だから議会が認定するんですが、それを今回も出したように市が認定します

から議会のほうで承認してくださいということでしょう。議会が認定するのは、市が出したのを議会が認定するわけでしょう。市が出したんですよ。私の言うたこと違いますかね。

○吉本副市長

これまで一般質問の場、それからこの委員会の場で私が何回も御説明を申し上げたところですけども、それについて今建設部長のほうがお答えしたわけなんですけども、委員の言われるのは、市内のほとんどの道路を市道として認定してほしいというようなお話ですよ。

今、市内には膨大な数の市道があります。また、それ以外の道路というのが、市道以上に多いわけなんです。それを全て市道ということになると、全て市が、市の経費をもって維持管理ということになると思うんですが、それは非常に現実的ではない御意見だと思います。

こういった取組は、県内のほとんどの市で、光市と同じような取組をやっております。地域の皆様方、生活に利用される皆様方、そういう方のお力添えを頂いているからこそ、そういった道路がきちんと維持管理され、事故のないように皆さん保全されております。ので、今光市におきましては、そういった取組というのは、引き続き、地域の皆様方をお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大田委員

それは当然道路である限り、市道認定して、それをインフラ整備をして。住民が暮らしやすい光市にしてもらいたいと思うから、そういうふうに私はいつもお願いしているわけですよ。今後ともよく考えて、住民のためにインフラ整備を十分してもらおうようにお願いします。

変わりまして、大和地区に以前、大和建设協同組合の指導の下に建設残土を捨てる指定場所があって、今大体ほとんど完成されていると思っておりますが、その完成されているところの跡地を市としては今後どのようにしていったらいいのか。今のところ現在放置されたままみたいなんですけど、せつかく残土捨てていい敷地になっております。そこのところの市の考え方ちゅうたら、どういうふうなもんか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○秋友監理課長

ただいま東荷地区の残土処理場についてのお尋ねですが、お尋ねの残土処理場については、大和町建設業協同組合が建設した残土処理場ということになっております。

そして組合が土地、そこの残土処理場の18名の同意を得て、平成11年6月から残土の受入れを開始したと。先般の平成30年、台風により被害が出たものの、その土を搬入させていただいたという経緯がございます。そのことから11月6日をもって受入れ停止ということで通知をいただいたところでございます。

受入れ停止になった部分についての通知というのは、大和町建設業協同組合が光市のほうに通知しておりますので、管理自体については大和町建設業協同組合が現在も管理になるというふうに考えております。その一部に市道が入りますので、この市道部分においては完了後、建設業協同組合が整備された後、光市に寄贈という形になってくるということで理解をしております。

また、光市として換地後の対応はどうかということにつきましては、換地後は先ほど言った18名さんの土地に戻るということになりますので、光市として、今後の土地利用というのは今のところ考えておりません。

以上です。

○大田委員

土砂搬入が完了しているというような答弁じゃったんですが、その後、光市はその土地に関して監修は何かされるか何かしたんですか。

○秋友監理課長

完了になる前に、組合のほうと話をさせていただいたところが現状でございます。

以上です。

○大田委員

そのままにしておって、まだ管理は建設業協同組合が行っているから、まだその完了届をもらってないから、監視までいかないという、そういう答弁ですよ。

○秋友監理課長

建設業協同組合が搬入を平成30年11月6日に停止をしたという通知を受け、速やかに換地処分が行われるものと考えておりましたが、現在に至るということになります。

市といたしまして、今後適切な対応が行われるよう動向を注視してまいりたいと考えております。

○大田委員

そやからもう随分なるんですが、動向を注視するのは分かったんですが、速や

かに跡地利用を考えるよう建設業協同組合のほうに市のほうから御助言を頂けるとありがたいと思うんですが、ぜひお願いしますよ。

次に、道路についてもう一遍お聞きするんですが、同僚議員もお聞かせ願いたいんですが、道路パトロールカーというもんがあって、これは1台ですか、2台ですか、3台ですか。

○山本道路河川課長

道路パトロールカーということなんですけど、主に作業を行う際の車が2台、3台ありますが、特に道路の調査に特化した車というのは市のほうでは所有はしておりません。

以上でございます。

○大田委員

道路を作業する車が道路パトロールカーで、2台から3台あるということですね。

○山本道路河川課長

そのとおりでございます。

○大田委員

そうしたら、道路をパトロールする車はないと、今はそういう答弁じゃったと思うんですが、今同僚議員が言ったポットホールがすごい空いているわけですよ。年間50か所から60か所ポットホールを穴埋めされておると。今それ以上に空いているんですよ。それで特に雨が降ったなんか亀の子状態に道路が古いからずっと行って、それから雨が上がったときなんかポットホールに随分なっているんですよ。それはもう50か所、60か所ちゅうもんじゃなくて、すごいあるわけです。道路パトロールカーが見て歩いてなくて、そしたら道路パトロールはされているんですか。

○山本道路河川課長

先ほど申しましたのは道路パトロールカー、特別な調査の器具を積んだような車がないという趣旨で申し上げましたが、公用車を使用してパトロールを行っております。

パトロールにつきましては、日常の業務を利用した日常的なパトロール、そして市道全般を対象とした定期のパトロールを年2回ほど行っております。

以上でございます。

○大田委員

年2回じゃ、それを、ポットホールどれだけ空いちよるか分からんですいね、それは。年2回じゃったら。それは再々ずっと市民からの通報とかあれじゃなけんにゃ分からんですいね、それは。だから常に常時道路パトロールしてポットホールがとか、ここの崖が危ないとかいうところ、道路のこの具合が悪いとかというのを常に把握してもろうちよかんにはいけないと思うんですよ、私は。

今、副市長が言われたように、認定外道路までしたらすごい道路の距離数になるから、それまでできませんと言われたんですが、まだ現在道路パトロール年2遍しかしてないとかやったら、余計に維持ちゅうのがしにくいところでございますいね。そこのところどういうふうにお考えでしょうか。

○山本道路河川課長

道路のパトロールでございますが、先ほど申しましたように、日常の業務、道路を利用する際に職員も車で走りますので、そのとき車内からも異常がないか、目視点検をしております。

また、市民の皆様からの通報であったり、情報提供であったり、こういったものにも素早く対応しております。

また、新たな取組といたしまして、市民の皆様から、情報がより提供しやすいようなアプリといいますか、運用のシステムのほうも情報推進DX課で検討を行っております。

以上でございます。

○大田委員

それはそれで市民の双方からも、職員さんが工事行くとか点検に行くときの道路なんかも見て回れるから、それもやっているということで、それは分かりましたが。ポットホールなんかいろいろあると。今梅雨時期で、草が随分生えて、路側線も見えないぐらい草が覆いかぶさっている状態もあるわけです。当然市のほうも市道に関しては関知しておられるわけですね。

○山本道路河川課長

ポットホールの情報提供を頂きましたら、直ちに職員が対応しております。常温合材というものを使用しまして早急に対応しております。草が生えて見にくいとかという苦情が来れば、職員が現地を確認した上で、その対応を検討しております。

以上でございます。

○大田委員

要するに路側線も見えないぐらい草が覆われて、道路の車幅が狭くなっている。当然、住民もあれでしょうが、現場に職員の方たちも行っておられる、それで当然目視をされているわけです。そういう報告も上がってきていると思うんです。だからこの路線は、路側線が見えないぐらい草が覆いかぶさってきちよるから、草を除去せんにやいけんなどというのは当然上がってくると思うんですが、そのところはどうか。

○山本道路河川課長

草でございますが、先ほども少しお答えしましたとおり、市道の維持管理につきましても、草刈り等の日常的な維持管理は、地元の方々の御協力をお願いしているところでございます。

しかしながら、草が繁茂して見にくいとかいうことであれば、状況を確認して通行の安全が確保できるかという観点で、現地の状況を確認して、場合によっては部分的に草を刈るなど対応の検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

地元住民の方の草刈りをしてくださいと今も言われたんですが、そりゃ草刈りも地元住民の方もされていますが、地元住民のおられないところまで地元住民が草を刈れということですか。そうじゃないでしょう、地元住民がおられる方はそれは地元住民が出てからやられる場合もあるわ、ほとんどが一応市道をやったら、市の道路が路側線も見えないぐらい草が生えちよったら、積極的に買って行ってくださいよと私はお願いしよるわけですよ。ね。地元住民の方が草刈って、残りはそれならうちがやりますじゃないと私は思っているんですがね、違いますかね、私の。

○山本道路河川課長

市道の草刈りにつきましては、高尾鍋倉線といった主要な幹線、立野浅江線といった民家がないような路線については、市が草刈りを行っている路線もございます。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも路側線が見えないぐらい草が生えて、道路幅も狭まったら交通事故

の対象にもなりますから、ぜひともそういうような対象地域のところにおいては、住民の力、それは当然お借りすることも当然でしょう。でも一応やっぱり市のほうも積極的に、そのようなところも草刈りして行って私はほしいと思っているんですよ。ぜひよろしくをお願いします。

そして市営住宅に移るんですが、長寿命化計画というのいろいろ計画されておって、市営住宅の用途廃止ちゅうのが一応目標設定されているんですが、今目標設定しているところの達成はどのぐらいの達成しているんですかね。

○沖本建設部建築担当次長

市営住宅等の長寿命化計画の進捗状況についてでございます。市営住宅の用途廃止につきましては、これまで用途廃止が完了した住宅は戸数で言うと51戸でございます。

当初の光市営住宅と長寿命化計画策定時の市営住宅の総戸数は1,234戸でありましたので、約4.1%の削減ということになります。

以上でございます。

○大田委員

4.1%、随分削減する幅が、あれは何年間計画じゃったんですかね。

○沖本建設部建築担当次長

旧計画では昨年度まで10か年の計画でございます。

○大田委員

10か年と言うと、もう5年ぐらい過ぎているんじゃないんですかね。

○沖本建設部建築担当次長

令和3年度でちょうど10年目となります。

○大田委員

申し分ないですね。10か年計画で昨年で計画が終了して4.1%達成率、随分低いように思うんですが。今後の設定された目標について、今後どういうふうな進め方をされるのか、また、その住宅ちゅうのはどのぐらいなのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○沖本建設部建築担当次長

昨年度策定いたしました光市営住宅と長寿命化計画では、亀山、岩狩、幸町、

三輪中央住宅等の団地を新たに用途廃止として指定をしております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○沖本建設部建築担当次長

失礼しました。昨年3月に策定いたしました光市営住宅等長寿命化計画では、総管理戸数1,203戸になりますが、このうち297戸の用途廃止を計画しております。

以上でございます。

○大田委員

今現在はどのぐらいの用途廃止の目標達成ですか。

○沖本建設部建築担当次長

今年の3月に策定した計画ですので、まだ実績とすれば、上がってはおりません。

以上です。

○大田委員

令和3年度に計画したから今年のあれじゃが、以前の10か年計画でやったら縮減率、たしか20%ぐらいだったと思うんですが、その4.1%しか達成できていないような答弁じゃったと思うんですが、今後の見通しとして6か所ですかね、6か所の住戸の団地の用途廃止を目的とされているんですが、そのところの達成率ちゅうのは、見込みがあって今年度も新しく10か年計画でやられたと思うんですが、今までは4.1%しかできなかった。今後の達成の見込みというのはどういうふうになってですか。

○沖本建設部建築担当次長

失礼しました。昨年度の4.1%につきましては、全市営住宅の戸数のうちの4.1%でございます。そのうち用途廃止と指定しました住宅につきましては101戸。このうちの51戸を用途廃止としましたので、約50%の達成率ということになるかと思います。

今年度の3月に策定いたしました長寿命化計画では、その後の市営住宅数でカウントしていますので、まだ実績としては上がっていないということでございます。

以上です。

○大田委員

だから、それは新しくなくても室積の松中住宅が計画のトップバッターとして前回も今回も上がっているんですが、その見込みというのはどのぐらいあるんですか。

○沖本建設部建築担当次長

松中住宅につきましては、現在管理戸数123戸に対しまして70世帯余りの入居者がいらっしゃいます。今後、具体的な個別の計画等策定してまいります。確実に建て替えを進めてまいりたいと考えております。

○大田委員

最初にあそこを現地建て替えというて、もう前々から言っておられるんです。今現在123戸のうち70世帯まで住んでおられるということでもありますので、見込みはどねえなんですかね。

○沖本建設部建築担当次長

新たに市営住宅等長寿命化計画で、最初に建て替えを行うことといたしましたので、見込みではなく実行していくという段階でございます。

以上です。

○大田委員

見込みではそうでしょうが、できるんでしょうか、できないんでしょうか、それともやるんでしょうか、やらないんでしょうか。

○沖本建設部建築担当次長

建て替えについて実行してまいります。

以上でございます。

○大田委員

実行すると言われましたね。ぜひ期待していますから。だから住民の方もやっぱり納得して、仮に移転してもらっても納得してもらって、それから新しく建て替えて、また新しく移転してもらったところ、また開けてもろうて建て替えるというように、繰り返し、繰り返し、やってもらっていると思うんですよ。一遍に空くまで待つんじゃないで。そういうふうにして順々にやっていったら、市のほうもそんなに負担かからんじやろうと思うから、3戸建てるか、2戸建てるか

4戸建てるか分かりませんが、そういうなのいろいろ計画的に新しく高潮対策なんかもちゃんと取って、今後もずっと計画的に本当進めていってほしいと思うんですよ。やりますと言われたんじゃから、本当にやってもらえると思うんです。ぜひともよろしくお願ひします。

○西崎委員

ただいまの大田委員と執行部のやり取りに関連して質問いたします。

市道の管理、主には除草なんですけど、執行部は以前からお念仏みたいに総延長距離が長いから市ではとてもやらない。隣接市の方に除草をお願いをしておりますという言い方をずっとしてきておりますが、5年も6年も除草をしてくれない隣接所有者の方にお願ひに行っておりますでしょうか。質問します。

○山本道路河川課長

除草がされていないところへのお願ひに行っているかという御質問でございますが、個別には行ってはおりません。以上でございます。

○西崎委員

そのとおりなんです。道のちょうど大きさの間に幅が7mも8mもある立派な市道がある。ところが、もう4年も5年も一切除草しないんで、隣接者の方が。2mぐらいもう幅が4m、長さ30mぐらい、いつも草が生えております。私に質問したら、道路の景観が損なっても車が通れりゃいいよという回答があったんですよ。これは酒向部長はもう現地も見ております。

それで、これ立派な市道なんですけど、もう半分は草が生えて車が通れない状態。隣接者が何もしない人には、用地交渉みたいに本当は夜でもお願ひに行かなきゃいけないんですよ。一切行ってない。これは市会議員も副市長も西ノ庄から出ちよるのにどういふことか言うて、住民の方かなり文句が来ております。

あと山本課長のところには写真と地図を持って状況の説明にまいりますので、ぜひ見てください。

以上。

○吉本副市長

今、私の名前がありましたので、私のほうから説明をさせていただきます。以前、建設部長等が答弁しておりますように、除草等については、隣接する個人の方というよりは地域住民の方々にこれまでもお力添えをいただいておりますし、今後とも道路を皆様方の貴重な財産として、地域の皆様方にぜひともお力添えを頂きたいと思っております。

以上であります。

○西崎委員

今の副市長の答弁に関連して、補足説明をします。私は今の一帯で広い面積なんで、家にあるくわで一部やろうとしたら、そこの住民さんに怒られたんですよ。なぜかと言ったら、草が畑に入ってくるから、すんなど。出荷できん。ということは、やっぱり専門的な道具なり知識がないとできないんですよ。もう幅が4 m、長さが30 mぐらいになって2 m草が生えちよる、そこは。

今、副市長が言われたのは、お宮とか神社とかそういうところなら自治会総出でやるというのは理解できますよ。全く一個人の隣接している、ここ現場は畑なんですけど、それと市道のところを地域住民に呼びかけてやろうというわけにはいきません。

以上です。

○吉本副市長

個人の敷地を周りの方がやられるのは、これはできないと思いますけども。いわゆる公共用地、公共空間というのは、日々利用される皆さん方からぜひともお力添えを頂きたいと思います。一方、先ほどから課長の答弁がありましたように、付近に住民の方がいらっしやらないような道路、これは市のほうでやらせていただいております。しかし、そうでないところは、ぜひとも道路として利用される皆さん方をお願いをしたいと思います。

もし、危険な状態になった場合、これはスポット的に市のほうで対応いたしますので、通行に支障があるとか危険な状況になれば、ぜひとも市のほうに御連絡を頂ければというふうに思っております。お願いします。

○西崎委員

今から5時まで時間がありますから、山本課長のところで写真を見せに行きましょう。

以上です。

○仲山委員

では、市民の協力のほうの話を少ししたいと思います。市の市道に側溝がございます。うちの町内辺りでも泥上げ作業、清掃を町内でやるわけですけども。うちの町内の辺りはコンクリート蓋がはまっているんですが、ところどころグレーチングの蓋に替えていただいております。おかげで中の様子が見れて、今年はこの範囲をやるかと言ったようなことをのぞき込んで相談をしているという

ようなことが、毎年、4月、5月あたりに見られます。御多分に漏れず高齢化してきておまして、毎年活動というわけにはなかなかいかなくなってきていますけども、助かっております。

そんな中、市道の側溝の蓋がコンクリートなんで一部をグレーチングに替えたいということ、窓口で相談に行かれたという話を聞きました。地域によってはコンクリート蓋ばかりでグレーチング蓋は入っていないところがあるということですね。

それに対して市のほうは、傷みであるとかそのコンクリート蓋に問題がないと取り替えることは原則的にはしないというお話であったと。一度側溝の蓋をグレーチング蓋に替えたいということについての対応、ルールや手続あたりについてお伺いいたします。

○山本道路河川課長

市道の側溝の蓋に関する御質問でございますが、市道側溝の蓋の交換につきましては、先ほど委員が申されましたとおり、蓋が破損しているとか、老朽化が進み危険な状態である場合など、側溝の修繕となる場合は市が蓋の交換を行います。蓋を上げやすくするとか、中を見やすくするための蓋の交換など、側溝の整備や改良については、必要とされる方での対応をお願いしております。

その際、市道においては自治会や利用される方など道路管理者以外の方が蓋を交換する工事などの加工を行う場合は、道路法に基づく道路工事施行承認申請書、よく加工承諾といった言い方もしますが、これを市に申請していただき、許可を受けた上で蓋の交換を実施していただくこととしております。

この際の工事などに必要となる費用は、申請者で御負担頂いております。

また、申請の際は、申請書に工事の内容が分かるように工事概要や施工方法、交換する蓋の規格、構造などを記載していただくとともに図面などを添付していただきます。

工事完了後は、完了届を提出していただき、適正な施行が実施されていることを確認した上で、市が帰属を受け以降は市が管理を行ってまいります。

以上でございます。

○仲山委員

よく分かりました。丁寧な説明ありがとうございました。当自治会であっても、というところとして想像してみても、ちょっと市民、自治会の辺りが要求されるものとしては、結構ハードルが高いというふうに私は感じます。当然専門家のサポートや書類の作成等が必要になります。そして工事価格が妥当なものなのかどうかという判断も、なかなか専門家がいないと分かりません。取り替える理由

というのが、これがその住民の方の個人的なというか、利便のためだけであれば、これまた致し方ないところかもしれませんが。先ほどありました市民が進んで道路側溝の清掃をやろうというのを続けているという状態でありますから、これは公共的なことを進んでやろうということでもあります。

あまりこういうハードなといいますかハードルの高い負担を要求するのはどうかというふうに思うんですけども、その辺りについての御見解をお伺いします。

○山本道路河川課長

維持管理に積極的に御協力していただいているということで、大変ありがたく存じてはおりますが、本件に関しましては先に御回答したように、個人が費用負担をしていただくということになろうかと思えます。

市といたしましては、現地を確認し、効率的な対応が図れるよう技術的なアドバイスといった支援は行わせていただいております。

なお、工事の費用等につきましては、その現場の状況によっても費用が違うので、費用に関しては依頼される工事業者さんと調整をしていただければと思っております。

蓋の交換につきましては、市内の市道には側溝蓋のない側溝や老朽化により損傷の進む側溝なども数多くございます。限られた財源の中で、まずはこれらの対応を進めておるところでございます。このような現状におきましては、御質問の蓋の交換は課題も多く、対応も難しいものと考えておりますので御理解いただければと存じます。

以上でございます。

○仲山委員

事情についてもなるほどということではあります。現行のルール、それを取り決めた理由も分かります。しかしながら、高齢化が進行する中、側溝の清掃自体だんだん難しくなっているという中、蓋を開けないと中の様子が分からないと。蓋を上げるのにも一苦勞ということでは、自治会等市民のほうも清掃する意欲もそがれるという面もあります。ギブアップを促進するようなもんだと思うんですね。

ですから、そういうことも含めて考えていただいて、市民の負担を減らす方向で考えていただきますようお願いしておきます。

以上です。